

## 平成28年第3回酒々井町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成28年9月6日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期決定
  - 日程第 3 議案第1号ないし議案第10号並びに報告第1号及び報告第2号一括上程  
(提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託)
  - 日程第 4 休会の件
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

|     |   |   |   |   |   |     |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 濱 | 口 | 信 | 昭 | 君 | 2番  | 須   | 藤 | 伸 | 次 | 君 |
| 4番  | 那 | 須 | 光 | 男 | 君 | 5番  | 御   | 園 | 生 | 浩 | 士 |
| 6番  | 川 | 島 | 邦 | 彦 | 君 | 7番  | 齊   | 藤 |   | 博 | 君 |
| 8番  | 内 | 海 | 和 | 雄 | 君 | 9番  | 佐   | 藤 | 修 | 二 | 君 |
| 10番 | 江 | 澤 | 眞 | 一 | 君 | 11番 | 平   | 澤 | 昭 | 敏 | 君 |
| 12番 | 越 | 川 | 廣 | 司 | 君 | 13番 | 竹   | 尾 | 忠 | 雄 | 君 |
| 14番 | 地 | 福 | 美 | 枝 | 子 | 君   | 15番 | 小 | 早 | 稻 | 賢 |
| 16番 | 高 | 崎 | 長 | 雄 | 君 |     |     |   |   |   | 一 |

欠席議員（1名）

|    |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|---|
| 3番 | 酒 | 瀬 | 川 | 健 | 一 | 君 |
|----|---|---|---|---|---|---|

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

|            |   |   |   |   |   |       |       |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|-------|-------|---|---|---|---|
| 町長         | 小 | 坂 | 泰 | 久 | 君 | 副町長   | 飯     | 塚 | 光 | 昭 | 君 |
| 教育長        | 木 | 村 | 俊 | 幸 | 君 | 教育次長  | 木     | 内 | 達 | 彦 | 君 |
| 総務課長       | 大 | 塚 | 正 | 徳 | 君 | 税務住民長 | 大     | 崎 | 智 | 行 | 君 |
| 健康福祉課長     | 河 | 島 | 幸 | 弘 | 君 | 企画財政長 | 岡     | 野 | 義 | 広 | 君 |
| 住民協働課長     | 清 | 宮 | 高 | 由 | 起 | 君     | 経済環境長 | 芝 | 野 | 芳 | 弘 |
| 参事兼まちづくり課長 | 松 | 本 | 有 | 二 | 君 | 君     | 上下水道長 | 板 | 垣 | 一 | 成 |
| 農業委員会事務局長  | 芝 | 野 | 芳 | 弘 | 君 | 君     | こども課長 | 七 | 夕 | 夕 | 美 |
| 学校教員課長     | 猪 | 鼻 | 慎 | 二 | 君 | 君     | 生涯学習長 | 木 | 内 | 達 | 彦 |
| 会計課長兼会計管理者 | 河 | 合 | 昭 | 男 | 君 |       |       |   |   |   |   |

本会議に出席した事務局職員

|      |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|
| 事務局長 | 福 | 田 | 良 | 二 | 書 | 記 | 五 | 代 | より | 子 |
| 書記   | 齊 | 藤 | 良 | 尚 |   |   |   |   |    |   |

---

◎開会の宣告

- 議長（内海和雄君） ただいまから平成28年第3回酒々井町議会定例会を開会します。  
(午前 9時29分)
- 

◎開議の宣告

- 議長（内海和雄君） これから本日の会議を開きます。  
(午前 9時29分)
- 

◎議事日程の報告

- 議長（内海和雄君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。
- 

◎諸般の報告

- 議長（内海和雄君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。  
初めに、本日議案の送付があり、これを受理しましたので、報告します。  
次に、地方自治法第121条第1項の規定による説明員の通知は、お手元に配付してありますので、ご了承願います。  
次に、一部事務組合議会の報告を行います。  
初めに、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員、小早稲賢一君。  
〔佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員 小早稲賢一君登壇〕

- 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員（小早稲賢一君） 平成28年7月佐倉市八街市酒々井町消防議会臨時議会報告。

佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会が平成28年7月19日に消防本部において開催されましたので、報告いたします。酒々井町からは、越川議員と私が出席しております。

臨時会に提出された案件は、6件であります。

議案第1号は、佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであり、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表し、利用者等の火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進するため、違反対象物に係る公表制度を整備したく、同条例の一部を改正するもので、原案のとおり可決されました。

議案第2号は、救助工作車Ⅱ型の購入契約についてであり、八街消防署に配置する救助工作車Ⅱ型について1億746万円をもって株式会社モリタ東京営業部と購入契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

議案第3号は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約についてであり、佐倉消防署に配置する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車について5,702万4,000円をもって株式会社モリタ東京営業部と購入契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

議案第4号は、災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入契約についてであり、佐倉消防署に配置する災害対応特殊消防ポンプ自動車について4,071万6,000円をもって株式会社モリタ東京営業部と購入契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

議案第5号は、高規格救急自動車の購入契約についてであり、八街消防署に配置する高規格救急自動車について3,831万8,400円をもって千葉トヨタ自動車株式会社と購入契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

議案第6号は、損害賠償の額の決定及び和解についてであり、八街市役所内駐車場において公用車が車両と接触した事故について、人身に対する損害に関し相手方と和解し、相手方に支払う損害賠償の額を375万円に決定するもので、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（内海和雄君） 次に、佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員、佐藤修二君。

〔佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員 佐藤修二君登壇〕

○佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員（佐藤修二君） 平成28年8月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会報告書。

佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会が平成28年8月9日、酒々井リサイクル文化センター大会議室において開催されました。当町より須藤議員と私、佐藤が出席をいたしました。その概要についてご報告をいたします。

提出議案は、2件であります。

議案第1号は、酒々井リサイクル文化センターごみ焼却施設基幹的整備改良工事の請負契約の締結であり、荏原環境プラント株式会社東関東支店と47億880万円で契約を締結し、本件は原案のとおり可決されました。

議案第2号は、平成28年度佐倉市、酒々井町清掃組一般会計補正予算（第1号）についてであり、既定の歳入歳出予算額22億9,820万3,000円に歳入歳出それぞれ889万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億709万5,000円とするものであり、本案は原案のとおり可決されました。

以上、報告します。

○議長（内海和雄君） ご苦労さまでした。

なお、印旛衛生施設管理組合議会報告につきましては、報告書をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

次に、陳情第2号、指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情書、陳情類第39号、「ニッポン1億総活躍プラン」を实践するシルバー人材センターへの支援の要望につきましては、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告があり、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、議会運営委員会から本定例会の議会運営につきまして答申をいただいております。

さらに、行政報告について、町長、小坂泰久君より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

今回申し上げる行政報告は、4件であります。

初めに、平成28年8月22日の台風9号の町の対応について報告いたします。台風接近が見込まれる3日前の8月19日午前9時から関係課の担当職員による会議を実施し、警戒配備体制の確認、危険箇所 の点検についての確認を行いました。また、関係課にあつては同日中に土砂災害危険箇所、浸水危険箇所、河川の点検、道路パトロールを実施し、浸水害を最小限とするために道路側溝、雨水排水弁等の清掃を実施しました。そのほか、資機材の確認として発電機作動確認及び燃料の有無、土のうの数を確認しています。町消防団の体制につきましては、消防団本部と協議し、避難勧告等の発令時の広報及び災害発生時の出動体制の確認を行っています。

台風接近当日の8月22日午前4時30分に大雨洪水暴風警報が銚子地方気象台より発表され、警戒配備体制をとりました。警戒配備体制につきましては、総務課9人、まちづくり課6人、上下水道課4人となっております。午前6時40分に中央公民館を自主避難所として開設しました。自主避難所につきましては、台風など、事前に被害の想定ができるものは早目に開設することとしており、夜半から明朝にかけて台風が接近する場合などは足元の明るいうちに開設し、安全に避難していただくこととしております。自主避難所の開設の周知につきましては、開設と同じく午前6時40分に防災行政無線で台風に対する注意喚起とあわせて放送しました。その後は、同じ内容で午前9時に放送しています。また、午後3時10分に酒々井地区において停電している旨の情報を放送しています。

午後6時55分には、暴風警報の解除となりましたが、酒々井地区の停電及びその他の地区でも暴風による倒木被害があったため、自主避難所としている中央公民館については、停電が解消された8月23日午後5時40分まで継続して開設しました。

台風9号の被害の検証として、暴風による被害が大きかったことから、今後の注意喚起等を早目に行うこととし、倒木の危険性などを日ごろから啓発していきたいと考えています。また、中央公民館は自主避難所として災害対応を図ることとしておりますので、利用については総務課危機管理室までお問い合わせください。住民の皆様には、停電の発生も考慮して、日ごろから防災用品をそろえていただき、自助の対応に備えていただけるよう啓発してまいります。

次に、酒々井・千葉氏まつりの開催について報告いたします。酒々井町は、明治22年の町制施行以来、独立独歩の道を歩み続け、日本で一番古い町としてことしで127年になります。高品質なコンパクトシティとして歴史文化を生かしたまちづくりを進めており、平成27年10月には酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定、地方創生をより一層推進し、町民誰もが100年安心して住めるまちづくりに取り組んでおります。町では、その取り組みの一つとして、来月10月2日、町民との協働により酒々井・千葉氏まつりを開催いたします。

酒々井・千葉氏まつりは、平成31年度酒々井町誕生130年を控え、千葉県初となる国指定史跡である本佐倉城跡を中心に町の歴史文化遺産を活用し、町民の郷土への愛着や誇りを高めるとともに、町のイメージ向上とブランド形成を図るべく、戦国時代から明治時代まで当町で行われていた祭礼、千葉氏ま

つりを復活、開催するものであります。

この祭りは、町内の各種団体でまちづくりにご活躍されている方々で構成される酒々井・千葉氏まつり実行委員会が中心となり企画運営され、千葉氏にかかわりのある連携協力市町等の来賓の方々をお招きするとともに、酒々井町民だけでなく、町内外からも多くの皆様方にご参加をいただき、皆が思い思いに仮装をするばか乗りや競い馬など、当時の祭礼において実際に行われていた祭事を現代風にアレンジして再現するもので、町民、特に町の未来を担う子供たちが酒々井町のアイデンティティを肌で感じられるよう盛大に開催します。町民の皆様方と町議会のご支援、ご協力をいただき、酒々井町が一丸となり、今回の酒々井・千葉氏まつりを成功させたいと考えております。

次に、老人福祉大会の2部制開催について報告いたします。毎年敬老の日に開催している老人福祉大会は、対象者が増加しており、また事前の参加申し込みにより400名を超える出席者となりましたことから、今年度より町内を2地域に分けて午前と午後の2部制とし、9月19日にプリミエール酒々井文化ホールを会場に実施いたします。大会では、88歳の方をお祝いする式典と老人クラブの方々等による演芸会を行います。

最後に、酒々井ちびっこ天国夏季プール事業の運営について報告いたします。酒々井ちびっこ天国の本年度のプール事業につきましては、7月16日から18日まで先行してプレオープンし、夏休みが始まる7月23日から8月31日までの開園予定43日間のうち、天候不良による休園及び途中休園11日を除く32日の開園となりました。

入園者数は、開園後から8月初旬にかけて落雷などを含む天候不良の影響で入園者が伸びず、8月上旬からお盆休みにかけては天候にも恵まれ、平年並みの入園者が訪れましたが、8月後半はたび重なる台風による休園が続いた影響で、最終的には昨年度を8,770人下回る4万5,634人となりました。

なお、開園期間中は大きな事故等もなく、良好な施設運営が実施されました。

以上、ご報告いたします。

○議長（内海和雄君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（内海和雄君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により議長から指名します。

2番議員 須藤伸次君

4番議員 那須光男君を指名します。

---

#### ◎会期決定

○議長（内海和雄君） 日程第2、会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申のありました本日から9月27日までの22日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月27日までの22日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりですので、ご了承ください。

---

◎議案第1号ないし議案第10号並びに報告第1号及び報告第2号一括上程

（提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託）

○議長（内海和雄君） 日程第3、議案第1号ないし議案第10号並びに報告第1号及び報告第2号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、提出案件にかかわります提案理由についてご説明申し上げます。

今回上程いたしました案件は、10議案、報告が2件であります。以下、順次その概要につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号は、酒々井町学校給食費に関する条例の制定についてでございます。当町の学校給食に係る学校給食費については、これまで酒々井町学校給食センター管理運営に関する規則に基づき各学校の教職員が所属学校長名で徴収事務を行い、取りまとめたものを町に納付する形で進められてきたところですが、これを町が直接保護者から徴収する形に改めることを目的として本条例を制定しようとするものであります。

この条例の施行により、町が各町税等と同様に口座振替手数料を負担することとなるため、従来給食を受ける児童生徒の保護者が負担していた金融機関への口座振替手数料が不要となるものであります。

次に、議案第2号は、平成27年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、各会計について監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

各会計の決算額を申し上げますと、一般会計は歳入総額68億6,263万4,000円、歳出総額62億2,286万4,000円です。

次に、特別会計であります。国民健康保険特別会計は歳入総額29億4,949万5,000円、歳出総額28億5,333万円です。

介護保険特別会計は、歳入総額11億5,191万7,000円、歳出総額11億4,031万3,000円です。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計は歳入総額1億9,213万9,000円、歳出総額1億9,045万円です。

以上、各会計の平成27年度決算額を申し上げます。細部につきましては、後ほど企画財政課長からご説明を申し上げます。

次に、議案第3号は、平成27年度酒々井町水道事業会計決算の認定についてであります。認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

初めに、業務の状況ですが、年間総配水量は前年度に比べ9,413立方メートル増の231万1,175立方メートルとなりました。また、平成27年度末における給水件数は、前年度より92件増の8,817件となり、給水人口は1万9,396人となりました。

次に、経理の状況ですが、収益的収支では、水道事業収益が5億4,388万3,645円、水道事業費用が3億6,524万6,022円となり、1億7,863万7,623円の純利益を生じました。一方、資本的収支では、収入額が810万5,260円、支出額が3億8,914万2,912円となり、収入額が支出額に不足する額3億8,103万7,652円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

最後に、建設改良事業として、東酒々井地先配水管布設替工事、酒々井地先配水管布設替工事、墨地区配水管布設替工事（2工区）、取水電気設備改修工事、2号ろ過ポンプ交換工事、尾上浄水場高圧ケーブル敷設替工事を行いました。

なお、東酒々井地区配水管布設替詳細設計業務（その3）、無電柱化事業に伴う配水管布設替詳細、東酒々井地区配水管布設替工事（3工区）については、平成28年度へ予算繰り越しをしました。

次に、議案第4号は、平成27年度酒々井町下水道事業会計決算の認定についてでございます。認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

初めに、業務の状況ですが、平成27年度末における処理区域内人口は1万9,734人となりました。また、年間総処理水量は255万875立方メートルとなりました。

次に、経理の状況ですが、収益的収支では、総収益が3億6,576万6,884円、総費用が3億8,338万3,086円となりました。一方資本的収支では、収入が8,559万9,528円、支出が1億7,379万8,893円となり、収入額が支出額に不足する額8,819万9,365円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填しました。

また、管渠等整備事業につきましては、馬橋地先において特環公共下水道南酒々井26-802-5工区工事、馬橋地区舗装復旧工事等を行ったほか、町内6カ所でマンホールポンプ通報装置更新工事等を行いました。

なお、特環公共下水道南酒々井27-802-9工区工事については、平成28年度へ予算繰り越しをしました。

次に、議案第5号ないし議案第10号までの6議案は、いずれも一般会計及び特別会計等における補正予算であります。

議案第5号は、平成28年度酒々井町一般会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、制度改正に伴うもの、平成27年度決算の確定に伴うもの及び当初予測できなかったものを補正するものであります。既定の歳入歳出予算64億9,520万5,000円に歳入歳出それぞれ9,600万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億9,120万7,000円にしようとするものであります。

歳出の主な内容は、B型肝炎ウイルスワクチンの定期予防接種化に伴う費用や酒々井・千葉氏まつり



実行委員会補助金、中学校の音楽楽器購入費用、地域子育て支援拠点業務の充実を図るため、あいあいルーム保育士賃金の増額、飼料用米等拡大支援事業補助金の増額、さらに給食センターによる学校給食費徴収に関する移行準備のための費用等について補正するものであります。

歳入では、額の決定に伴う地方特例交付金、普通交付税、臨時財政対策債の増額や平成27年度決算に伴う各特別会計からの繰入金及び繰越金を増額するものであります。

細部につきましては、後ほど企画財政課長からご説明申し上げます。

次に、議案第6号は、平成28年度酒々井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、平成27年度決算の確定に伴うものを補正するものであります。

既定の歳入歳出予算30億3,018万4,000円に歳入歳出それぞれ1,208万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億4,226万9,000円にしようとするものであります。

歳出の主な内容は、決算に伴う国庫償還金及び料金改定に伴い郵便料を増額するものであります。

歳入の主な内容は、前期高齢者交付金の確定による減額及び平成27年度決算の確定に伴う繰越金等を増額するものであります。

次に、議案第7号は、平成28年度介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託に伴う経費及び平成27年度決算の確定等に伴うものを補正するものであります。

既定の歳入歳出予算12億1,012万7,000円に歳入歳出それぞれ1,324万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,337万1,000円にしようとするものであります。

歳出の主な内容は、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託に伴う経費、基金積立金、国への償還金、一般会計への繰出金を増額するものであります。

歳入の主な内容は、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託に伴う事務費繰入金及び繰越金を増額するものであります。

次に、議案第8号は、平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、平成27年度決算の確定に伴うものを補正するものであります。

既定の歳入歳出予算2億1,849万9,000円に歳入歳出それぞれ168万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,018万8,000円にしようとするものであります。

歳出は、千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金及び一般会計への繰出金を増額するものであります。

歳入は、繰越金を増額するものであります。

次に、議案第9号は、平成28年度酒々井町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正につきましては、既定の収益的収入を5,932万2,000円増額し、6億2,724万3,000円とし、収益的支出を17万8,000円減額して5億5,571万6,000円とし、資本的支出を456万8,000円増額して2億7,601万4,000円にしようとするものです。

また、職員給与費を439万円増額して6,932万4,000円にしようとするものであります。

収益的収入の補正につきましては、平成26年度減価償却費を過大に計上していたことが判明しましたので、過年度損益修正を行うものであります。

収益的支出、資本的支出補正につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を行うものであります。次に、議案第10号は、平成28年度酒々井町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。今回補正につきましては、既定の収益的支出を22万7,000円増額し、4億4,172万1,000円とし、資本的支出を3,424万9,000円増額して2億4,452万7,000円にしようとするものであります。

また、職員給与費を17万円増額して1,788万5,000円にしようとするものであります。

収益的支出と資本的支出の一部は、人事異動等に伴う人件費の補正を行うものであり、その他の資本的支出につきましては平成27年度決算に伴う一般会計補助金返還のための補正となります。

次に、報告第1号は、平成27年度酒々井町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。平成26年度から平成27年度までの継続事業として実施した役場分庁舎建設事業が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成27年度一般会計予算継続費精算報告書のとおり報告するものであります。

次に、報告第2号は、酒々井町財政健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

初めに、一般会計を対象とした実質赤字比率と公営企業会計を含む全会計を対象とした連結実質赤字比率については、いずれも赤字額がなく、該当しません。

また、借入金の負担の程度を示す実質公債費比率は前年度の2.6%から2.4%に低下し、将来負担しなければならぬ債務の程度を示す将来負担比率は前年度と同様に将来負担額よりもこれに充当する財源が上回っているため非該当となり、いずれも括弧内の早期健全化の基準値を大きく下回っていることから、健全段階にあります。

さらに、資金不足比率につきましても、赤字比率同様に資金不足額がないため、該当しません。

今後もこれらの指標に十分留意し、将来を見通した財政運営に努めてまいります。

以上が議案に係る提案理由並びに報告に係る説明でございます。よろしく慎重審議、ご決定くださいますことをお願い申し上げます、説明といたします。

以上です。

○議長（内海和雄君） 以上で町長の提案理由の説明が終了しました。

次に、担当課長から細部説明を行います。

議案第2号及び議案第5号について、企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） それでは、私からは議案第2号、第5号につきまして細部説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第2号、平成27年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。お手元に配付いたしました平成27年度決算に係る主要施策の成果説明書に基づき、概要をご説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。初めに、平成27年度の日本経済と財政運営の動向については、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用、所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が

続いたものの、年度前半には中国を初めとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復におくれが見られたところでございます。このような中、政府は希望を生み出す強い経済、夢をつなぐ子育て支援、安心につながる社会保障の実現に向け、平成27年11月に1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策を取りまとめ、さらに平成27年度の補正予算では賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者等への対応、待機児童解消へ向けた保育の受け皿の拡大量の上乗せ、介護施設等の整備量の拡大への緊急対応などの取り組みを行っているところでございます。

次に、平成27年度の地方財政の動向については、国政の最重点課題となっている地方創生への対応が注目され、またリーマンショック後の景気対策として導入された別枠加算へ地方財政計画における歳出特別枠の取り扱いが前年度に引き続き焦点となり、平成26年度を上回る一般財源総額が確保され、地方税収の伸び等を背景に地方財源不足は減少することとなりました。また、地方創生については、地方公共団体が自主性、主体性を発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出にまち・ひと・しごと創生事業費を創設、補正予算においては地方創生加速化交付金を盛り込んだところでございます。

次に、2ページになりますが、平成27年度の酒々井町の決算状況についてでございます。歳入においては、南部地区区画整理事業が完了し、土地評価見直しにより特に固定資産税、都市計画税が増加し、加えて申告法人数社の法人税割額の増により法人町民税が増加しました。また、地方贈与税を初め各種交付金については、地方消費税の引き上げによる地方消費税交付金が大きく影響し、増加しました。地方交付税は、基準財政需要額において人口減少等特別対策事業費の新設や地域の元気創造事業費により増加し、基準財政収入額の増が基準財政需要額の増を下回ったため、実質的な交付税は前年度に比べ増加しました。国庫支出金、繰越金、町債が増加し、一方で県支出金及び繰入金は減少しました。歳出については、経常経費の削減に取り組みつつ、事業の投資効果及び緊急性に配慮し、財源の重点的、効率的配分に努めるとともに、総合計画等を考慮しながら実施したところであり、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は87.1%となり、前年度の88.9%に対し1.8ポイント改善することとなりました。

なお、平成27年10月に酒々井町人口ビジョン及び酒々井町まち・ひと・しごと総合戦略、100年安心して住めるまちづくりプランを策定し、地方創生を契機に人口減少対策等へ積極的な取り組みを開始し、総合計画事業とあわせ次のような事業を実施しました。子ども・子育て支援拠点を2カ所設置、あいあいルーム、昭苑保育園内でございますが、子育て中の親子の交流促進や育児相談を行うとともに、一貫した子育て支援創造事業により子育て支援ガイドブックの政策や酒々井町版ネウボラ導入に向けた各種準備を行いました。社会福祉においては、臨時福祉給付金を支給しました。健康づくりでは、子供と保護者への健康教育を行ういきいきすいっ子教室を開催しました。教育文化では、土曜日の教育支援、こども青樹堂を実施し、地域ボランティアによる学校支援等を行い、新たに酒々井の歴史などを生かした交流支援創造事業を行いました。都市基盤整備としては道路整備事業、産業の振興では酒々井コミュニケーションセンターの運営を行いました。住民との協働では住民公益活動を支援する補助事業を行い、総務関係では役場分庁舎の建設事業及び太陽光発電施設の設置を行いました。さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業として、タブレットを活用した多言語同時通訳アプリ導入による外国人もてなし

向上事業やGISを活用した情報発信事業として100年安全安心に住めるまちづくり事業等を行いました。

3ページをごらんください。平成27年度の各会計別の決算総括表でございます。まず、一般会計の決算収支の状況につきましては、決算額は歳入総額68億6,263万4,000円、歳出総額62億2,286万4,000円、歳入歳出の差し引きは6億3,977万円の黒字となりました。翌年度へ繰り越すべき財源は6,456万8,000円で、繰越明許13事業等によるものでございます。これらを差し引いた実質収支額は5億7,520万2,000円となりました。実質収支のうち基金繰入額4億7,520万2,000円を歳計剰余金処分として財政調整基金に積み立てを行い、平成28年度予算に1億円を繰り越しました。

2つ目の国民健康保険特別会計では、歳入総額29億4,949万5,000円、歳出総額28億5,333万円、歳入歳出の差し引き残額9,616万5,000円、実質収支額も同額の9,616万5,000円、そのうち4,808万3,000円を財政調整基金に積み立てを行ったところです。

3つ目の介護保険特別会計は、歳入総額11億5,191万7,000円、歳出総額11億4,031万3,000円、歳入歳出の差し引き残額1,160万4,000円、実質収支額も同額でございます。

4つ目の後期高齢者医療特別会計では、歳入総額1億9,213万9,000円、歳出総額1億9,045万円、歳入歳出の差し引き残額168万9,000円、実質収支額も同額の168万9,000円となっております。

続きまして、5、6ページをお願いいたします。6ページの表をごらんください。一般会計款別歳入の状況でございます。歳入総額は68億6,263万4,000円で、その主なものについてご説明いたします。1款町税については28億6,153万8,000円で、前年度比6,148万6,000円、2.2%の増となりました。個人町民税が減少したものの、法人町民税と固定資産税、さらに町たばこ税が増加したことによるものでございます。地方贈与税を初めとした各種交付金については、利子割交付金、配当割交付金などが減少したものの、地方消費税交付金が大幅に増加したことにより、各種交付金全体としては増額となっております。9款地方交付税は9億9,861万6,000円で、人口減少等特別対策事業費の新設等による地方交付税の増加や震災復興特別交付税の増加により前年度比2,765万3,000円、2.8%の増となりました。13款国庫支出金は6億9,175万5,000円で、前年度比3,761万6,000円、5.8%の増となりました。地方創生及び臨時給付金関係の国庫補助金が減少したものの、防災・安全、社会資本整備総合交付金や子ども・子育て支援交付金等が増加したものでございます。14款県支出金は3億5,024万2,000円で、前年度比1,856万3,000円、5%の減となりました。主に酒々井インターアクセス道路関連事業に伴います県負担金が減少したことによるものでございます。17款繰入金は3億1,422万6,000円で、前年度比1億4,106万1,000円、31%の減となりました。財政調整基金及びちびっこ天国基金からの繰り入れが減少したことによるものでございます。18款繰入金は3億3,391万6,000円で、繰り越し事業債充当財源の増加により前年度比1億6,779万2,000円、101%の増となりました。11款諸収入は1億5,789万3,000円で、コミュニティ助成や町道の舗装打ちかえ工事に係る水道事業及び下水道事業負担が減少したため、前年度比1,455万7,000円、8.4%の減となりました。20款町債は5億6,930万円で、臨時財政対策債の借り入れは減少したものの、役場庁舎建設事業、地方道路整備事業等の借り入れにより前年度比1億2,050万円、26.8%の増となりました。

続きまして、7、8ページ、8ページの表をごらんください。一般会計の自主財源と依存財源の状況

でございます。まず、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など、町が自主的に確保することができる自主財源は37億8,185万3,000円、構成比で55.1%で、前年度比7,842万9,000円、2.1%の増となりました。この主な要因としましては、財政調整基金及びちびっこ天国基金からの繰入金が増したものの、町税が前年度比6,148万6,000円の増、さらに繰越明許費等の財源として繰越金が前年度比1億6,779万2,000円の増となったことによるものでございます。

次に、地方贈与税、各種交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債など、国や県の基準に基づいて交付される依存財源は30億8,078万1,000円、構成比44.9%で、前年度比3億987万4,000円、11.2%の増となりました。この要因といたしましては、利子割交付金や配当割交付金が増したものの、地方消費税交付金や自動車取得税交付金等が増加、さらに町債においては臨時財政対策債の借入れは減少したものの、役場分庁舎建設資金や地方道路整備事業の借入れが増加したことにより依存財源が増加することとなりました。

続きまして、9、10ページをお願いいたします。10ページの表をごらんください。一般会計目的別歳出の状況でございます。歳出総額は62億2,286万4,000円で、その主なものについてご説明いたします。

1款議会費は1億2,766万9,000円、構成比2.1%で、議員共済負担金及び議員報酬が増となり、前年度比786万1,000円、6.6%の増となりました。2款総務費は11億1,845万8,000円で、構成比18%で、前年度比1億2,995万4,000円、13.1%の増となりました。役場分庁舎建設事業及び役場分庁舎太陽光発電設備設置工事、総合戦略策定支援業務、減災基金への積立金による増が主な要因となっております。3款民生費は17億1,296万円、構成比27.5%で、前年度比1億3,939万3,000円、8.9%の増となりました。保育委託業務や重度心身障害者医療費などの扶助費と地域福祉基金への積立金の増が主な要因となっております。6款商工費は2億2,820万3,000円、構成比3.7%で、前年度比1億2,851万9,000円、128.9%の増で、ちびっこ天国改修工事及びプレミアム付商品券等事業補助金の増によるものでございます。7款土木費は6億4,942万3,000円、構成比10.4%で、前年度比1億5,744万8,000円、19.5%の減となりました。社会資本整備総合交付金事業の道路改良事業及び交通安全施設工事が減少したことによるものでございます。教育費は9億5,218万円、構成比15.3%で、前年度比9,201万4,000円、10.7%の増となりました。これは、中学校用地購入や史跡本佐倉城跡入り口広場整備工事、酒々井小学校及び大室台小学校職員室の床改修工事などによる増が主な要因となっております。10款公債費は3億9,470万8,000円、構成比6.3%で、前年度比5,308万2,000円、11.9%の減となりました。図書館等複合施設建設事業債等の償還が終了したことによる償還費の減少によるものでございます。

続きまして、11、12ページをお願いいたします。12ページの表をごらんください。一般会計の性質別の歳出の状況でございます。経常的経費は46億149万5,000円、構成比74%で、前年度比1億6,663万1,000円、3.8%の増となりました。公債費や維持補修費が増したものの、人件費、扶助費、物件費や補助費等が増加したことによるものでございます。投資的経費については9億4,861万3,000円、構成比15.2%で、前年度比4,318万8,000円、4.8%の増となりました。役場分庁舎建設事業及び役場分庁舎太陽光発電設備設置事業、ちびっこ天国施設改修事業、さらに道路改良事業、交通安全施設整備など、社会資本整備総合交付金事業を行ったことによるものでございます。積立金については1億4,743万8,000円、構成比2.4%で、前年度比4,987万3,000円、51.1%の増となりました。減災基金、地域福祉基

金、社会資本等整備基金、農業基盤整備基金など、各種基金への積立金が増加したことによるものでございます。繰出金については5億1,560万5,000円、構成比8.3%で、前年度比3,674万2,000円、7.7%の増となりました。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金が増加したことによるものでございます。

13ページをお願いいたします。地方債の状況でございます。平成27年度末の現在高は、一般会計で50億4,791万円となっております。

次に、財政の状況ですが、平成27年度の財政力指数は0.727、経常収支比率は87.1%、実質公債比率は2.4%となっております。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、収支が黒字であることから算定されません。また、将来負担比率は数値が負の値になるため表示されません。

14ページをお願いいたします。基金の状況でございます。一般会計財政調整基金の平成27年度末現在高については10億2,678万5,000円となっております。

以下、その他の基金については記載のとおりでございます。

15ページをお願いいたします。15ページは、平成27年度の決算状況を円グラフで表示したものでございます。

また、16ページにつきましては平成23年度からの決算状況の推移を記載したものでございます。

また、別に平成27年度に実施した主な事業については、酒々井のまちづくりとして取りまとめ、別冊として配付させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

以上、平成27年度一般会計及び特別会計の決算の概要をご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第5号、平成28年度酒々井町一般会計補正予算（第2号）の細部説明についてご説明させていただきます。歳入歳出補正予算事項別明細書により主な内容を説明いたします。

11ページの事項別明細書をお願いいたします。まず、歳出のほうからご説明いたします。11ページですが、2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、25節積立金、財政一般事務費3,955万2,000円については、平成27年度各会計の決算に係る剰余金を財政調整基金に積み立てるものでございます。同じく6目企画費、19節負担金補助及び交付金、企画一般事務費148万円については、加速化交付金の対象外経費として酒々井・千葉氏まつり実行委員会補助金で対応しようとするものでございます。保育園児や小学生、中学生、児童生徒等への記念品配布などを行うものでございます。

12ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金、社会福祉一般事務費72万3,000円については、町社会福祉協議会事業補助金で、今年度の職員採用及び職員給与改定につき不足が見込まれることから、増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。7目住民協働費、11節需用費、交流サロン運営事業66万1,000円につきましては、井戸端の入り口の雨よけテントの修繕費でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、7節賃金、子ども・子育て支援事業80万円については、子育て支援拠点事業で週3日対応のあいあいルームの臨時保育士を週5日対応とするため増員するものでございます。4目保育園費、7節賃金、中央保育園運営事業284万4,000円については、産休保育士分の対応や障害をお持ちの園児の対応のため保育補助員の賃金を増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、予防接種事業146万円については、B型肝炎ウイルスワクチンの定期予防接種化に伴い委託料を増額するものでございます。

15ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、25節積立金、農業基盤整備事業費3,696万円については、印旛沼2期事業に係ります農業基盤整備事業基金への積み立てを増額するものでございます。

16ページをお願いいたします。6款商工費、1項商工費、5目ちびっこ天国運営費、25節積立金、ちびっこ天国運営事業1,795万8,000円については、前年度取り崩し額の不用分をちびっこ天国基金に積み立てるものでございます。

7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、道路橋梁一般事務費115万4,000円については、職員の途中退職に伴いまして臨時職員の賃金等を計上するものでございます。

17ページをお願いいたします。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金補助及び交付金、子ども・子育て支援事業171万7,000円については、管内に通う認定こども園、また公立幼稚園の園児の増加によりまして幼稚園等施設型給付費を増額するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料、中学校施設整備管理事業96万7,000円につきましては、酒々井中学校校庭内の樹木の枯れ枝落下防止や高木の枝打ち等により樹木管理を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。2目教育費、18節備品購入費、中学校教育振興事業695万9,000円につきましては、中学校教材備品として音楽楽器の更新を行うものでございます。

5項保健体育費、3目給食センター費、給食センター管理事業90万9,000円については、現在学校で行っている学校給食費の徴収について来年度から給食センターで徴収するための準備に必要な経費を計上するものでございます。

なお、人件費につきましては、人事異動に伴う整理等により2,144万3,000円の減額となっております。

以上が歳出の主な補正予算案でございまして、総額は9,600万2,000円でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。9ページにお戻りください。9ページでございますが、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税については、普通交付税の交付額の決定によりまして2,327万7,000円を増額するものでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、3目教育費国庫負担金、1節教育総務費負担金50万1,000円については、子どものための教育・保育給付費負担金で、幼稚園等施設型給付の2分の1が交付されるものでございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金34万1,000円、そのうち子ども・子育て支援交付金26万6,000円については、子育て支援拠点事業の3分の1が交付されるものでございます。

14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、3節児童福祉費補助金26万6,000円についても子育て支援拠点事業の3分の1が交付されるものでございます。

17款繰入金、1項特別会計繰入金については、各会計の平成27年度決算によるもので、補正後の繰入額は下水道事業会計で3,430万5,000円、介護保険特別会計で657万2,000円、後期高齢者医療特別会計で

136万8,000円となりました。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金については、財源調整のため財政調整基金から繰入金を4,236万円減額するものでございます。

なお、補正後の財政調整基金の残高見込み額としては10億9,602万6,000円を予定してございます。

18款繰越金については、平成27年度の一般会計決算によるものでございます。

20款町債、1項町債、7目臨時財政対策債、1節臨時財政対策債については、発行可能額が決定したことによりまして400万円を増額するものでございます。

最後に、5ページをお願いいたします。5ページでございしますが、第2表地方債の補正でございします。臨時財政対策債の現行限度額2億5,000万円に400万円を増額して、2億5,400万円に変更するものでございます。

以上、一般会計補正予算（第2号）について主な内容をご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 以上で担当課長による細部説明が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前10時36分）

---

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前10時45分）

---

○議長（内海和雄君） これから総括質疑を行います。

7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 済みません。決算関係で3点ほどお聞きしたいんですが、議長の言われた総括的なことになるかどうかちょっとわかんないんですけど、3点だけ質問させていただきます。

まず、第1点は、この成果説明書の14ページに基金の状況というのが載っております。その中で、土地開発基金を見ますと、残金が65万9,000円ということだろうと思うんですが、定額が2,000万とうたわられていまして、実際は65万9,000円、それが900万くらいあったのが、例の02—006号線ですか、あれで九百五十何万買ったものですから、この数字になったということだろうと思うんですが、土地開発基金によりますとね、目的はあらかじめ取得する必要のある土地、これを購入するためだというふうに書かれております。そこで、実際上の予算組みでですね、27年度なんかでも考えらんないんですけども、この02—006号線はですね、27年の4月にもう購入しているんですね。後の追っかけで私らは知りませんでしたから、あれなんですけど、27年当初からもう60万くらいになっちゃっている。ということは、六十何万で土地開発基金の効用といいますかね、目的、これを達することは到底できないだろうと思うんです。1年かかってまだこれに対して基金の余裕ができていないと。一方、予算措置で土地を買って、それがそのままになっている土地もたくさんあります。実際上予算をつけて買うのと土地開発基金で買うのとどういいう仕分けをされていらっしゃるのかですね、それをお聞きしたいと思います。



それから、65万6,000円のことですけれども、それにつきましても何か28年度で買い戻しがあるから余裕ができるというようなことだったろうと思いますが、いまだされていないと。そういう意味では、2,000万に早く復活させるべきだと思うんですが、それはお考えがあればお答えをいただきたいと思います。

あと、2つ目は、1つは歳入です。説明書の5ページなんですけど、地方交付税の関係です。これは、昨年度から見ると3,800万ですか、ふえているんですけど、私は税がふえれば交付税が減るというような、計算上の話ですけどね、そういうふうにこれまでも言ってまいりましたんで、今度ふえている理由としてちょっとお聞きをしたいと思います。

説明の中では、新たにですね、減少対策、それから復興の基金ですか、対策事業ですか、そういうものがふえてきたから、結果的にこれが対前年度ふえたというご説明でした。普通交付税も2,000万近く、それから特別交付税も2,000万近く伸びまして、お互いに要因があるんだろうと思うんですが、今説明書に書かれているその個々の国が力を入れた措置、これが酒々井町にとってどのくらいの増額として影響しているのかですね、それをお聞きしたいと思います。

それから、3つ目は、これはページで行けば決算書ですね、決算書の社会教育費の中の青少年交流の家ですが、明許繰り越しを3月議会で提案をされまして、私は了承したんですが、後になってみますと、3月31日付で契約解除を行っています。契約解除ということは、もう支払う意思がないということを決めたわけですから、この繰越明許費というのは当然解消されるべきであって、3月31日付の補正なりを組んで、これは解除すべきだったというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

以上、3点です。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 齊藤議員から3点の質問だと思いますけど、ちょっとよく聞き取れなかった面がありますんで、ご勘弁いただければ、またご質問いただければと思いますが、土地開発基金の関係でございまして、一般会計で買うのと土地開発基金で買うとの違いはというようなことでございまして、一般会計で買うということはですね、事業がもうほぼ決まっているというか、事業をやるということで取得するというのがまず第一義でございまして、土地開発基金の目的としましては、先行的にですね、こういう言い方するとあれですけども、必ずやるというかですね、先を見てですね、先のまちづくりに資するために取得するために買うということでありまして、一般会計で土地等を買ってしまいますと、後で国の補助金等の対象になったときにお金が国からもらえませんが、基金等で買ったという、後でやれば国の交付対象となる可能性が強いということもありますんで、そういう買い方をすることで、違いというのはその辺かなと思っております。

あと、2,000万の定額につきましてはですね、なるべく定額になるように努めたいと思っておりますので、土地の価格と現在残っているお金を合わせて2,000万相当以上ありますので、その辺はなるべく定額に努めるように努力はしたいと思っております。

ちょっとそれだと不足かもしれませんけど、2点目の27年の普通交付税の関係でございまして、いわゆる特殊要因は何かということかなと思うんでございまして、27年度の特異要因といたしましては、全国的な話でございまして、基準財政需要額において人口減少等特別対策事業というものが

新設されて、そこで人口減少対策、地方創生等やっていますので、その辺でかなりこちらのほうの需要額が大きくなったこと、また地域の元気創造事業費、こちらのほうも増加して、基準財政収入額も当然収入が、固定資産税上がっているんで、上がっておるんですが、基準財政収入額よりも今言ったおっきな2つの要因のことで基準財政需要額が大きく上回ったということで、平成27年度の普通交付税としては前年度に比べていっぱいいただけたというように認識してございます。

また、交流の家の関係ででしょうかね、繰越明許を解除すべきでなかったかという話につきましては、こちらについてはいろいろまだ整っておりませんので、私としては解除、繰越明許をしないということには当てはまらないかと思っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 済みません。ありがとうございます。土地開発基金と予算での問題は、また別に委員会なりがありましたらお聞きしたいと思います。

それから、普通交付税の関係ですが、理由はわかりましたんですが、お答えいただければ、28年度もそういうものは織り込み済みの中で計算をされているのか、いや、あれは27年度だけというようなことなのか、もし情報がありましたら、申しわけありませんが、教えてください。

それから、3番目の青少年交流の家ですけども、いろいろありましてということで、何か私らにはわかりませんが、結果的に議会にしてみますとね、3月の議会時点で繰越明許をしたときには、結局工事を延長してでもですね、これをやると。したがって、予算をそこに確定しておくという意味で私なんかはとりましたから、それに特段何の反対もありませんでしたけれども、実際にその後の報告によりますと、もうその時点で、あるいは何日か後かにですね、3月25日の工期が来て、31日にもうこれ解除通知を出しているということになっているんですよ。ということは、そこに権利義務関係はなくなったわけですから、繰越明許という数字そのものの制度をですね、そのまま使う必要がないわけですね。そういう意味で申し上げたんです。いろいろあってというのはどういうことかわかりませんが、もしお答えなければ、また細かく後ほどお聞きしたいと思います。もしそういう意味での取り消さなかった見解ありましたらお願いします。

以上です。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 交流の家につきましては、ちょっと私いろいろあってというのは、その後のいろいろでございますけども、3月議会の開会中の時点でございましては、まだやれる見込みであったということで繰越明許をしたということで認識してございます。

あと、今年度の交付税につきましては、もうちょっと検証したいと思っておりますので、後ほど機会がありましたらよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） ほかにありませんか。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） 私は、27年度の決算に関してお尋ねをいたします。

今齊藤議員からお話がありましたけども、土地開発基金によって財産を取得したという、この件についてお尋ねします。購入筆数は5筆で1万6,517平米、取得金額が908万4,350円ということで、27年の4月の30日に契約と。この取得目的については、3月議会の追加議案で議員に配付された資料では、取得目的は町道02—006号線道路改良事業用地、こういって5筆を購入したと、こういって提案理由の説明でありました。そして、資料もそのようになっております。道路用地を取得するときには、測量をし、用地として必要以外は取得しないのが原則ですが、今回の5筆全ての契約に私は問題があると思っておりますけれども、百歩譲っても現在の町道に接続していない上岩橋字亀田の1390番の1、原野162平米については、町道に接続されていない、全く道路用地としての目的外の土地を購入したと。これについては、6月議会でも町のほうから認めております。なぜ取得目的以外の土地を購入したのか、議会への説明と資料との違い、議員の皆さんの私正確な判断が得られなかったと、こう思いますが、議決はされておりますので、なぜ取得目的以外の土地を購入したのか、その点についてお尋ねいたします。

それから、もう一点ですが、同じく決算でありますけれども、決算書の64ページ、65ページにございますが、2款の児童福祉費、17節の公有財産の購入について、これについては子育て支援センターの用地を取得すると、いわゆる公有財産の購入用地費です。金額3,674万9,062円って決算書にありますけれども、私たち一般的に土地を購入するということであれば、更地で購入されるというふうに解釈しておったんですが、この財産購入については本年の3月の予算議会で、土地は購入したけれども、土地の上に建物や車やいろいろなものがそのままになっている、そのまま購入したってことで、3月議会で一千数百万の予算を計上し、更地にするんだということでもありますけれども、土地購入時点ですすね、どうして更地で購入されなかったのか、あわせてお尋ねいたします。お答えください。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 竹尾議員のご質問でございますけれども、6月議会で不要な土地を購入したと認めたという認識はございません。まず、それを言うておきたいと思っております。

またですすね、1390—1は不要じゃないかというお話、接道していないというお話ですが、1453—1と接してございまして、これらの一団の土地として先行取得したものと認識してございまして。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 子育て支援施設の用地購入につきましては、土地の購入ということで、その上にあります建物等は寄附という形でいただいたものでございまして。建物等につきましては、使用できるものは生かす可能性もございましたものすすから、その精査をいたしまして、必要のない部分、あるいは建物につきまして使用できないもの等は取り壊すということになると思っておりますけれども、今のところ使えるものにつきまして検討しているところでございまして、3月議会のときに取り壊しの費用を計上したものと考えてございまして。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） 今財政課長のほうから、いわゆる必要のない土地を取得したというふうには認識

していないというお答えがありましたけども、私言っているのは、議会に提出された資料、そして3月議会の追加議案で出された議案の中に、取得目的が町道02—006号線改良事業用地ということで議会に提案されました。その目的と違うんじゃないですか。それは、さきの6月議会で財政課長も認めたんじゃないですか。認識がないということではないでしょう。まさに006号線の用地の取得として、取得目的とはかわらない土地を取得したという認識じゃないんですか。再度お答えください。

それから、今こども課長のほうからありましたけども、取得した時点では建物は寄附されたということでありますけども、3月議会では更地にするのにですね、一千数百万の予算が計上されたと述べられましたけども、その辺についてどんな認識ですか。これからあの建物を解体せずに使うということですか。もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 6月議会で私は、1390番の1について不要であった土地であったと認めた記憶はございませんし、認識もございません。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 現在ある建物につきましては、使えるかどうか検討しているところでございますので、まだ結論は出ておりません。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） これ27年の12月の補正予算で、たしか用地取得をされているんですよね……12月議会で予算化されました。購入は、ですからその後1月か2月だったと思いますけども、私ですね、町民の貴重な財産をですね、使って、財産購入するわけですから、その建物が使えるか否かはですね、当然事前に十分な調査をしてですね、それで契約するのが普通じゃないですか。それを今になってですね、使えるかどうかを精査して云々というのはね、全く税金の使い方、本当に悪く言えばいい加減な使い方をしているというふうにはかと思えませんよ。何千万もかけて買うわけですから、将来この建物が使えるかどうかは当然契約前に精査してですね、それに基づいてですね、当然購入単価も決まってくるんだと思うしですね、寄附されたということも私ども初めてですよ。これから使えるかどうかって、非常に納得できませんね。そうすると、今の建物は全部更地にせずに残すということもあり得るということなんですか。再度お答え願いたいと思います。

それから、財政課長、全く認識がないということでもありますけども、財政課長、6月議会でね、議事録ここにありますが、こう言ってんですよ。「先ほど言いました原野でしょうかね、長細いやつですが、東酒々井側にですね、接道させる可能性もあるということから、一緒につながっているということで可能性があるということで、直接東酒々井にはつながっておりませんが、そちらの利便性も後々検討できるということで一緒に購入したということでございます」。ですから、議会に提出したまさに資料、そして議会での提案理由の説明でも取得目的が町道02—006号線の道路改良事業用地の購入目的とは違うんじゃないですか。ですから、私はなぜ違う、目的外の土地を購入したのかと。もう一度お答えください。

以上で終わります。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 竹尾議員今ありました6月議会での私のその可能性の発言ですけども、あくまでも可能性を申し上げたものでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 建物につきましては、使うかどうかということは、先ほども申し上げましたけれども、まだ決定しておりません。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号及び議案第5号ないし議案第10号につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりお手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号及び議案第5号ないし議案第10号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前11時15分）

---

○議長（内海和雄君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

（午前11時30分）

---

#### ◎決算審査特別委員会の設置

○議長（内海和雄君） この際、お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号ないし議案第4号につきましては、6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号ないし議案第4号は、6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○議長（内海和雄君） さらに、お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、

|      |       |       |        |
|------|-------|-------|--------|
| 1番議員 | 濱口信昭君 | 2番議員  | 須藤伸次君  |
| 4番議員 | 那須光男君 | 5番議員  | 御園生浩士君 |
| 7番議員 | 齊藤博君  | 13番議員 | 竹尾忠雄君  |

以上6名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

---

◎休会の件

○議長（内海和雄君） 日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りします。議案調査及び委員会審査のため、9月7日から9月12日まで及び9月15日から9月26日までの18日間は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、9月7日から9月12日まで及び9月15日から9月26日までの18日間は休会とすることに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（内海和雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時32分)

## 平成28年第3回酒々井町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年9月13日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 濱口信昭君  | 2番  | 須藤伸次君  |
| 3番  | 酒瀬川健一君 | 4番  | 那須光男君  |
| 5番  | 御園生浩士君 | 6番  | 川島邦彦君  |
| 7番  | 齊藤博君   | 8番  | 内海和雄君  |
| 9番  | 佐藤修二君  | 10番 | 江澤眞一君  |
| 11番 | 平澤昭敏君  | 12番 | 越川廣司君  |
| 13番 | 竹尾忠雄君  | 14番 | 地福美枝子君 |
| 15番 | 小早稲賢一君 | 16番 | 高崎長雄君  |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

|            |        |        |        |
|------------|--------|--------|--------|
| 町長         | 小坂泰久君  | 副町長    | 飯塚光昭君  |
| 教育長        | 木村俊幸君  | 教育次長   | 木内達彦君  |
| 総務課長       | 大塚正徳君  | 税務住民長  | 大崎智行君  |
| 健康福祉課長     | 河島幸弘君  | 企画財政長  | 岡野義広君  |
| 住民協働課長     | 清宮高由起君 | 経済環境長  | 芝野芳弘君  |
| 参事兼まちづくり課長 | 松本有二君  | 上下水道長  | 板垣一成君  |
| 農業委員会事務局長  | 芝野芳弘君  | こども課長  | 七夕夕美子君 |
| 学校教育課長     | 猪鼻慎二君  | 生涯学習課長 | 木内達彦君  |
| 会計課長兼会計管理者 | 河合昭男君  |        |        |

---

本会議に出席した事務局職員

|      |      |    |       |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 福田良二 | 書記 | 五代より子 |
| 書記   | 斉藤良尚 |    |       |



---

◎開議の宣告

○議長（内海和雄君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（内海和雄君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

---

◎議長報告

○議長（内海和雄君） 日程に入る前に議長報告を行います。

委員会条例第8条第2項の規定による決算審査特別委員会正副委員長の互選の結果が届いておりますので、報告をいたします。

決算審査特別委員会委員長に齊藤博君、副委員長に御園生浩土君が互選されました。

以上で議長報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（内海和雄君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

◇ 御園生 浩 土 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、5番議員、御園生浩土君。

〔5番 御園生浩土君登壇〕

○5番（御園生浩土君） 皆さん、おはようございます。議席番号5番、会派絆の御園生浩土でございます。町民の皆様には、お忙しい中、議会の傍聴をいただきましてまことにありがとうございます。

質問に入る前に、少しお話をさせていただきたいと思っております。先ほど担当課から、こんな立派な冊子ができました。非常に文化都市酒々井町を象徴するような立派な基本構想だと思っております。これを積極的に前面に出していただきたいと思っております。

それから、私たち議員は先般東庄の議会の視察を行いました。そのときに千葉県北総観光連盟という、こういう観光の冊子がありました。この中に、残念なことに酒々井の部分がありませんでしたが、今回酒々井町が入ることができました。また、酒々井町に交流人口がふえるのではないかと期待しております。

それからもう一つ、県のほうにはですね、北総四都市江戸紀行、江戸を感じる北総の町並みというものがございますので、ぜひともこの基本構想をもって、その中に入れるように担当課は頑張っていたいただければと思います。

先月台風9号、10号が発生し、下旬には関東地方及び東北、北海道を縦断し、各地に甚大な被害を及

ばしました。被災された皆様にお見舞い申し上げます。そして、亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈りいたします。台風に際し、救助活動をされた関係者の皆様へ感謝申し上げます。当町ではいち早く、8月19日金曜日に関係各課の担当職員との打ち合わせ、対応の確認をしたとのこと、ありがとうございます。このように日ごろより素早い対応をすることで、災害に迅速対応ができるものと私は信じております。当町の被害については、倒木や、それに付随して停電、家屋・車両などの被害があったようです。町長の行政報告が以下のようにございました。自主避難所につきましては、台風など事前に被害想定ができるものは早目に開設することとしており、夜半から翌朝にかけて台風が接近する場合などは足元の明るいうちに開設し、安全に避難していただくこととしていますとの報告のとおりで、備えあれば憂いなしのことわざどおり、今後とも早目の注意喚起をお願いいたします。

反省として挙げれば、1点、町長以下職員の皆さんの頭をよぎったのは、あと数時間、あと数十ミリの雨が降り続けばどうなったであろうか心配なさったのではないのでしょうか。今定例会において調節池の質問がございますが、同僚議員には一刻も早く調節池の計画を実行するよう町へ促してくださるようお願いいたします。そうすれば、心配事が一つ解消されるのではないのでしょうか。

では、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。初めに、中央台青少年交流の家新築工事についてお伺いいたします。議会初日、生涯学習課担当より全員協議会の席で、6月定例会以降の株式会社ヤマロクとの交渉経過が説明されました。私の一般質問提出後でありましたので通告をしておりませんが、先に提出いただいた工事経過について一部質問させていただきます。理由は、8月19日、株式会社ヤマロク代理人弁護士より酒々井町代理人弁護士へ通知が来ておりますと報告されている中に、8月9日の町の要求は認められない、5月9日の請求に沿った契約変更をせよ、9月9日までに契約変更の提示がなければ契約を解除するとございました。

9月9日の件に関して、9月13日、本日、本会議に議員が参集している場で、進展のあるなしにかかわらず全員協議会や行政報告で9月9日の期限が設定されている通知に対しての結果を説明すべきものと私は思います。報告や説明がございませんでしたので、質問をさせていただきます。なお、全員協議会で冒頭ございましたが、答弁できないものははっきりとその旨をお答えください。

経過より4点お伺いします。経過のやりとりを読んでおりますと、既に結論が出ている事柄があるように思われます。時系列は前後いたしますが、ご容赦願ひ、答弁をお願いいたします。平成28年8月19日、株式会社ヤマロク代理人弁護士より通知があり、9月9日までに契約変更の提示がなければ契約を解除するとあるが、提示したのか。先ほど私がお話しした部分です。株式会社ヤマロクより契約は解除されたか。同年1月27日、株式会社ヤマロクから500万円の増額要求とあります。同年4月6日、株式会社ヤマロク代理人弁護士より通知があり、入札金額を大幅に超過した金額とございました。同年5月9日、株式会社ヤマロク代理人弁護士より通知があり、契約額を大きく上回る請求額を支払えばとあるが、これは全て500万円のことか、お伺いいたします。また、大幅に超過した金額、大きく上回る請求額の文言は株式会社ヤマロクが発信したものなののでしょうか、お伺いいたします。

同年7月8日、19日、リース会社がレンタル商品の撤去をしたが、リース会社より支払い請求があったのか。

同年8月9日、酒々井町代理人弁護士より通知し、現況による出来高による精算及び建物の引き渡し

の催促を行ったが、担当課の出来高額は幾らと積算しているのか、以上4点についてお聞かせください。

では、通告書の質問をいたします。一部報告されておりますが、報告に加えて詳細な答弁をお願いいたします。9月6日に文書で報告を受けておりますがとございます。6月定例会以降より、きょう9月13日までの詳細な交渉経過をお聞かせください。文書の経過報告によれば、工作物は現在株式会社ヤマロクにあるようですが、再度確認をいたします。3月27日に現場工事中断と担当課より報告があったが、契約工期は3月25日までとなっております。現況の工作物の法的な責任、管理責任はどこにあり、現在の帰属先をお聞かせください。

同じく文書の経過報告によれば、リース会社がレンタル商品の回収に来たようですが、当該工事の下請業者は書類上何社あり、工事代金の支払いはされているのか、お聞かせください。

次に、乗り上げブロックについてお伺いいたします。このことについては、さきの6月定例会にて質問をさせていただきました。私の質問の仕方が悪かったようです。いま一度よく理解することができませんでした。より具体的に質問いたしますので、明瞭にご答弁をお願いいたします。

1といたしまして、乗り上げブロックの設置者は町の許可も得ず、法令違反との答弁があったが、各法令の何条の何に違反しているのか、また罰についてお聞かせください。

町所有、管理の道路や歩道上に手を加えている箇所が散見しているが、どの法令に違反しているのか、お聞かせください。

6月定例会後、乗り上げブロック撤去の指導を行ったものと思うが、町の指導に従った住民の数と応じない数をお聞かせください。

違法な乗り上げブロック設置箇所総数をお聞かせください。

次に、町の徴収業務についてお伺いいたします。担当職員におかれましては、各種徴税、集金業務に忙しく取り組んでいることと思います。税の公平、平等の立場、受益者負担による徴収業務など、しっかりと行っていただきたいと思っております。今定例会の議案第1号などは、今回の質問に関係しているものと注目しております。

また、私は今回平成27年度の決算特別委員会の委員に任ぜられました。徴税業務は決算と密接な関係があり、今回の質問も関係すること、そして過去にも同様な質問をしまりました。税の仕組みは難しいものがございますが、わかりやすくご答弁ください。

1といたしまして、酒々井町道路占用料に関する条例第6条に、督促手数料の額は督促状1通につき20円とする。20円の根拠となる理由をお聞かせください。

2つ目といたしまして、酒々井町道路占用料に関する条例第6条に、督促手数料の額は督促状1通につき20円とするとありますが、現在の実情に即した金額に変更できないのかお聞かせください。

3つ目といたしまして、上記条例以外、例えば町民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、給食費、上下水道使用料、介護保険料、保育料、町営住宅家賃の同様な金額について、それぞれお聞かせください。

4番目としまして、過去5年の町民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、給食費、上下水道使用料、介護保険料、保育料、町営住宅家賃、道路占用料の不納欠損額と件数をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。詳細なご答弁をお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） おはようございます。きょうから一般質問をお受けすることとなりましたので、よろしく願いをいたします。なお、政策的なものは私からお答えし、細部にわたるものは副町長または担当からお答えをいたします。

まず、5番議員、御園生議員からは3点の質問でございますので、順次お答えをさせていただきます。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） 私からは、2番目の項目でございます乗り上げブロックについてのご質問でございます。

道路法第43条第1項第2号では、禁止する行為としまして、みだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造、または交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすることとあります。乗り上げブロックに関しましては、直接的な撤去の指導はしておりませんが、今後広報等による注意喚起を検討してまいりたいと考えております。

私は以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 青少年交流の家についてお答えいたします。

6月定例議会以降よりきょうまでの詳細な交渉経過でございます。平成28年9月9日付で酒々井町代理人弁護士より、ヤマロク代理人弁護士への現況の出来高による精算及び建物の引き渡し催促を通知しています。これに対し、ヤマロク代理人弁護士より8月19日付で町側の要求は認められない、当方の請求に沿った契約変更をせよとの回答がありました。また、9月9日付で変更契約がない場合は契約を解除する旨のことがございました。現在のところ、ヤマロク側から文書通知はございません。これに関しては、申し上げるべきだと思っております。申しわけございません。

次に、3月27日に現場工事中断と担当課より報告があったが、現況の工作物の法的な管理責任はどこにある、帰属先はでございます。請負建築建物の所有権は、民法第632条請負及び第633条報酬の支払い時期により、請負契約の目的物の引き渡し及び報酬の支払いが済んだ時点で請負者から発注者へ移ります。現況の建物はいまだ完成せず、目的物の引き渡しを受けていないため、請負代金を支払っておりませんので、所有権及びその管理責任はヤマロクにあると認識しております。

3番目の当該工事の下請業者は書類上何社あり、工事代金の支払いはされているのかについてでございます。請負業者についてですが、契約書第8条により請負金額が2,500万円以上の場合、下請業者の選定通知書の提出を義務づけておりますが、本契約ではそれを下回った契約金額のため、通知の提出はありませんので、下請業者及びその契約内容については把握してございません。リース業者からの支払い請求というものは現在ございません。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、3番目の1点目と2点目、督促手数料についての4点目のご質問のうちの道路占用料の不納欠損額についてお答えします。道路占用料に関する督促手数料についてのご質問ですが、手数料の根拠ということでございますが、同条例を制定したころの通常郵便はがきの料金と思われます。ご指摘がありました変更につきましては、近隣市町の状況も踏まえて研究していきたいと考えております。

また、過去5年の道路占用料の不納欠損額はありません。

以上です。

○議長（内海和雄君） 税務住民課長、大崎智行君。

○税務住民課長（大崎智行君） 私のほうからは、徴収業務につきまして、町税に関する部分についてお答えをいたします。

町税につきましては、督促手数料は徴収しておりません。過去5年分の不納欠損総額と延べ件数につきまして、町民税は4,303万7,695円で、712件でございます。固定資産税につきましては3,569万4,796円で、453件です。都市計画税につきましては320万8,504円で、453件です。国民健康保険税は1億3,496万8,366円で、件数は1,266件でございます。軽自動車税につきましては278万2,700円で、330件でございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） 私のほうからは、介護保険料と町営住宅家賃につきましてご答弁させていただきます。

介護保険料及び町営住宅家賃につきましては、督促手数料は徴収してございません。また、過去5年分の介護保険料における不納欠損総額と件数につきましては1,671万5,550円、598件でございます。また、町営住宅家賃につきましては不納欠損はございません。

以上です。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、保育料につきましてご答弁させていただきます。

保育料につきましては、督促手数料は徴収しておりません。過去5年分の保育料における不納欠損総額と延べ件数につきましては342万4,550円、32件となっております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 上下水道課長、板垣一成君。

○上下水道課長（板垣一成君） 私からは、上下水道使用料につきましてお答えさせていただきます。

上下水道使用料につきましては督促料は徴収していません。また、過去5年分の上下水道使用料における不納欠損総額と延べ件数につきましては287万2,354円で、780件です。

以上です。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 給食費についてお答えいたします。

学校給食費につきましては、督促手数料は徴収しておりません。過去5年分の学校給食費における不

納欠損総額と延べ件数につきましては128万266円、12件です。

以上です。

○議長（内海和雄君） 5 番議員、御園生浩士君。

○5 番（御園生浩士君） どうもありがとうございました。では、2 回目の質問をさせていただきます。

まず、1 つ目が中央台青少年交流の家新築工事についてお伺いいたします。9 月13日までに詳細な期限切られて、役場のほうに書類が来ておりますけれども、それについてはどのような対処をしたのかお聞かせいただきたいというのが1 点です。

それから、これは通告してございませんけれども、そう難しい話じゃないんでお聞きしたいんですが、4 月6 日の入札金額を大幅に超過した金額、5 月9 日の契約を大きく上回る額を支払えばの文言は、受け手の感覚個人に差異があるので、明確に金額を提示するのが客観的であり、今後余計な修飾語は必要ないと思いますが、担当者、いかがでしょうか。担当課のご意見をいただきたいと思います。お手元に資料もあると思うんですが、これは文言で来ているのか、それとも額で来ているのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

それから、2 点目になります。乗り上げブロックについてなんですけど、よくわかりました。質問書の中にですね、罰はというふうに書いてございます。質問書のほうに書いてありますので、ぜひともお答えいただきたいなというふうに思っております。それから、総数もお答えごさいませんでした。今後については、広報等使って、積極的に撤去をしていくというお話でしたけれども、その辺のところをお聞かせください。

それから、町の町税業務についてお伺いいたします。条例関係については、私の質問の1、2 ですね。条例関係については、他市町村では100円とみなしをしているところが多いようですが、金額の100円についてはどのように思うのか、お聞かせください。郵便料ということであれば、現在でしたら内部秘密保持ということで、封書で送れば82円、それからはがきにシールを張って送るという手もございまして。それから、担当課はよくわかりだと思っておりますが、この条例がいつできて、今現在こうなっているということをしっかり把握していただきたいなと思います。これは担当課だけでなく、各課の条例やその他規則なども金額の訂正したものがいいものがあればしていただきたいし、それから本日もございました議案の訂正、このようにしっかりと見まして、訂正あるものは早急に訂正をしていただきたいというふうに思いますが、そのことについては今回質問しました担当課にお答えをお願いいたします。

それから、私の質問の3 と4 になるんですが、納税や支払いについて、税金は日本国憲法第30条、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うとあります。税金は国を維持し、発展していくために欠かせないものです。地方においても同じです。そこで、憲法では税金を納めること、納税は国民の義務と定めております。この納税の義務は、勤労の義務、教育の義務と並んで国民の3 大義務の一つとされております。納税者である私たちは、正しく税金を納めることが大切ですが、税金の使い道に十分関心を持つことも大切です。町長を初め、職員、議員、あえて給与と言いますが、全て税金です。

税金その他の支払う義務あるものについて滞納すれば、不動産、給与などの差し押さえ、保険証の使用停止、家賃を納めなければ退去命令、水道の供給停止などさまざまな措置が講ぜられます。中には、何の措置も講ぜられず未収金となり、現在報告いただいた多額の金額、不納欠損となり処理されてしま

います。今の世の中、国民より無料化、補助などさまざまな要望がありますが、当町におきましても限られた税金の中で処理をしなければなりません。手続をし、減免措置を受けている方については、行政のセーフティーネットを大いに活用していただきたい。本来払える人が払わずに、不納欠損が生じているように思います。担当課は、そのことについてどう感じ、今後どのように対応しているのかお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） 質問事項2番目の乗り上げブロックについての罰則の件でございますけれども、道路法の43条の規定に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということに道路法102条で定められております。また、今後につきましては、広報等を通じて注意喚起を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 9月9日、契約解除を、現在通知が来たのですが、これまでに回答がなければ契約を解除とするという形の文書が来ておりますので、その文書を待っているところでございます。こちらは、あくまでも出来高の精算を求めているのは、スタンスは変わっておりません。

また、請求の金額でございますが、5月9日に大きく上回る請求額という話がございますが、この時点で初めて請求書が上がってきております。その金額は、前回の全協等でもお話ししたとおり、契約額の倍以上の金額となっております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 税務住民課長、大崎智行君。

○税務住民課長（大崎智行君） 私のほうからは、町税に関して、不納欠損等の関係につきましてお答えをいたします。

納税の義務、それから町税負担の公平というような観点から徴収業務に取り組んでいるところでございます。町税の滞納者につきましては、督促状等の文書催告、さらには電話催告や臨戸徴収を行うとともに、綿密な財産調査、所在調査により、滞納処分する財産がない場合ですとか、滞納処分をするとその滞納者の方が生活を著しく窮迫するおそれがある場合、さらには納税者の死亡、または所在及び財産がともに不明な場合等につきまして、やむを得ず不納欠損の処理を行っております。

なお、町税滞納者につきまして、納税相談によって分割納付の対応をするなど、また担税力があるにもかかわらず納付のない方につきましては、差し押さえ等の執行によりまして不納欠損額の縮減に向けた取り組みを行っているところでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） どうもありがとうございました。一部お答えございませんでしたけれども、結構でございます。

3回目の質問をさせていただきます。今回私の質問、非常に具体的といいますか、生活に密着したと

いいですか、頭の中にない方であればどうでもいい質問かもしれませんが、しかし、今回乗り上げブロックの調査をしているときに、条例ではどのような扱いになっているのかを調査いたしました。その結果、町の徴収業務の疑問が発生しました。

それと、もう一つ感じたことがございます。酒々井町を車で歩きながら見たのですが、JR殿部田の踏切から小川ピーナッツの信号の間ですが、中学生の通学路となっております。側溝には泥がたまり、土に覆われ、木や竹など枝が中央に伸び、自転車や人がどうしてもセンター寄りを通らざるを得ません。そこに通勤の通過車両、アウトレット利用車両が通り、いつ事故が起きても不思議ではない状態です。住民からは、以上のようなお話を聞いております。町長におかれましては、すぐご近所でございますので、この辺の実情はよくおわかりかとは思いますが、先般の台風一過、路面や側溝についてはきれいになっておられるかもしれませんが、地元住民と中学生と車両が安全に通過できるよう、側溝清掃、土砂の撤去、木や竹の枝打ちなど地元の人たちと協力して作業できないものでしょうか。通告にはございませんが、お答えできるようでしたらお聞かせください。以上です。

議長、ないようですから、結構です。

○議長（内海和雄君） それでは、5番議員、御園生浩士君の一般質問が終了しました。

---

◇ 那 須 光 男 君

○議長（内海和雄君） それでは、通告順に基づき、次に4番議員、那須光男君。

〔4番 那須光男君登壇〕

○4番（那須光男君） 4番議員、那須です。私からは、大きく5点にわたって質問をさせていただきます。

まず1点目は、先ほど御園生議員も質問されましたが、青少年の家の工事についてという件でございます。1つは、工期の3月25日以降の経過について、先ほども御園生議員に答えられましたし、議会の初日に書面でいただいておりますけれども、その後変わった点があればご報告いただきたいと思います。

2点目、工事の仕様書について、以下伺います。1つ目、作成したのか否か。2つ目、作成したとすれば、請負業者に提示しなかったのはなぜか。

3点目、町道へ接続する階段通路について、以下伺います。1つ目は、契約時の工事内容に含まれていたのか否か。2つ目は、含まれていたとすれば、工事の種類とその費用を。3点目は通路幅を最低基準の60センチとした理由を。4点目は青少年利用者の傷害の危険性について、本年2月時点で町民からの指摘を受け、どのような改修策をいつの時点で立てたのかをお答えいただきたいと思います。

4点目は、2016年6月9日付生涯学習課発行の工事経過についての中で、4月8日、酒々井町顧問弁護士橋本氏へ、相手方との今後の対応を一任とありますが、契約金額の大幅変更を含めて、全てを委任したということなのか、お聞かせください。

5点目は、顧問弁護士の橋本氏が所属する弁護士事務所との顧問契約の内容について伺います。

大きな2つ目は、保育士の待遇改善についてです。ニューしすい8月号及び7月30日付地域新聞「エリート情報」には、子育てコンシェルジュ、「エリート情報」では支援職員となっておりますが、及び町立保育園保育士の職員等の募集の記事が掲載されています。子育ての重要性が叫ばれ、保育士の待遇改



善が社会的な課題となっている今日、なぜ非正規の職員を正社員化しないで非正規を雇うのかお聞かせください。

3つ目は、新中川橋周辺の生活道路の改善と排水路の清掃についてです。1点目は、県道宗吾酒々井線の直下にあるトンネルの安全について、どのように実施しているのか、2点目はトンネル内の舗装及びトンネル入り口に通じる生活道路の改善策を具体的に伺います。3点目は、排水路の除草、清掃など、住民から強い要望が出されていますが、町の対応をお聞かせください。

4点目は、上野作歩道橋のグリーンベルトの有効活用について。上野作歩道橋の中央台側にあるグリーンベルトについて、長い間有効利用をすべきとの町民の声が上がっていますが、いまだに有効に活用されていない。公民館の耐震化工事も間近に迫り、早急に具体化すべきと思いますが、具体化策をお聞かせください。また、その時期をお聞かせください。

最後に、5つ目は電子入札結果公表について。本年4月1日を最後に、酒々井町電子入札の実施結果が外部サイトである千葉電子調達システムで閲覧可能となり、酒々井町ホームページには公表されなくなりました。町ホームページにも入札結果を公表すべきと思いますが、公表しない理由をお聞かせください。

以上具体的に質問しましたので、ぜひきめ細やかな丁寧なご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） それでは、4番議員、那須議員からは、5点のご質問でございますので、順次お答えいたします。

私からは、2点目の保育士の待遇改善についてのご質問にお答えをいたします。非正規職員の正規職員化についてですが、保育士に限らず、正規の職員採用については採用試験としまして、1次試験で筆記試験、2次試験として面接試験を実施し、採用の決定をしているところでございます。非正規職員としての勤務実績については、正式採用に際していかなる優先権をも与えるものではないことから、採用試験を経ずに正規の職員とすることは考えておりません。

なお、広報紙等で子育て支援のコンシェルジュと保育園の保育士を募集しましたのは、臨時職員が退職したことに伴う補充や産休代替職員を雇用するためでありまして、非正規職員の雇用をふやすものではございません。

私からは以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 青少年交流の家の工事について、那須議員からのご質問でございます。

工期の3月25日以降の経過について詳細な報告を求めるということで、全協等で理解はしたが、その後の変更があるかということでございますが、9月9日までに変更契約をという形の先様の要求につきましては、従前どおり出来高精算を求めておりますので、現在のところ変更等、進捗等ございません。

2点目の工事の仕様書について伺うということですが、2点でございます。これにつきましては、工事の仕様を含めた設計書を入札時に提示し、契約書にも添付してございます。

3点目の町道へ接続する階段通路について、契約時の契約内容に含まれていたか否かを、含まれてい

たとすれば工事種類、費用を、3番目、通路幅についての最低基準60センチ、4番目として青少年利用者の傷害の危険性、その指摘、そして改修策についてでございます。ここまで、あともう一つ、私どものほうからは4点目の生涯学習課発行の工事経過についての中で、4月8日、酒々井町顧問弁護士橋本氏へ、相手方の今後の対応を一任とあるが、契約金額の大幅変更を含めて全てを委任したということか伺うということでございます。順次お答えします。

まず、階段通路でございますが、契約書の設計書に記載されており、外構工事の中に全て入っております。階段幅につきましては、プリミエール側の進入路を主として考えておりますので、建築基準法の接道要件60センチといたしました。歩道側から見えにくいというご意見もあり、本件解決後の施工で改良を検討したいと考えています。

4点目ですが、顧問弁護士への委任ということですが、その都度町と協議し、現況の出来高による精算及び本件の解決に向け対応していただいております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、顧問弁護士事務所との顧問契約内容についてお答えさせていただきます。

ご質問の契約内容ですが、東京平河法律事務所、代表者、弁護士、橋本勇氏に町の事務の執行過程において発生する法律問題全般についての相談を委任しているところでございます。契約は、平成25年4月1日から締結しており、1年単位で同一条件をもって更新しております。顧問料は、月額8万6,400円で、年間103万6,800円でございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、3番目の新中川橋周辺的生活道路の改善と、排水路の清掃についてと、あと4番目の上野作歩道橋のグリーンベルトの有効活用についてお答えをします。

県道宗吾酒々井線の直下にあるトンネルにつきましては、県管理の施設でありますので、管轄する県印旛土木事務所に確認したところ、定期的に5年に1度点検を行っており、直近では本年3月1日に実施したとのことで、構造的には安全であると伺っております。

次に、トンネル内の舗装及び入り口に通じる生活道路につきましては、劣化や水たまり等の状況を確認し、補修が必要であれば対応したいと考えております。

次に、排水路の除草、清掃につきましては、地元区から要望があれば、現地を確認し、対応したいと考えております。

最後に、4番目のグリーンベルトにつきましては、上野作跨線人道橋のバリアフリー化とあわせて、駐車場としての活用を図るため、今年度に概略設計を発注する予定です。

以上です。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 私は、5点目の電子入札結果の公表につきましてご答弁させていただきます。

入札結果につきましては、以前は開札後に職員が記事を作成し、町ホームページに掲載していたところでございますが、町ホームページがリニューアルされましたのを期に、当町が利用しています千葉電子調達システムの入札結果ページによる公表とし、町ホームページにはリンクを掲載し、案内をしています。これにより数日を要していた入札結果の公表が、開札後迅速に行うことができ、改善を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） では、2回目の質問に移らせていただきたいと思います。

順序を変えてですね、私は2番目から再質問に入りたいと思いますが、まず今後の保育士の問題について、私は3月議会でもいろいろ皆様にもお示ししてですね、酒々井町の現在の、現在というのは3月時点、数字は12月の数字だと思いますけど、当時発表された総務課長の答弁では、非正規職員は185名、正規職員は256名と発表されたんですけど、この256名の中にはですね、県採用の教員が含まれちゃっているんで、これはおかしいということで、私が県採用の教職員を除外した数を調べたところ、正規職員が162名しかおりません。非正規職員が170名おります。そうすると、これは比率にすると、正規が48.8%、非正規が51.2%、今政府その他で言っているのは、日本全国の非正規は40%に到達するんじゃないかと言っているんですけど、酒々井町はもう去年の段階でも40%どころか、51.2%にも達しているわけです。

なおかつこの酒々井町の町営保育園及び保育園の保育士の比率を見ますと、岩橋保育園、中央保育園、それぞれありますけど、2つの保育園を合わせて正規職員がたった28.4%です。これ白い部分が正規職員です。非正規の保育士というのは、保育園の職員というのは71.6%です。これは、余りにも異常だというふうに私は言わざるを得ないと思いますけど、そういう中で今回募集した職員は全部、保育関係の職員は全部非正規です。このことに対して、今政府が盛んに非正規職員の保育士の待遇を改善しようという、そういうスローガンを掲げて動いているときにですね、先ほど答弁では、いや非正規をふやすためにやっているんじゃないんだと副町長さんはおっしゃいますけど、ふやすかふやさないかを言っているんじゃないかと、現実には比率は変わらないじゃないですか。よくなることはないんじゃないですか。そのことを私は捉えてですね、ぜひ一刻も早く正規化すべきだろうと思うし、先ほど臨時職員が幾ら頑張ったって、正規の試験を通んなければ正規職員になれないんだよと、こういう突き放すような言い方は私は余り好きじゃないですよね。頑張っている人には、それなりの正規の道を開くというのが、これが当たり前のことじゃないかと、こういうふうに思うんです。

したがって、ぜひ非正規の保育士の資格を持っていながら、非正規しか働けないという状況というのは、今政府が盛んに言っている同一労働・同一賃金、この道からも外れているわけですから、何とんでもですね、そんな一気に全部正規化はできないでしょうけど、そういう姿勢を示していくことが私は重要なんじゃないかというふうに思っております。

最近読売新聞の報道によると、これです。今自治体間で保育士の争奪戦が始まっているというんですよ。保育士さんだって自分の生活があるから、非正規のままじゃ暮らしていけないから、いいところ、いいところで選んで、どんどん、これは何ですか、松戸市か市川市か、どこか家賃8万2,000円まで補助しますというんですが、これは直接的な賃金の体系ではないですけど、そこまでやって、保育士を集

めよう、あるいは引き抜かれぬようにしようとしているわけですから、その辺酒々井町もぜひ今後、こういう自治体の例を参考にして、保育士の問題について取り組んでいただきたい。ぜひ副町長、お答えがあればぜひお願いしたいと思います。

次、3番目の新中川橋の問題ですけど、これは長い間問題になっているんですよ。私が議員になって最初に取り上げたのもこの問題なんですけど、今トンネルは県の管轄だということで、初めて聞きました。これがトンネルの入り口です。もうあちゃこちゃで傷だらけです。こっちが佐倉側ですね。これは京成の駅側ですけど、こんなです。こんな状況です。もう亀裂、コンクリートが亀裂入っている。住民の方は非常に不安を感じていて、何とかならんかと。何とかならんかというのは、ここにねじでとめているんですよ、コンクリートの鉄板を。そのねじが飛んじやったまんまになっていたんです。ということで、非常に不安を感じております。県の管轄だということで、本年3月にですか、検査済みで、安全だと言っていますが、利用している町民はそうは思っていないですよ。こんなんで大丈夫かなと思っております。

それから、路面、これは駅から佐倉へ行く歩道です。でこぼこ。でこぼこです。ひびだらけです。同じように、これは佐倉側から駅へ行く道ですけど、もう穴だらけ。穴だらけです。これも数年このままです。ここを通るのは、もう佐倉警察署のお巡りさんのオートバイ、それから郵便局、佐倉郵便局のオートバイ、それから今盛んにふえてきているのが昼食の宅配のクール車、それから病院の薬、病院へ薬運ぶためのライトバン、ばんばんこれ専用通路です。通っています。それで、買い物に行く人は、ここしか通る道ないわけですよ。JR側に買い物行く人は別の道もあるんですけど、京成の駅のほうに買い物に行く人は、この道しかないわけですよ。これはみんな言っていますよ。これは自転車で通るのが、がたがたで、非常に心配だと。そういう状況です。

それから、水路の問題、先ほど道がでこぼこであれば直します。水路が草が生えていればということの意味だと思えますけど、これが昨日撮った写真です。水路。ここにはですね、先日の台風でコンクリートがどっかから流れてきて、水路を塞いでいます。私ちょっとまちづくり課長に言いたいんだけど、私たちには質問通告を10日前も早く出させておいて、その質問通告について見に行っていないのかというのが大変、先ほどの言葉尻をとるんじゃないけど、そういう必要があったらやると言っているけど、必要があるから質問しているのに、質問通告しているのに、見に行っていないというのは大変残念だと思えますね、本当に。何で我々がそんな早く質問通告出さなきゃいけないのか、本当に疑問に思いますよ。

それで、議会の初日に町長さんから台風の結果がありましたけど、私はちょうどそのときにいなかったんですけど、この通路が冠水したんですよ。ご存じですか。私も知らなかった。ここを、駅に自転車で通っている人が、余りにも雨がひどいんで、自転車を置いて歩いて帰ってきた。もうここですね。この中まで冠水していた。そういうことも報告なかったのかと思うと、非常に何か町長の行政報告を白々しく思ったんですけど。

というのは、ここ非常に重要なんですよ。旧51号、宗吾酒々井線の側溝の雨水が、雨水がみんなここに流れてくるわけです。ここに流れないと、逆に中川にみんな行っちゃうから、中川の氾濫が増すということで、非常にこれは重要なところなんですけど、3年前の台風のときはこんなになりました。全く

歩けませんし、車が3台立ち往生したままになっています。これと同じようなことがですね、24日にもあったんですけど、これやっぱきれいな町をつくるということだけじゃなくて、安全な町のためにもですね、ここの用水の土砂を早急に、ましてやこのコンクリを早急に片づけるべきだと思いますけど、まちづくり課長、もしご答弁……もしじゃなくて、答弁をいただきたい、このようにお願いします。

次に、4点目の、これは今後やるということで了解は、評価はしますけど、平成24年12月議会で、町長みずからが、大きな催しのある場合にはここを駐車場にしてもよいという答弁を地福議員ので回答しているわけですね。しかし、最近大きな催しがあっても、1回も開放していないですよ、駐車場として。だから、私はあえてここで質問しているわけですけど、今後やるということでお答えいただきましたので、ぜひ早急にやっていただきたいと思います。10月2日には千葉氏まつりがある。そういうこともあって、十何日かには老人福祉大会もあるわけですから、ぜひ工事は別として、早急にその日だけでも解放するという町長の答弁は、ぜひ実行していただきたい、このように思います。

それから、問題の青少年の家の問題ですけど、これについて、先ほどの答弁で、仕様書があったと、こういうふうに答弁されていますけど、じゃ仕様書をいつの時点で提示したか。先ほど入札の際に添付したとか言っていますが、添付本当にされているのか、その辺もう一度、再度お聞かせいただきたいと思います。

町道へ接続する階段について、当初からあったんだと、こうおっしゃっていますが、基本的には町の考えは、プリミエール側の通路を使用するという考えだったんじゃないですか。印旛土木事務所から直接公道に接するあれをつくれと言われたから、そういうあれになったんじゃないですか。その辺、これ重要な点ですから、確認したいと思います。

それで、あとこの階段の問題は非常にこじれているんだと思いますけど、佐藤議員の質問に対して、これは3月2日の開会ですから、3月9日か10日ごろに一般質問が出されていると思うんですが、そのときにどういうふうに言っているかと。ああいう狭いところでは、それは当たらないんじゃないかというような回答をしています。したがって、これについて改善を求めるということを言っているわけですね。これに生涯学習課では、これ改修策を考えますと答弁されている。3月の十何日になって、改修策を講じて考えていますということは、どう見たって3月25日に終わるわけじゃないじゃないですか。それほどこの階段の問題というのは、これです。これそのまんまです。何も私粉飾していません。3月十何日になって、これは狭過ぎるから、危険だからというんで議会で質問をされて、それについては改修策を考えますと言ったのが3月十何日ですよ。それで3月25日、工期終わらないから契約打ち切ると。これじゃ、余りにも私は無鉄砲じゃないかと思うんですが、その点再度お聞かせいただきたいと思います。

それとですね、通路幅を60センチにしたという根拠がですね、答えていないんですけど、どういう根拠で60センチにしたんですか。私が知人から聞いたところによると、駅の、今、がちゃんとやって、ICカードで通過するとか、あれが60センチですよ。それをまねしてやったのかどうかですね。60センチの根拠について。

総務課長が顧問弁護士料として払っている料金を具体的にお出しいただきましたので、そうすると今まで何回、少なくとも9月6日付のあれでいくと、6回東京平河町の弁護士さんのところに相談に行ったり、書面を書いて相手方に郵送してもらったりしていると思うんですけど、その都度幾ら払って、現

在まで幾ら使ったのか、お聞かせいただきたいです。

なぜ私はそれ聞くかという、3年前の台風のときに大室台小学校の上の崖が崩れてですね、町は町民でもあるその方を訴えてですね、損害賠償請求しようとしたときに、100万円の補正予算組んだじゃないですか。私は反対しましたよ。そんな無理で、勝てるわけないし、町民を訴えるというのはとんでもないということで反対しましたけど。これ後に取り下げました。そのときの話ですけど、これ実際8万6,400円の中で、今までの4回は精算できるんですか。そのことを聞きたい。というのは、上積み、請負契約会社には上積みは、増額は応じられないと言っておきながら、片方では弁護士にぼんぼん、ぼんぼん弁護士費用を使うんであればですね、そんな争いをしないでやるのが私は筋だと思っんです。重要な点ですけど、なぜ3月25日に完成工期にこだわったのか、その辺をお聞かせください。3月25日に完成しないと、どういう弊害があるんですか。あると予想されているんですか。結果的にはできなかったから、現在どういう弊害、町民からコンプレインが来るわ、何からいろいろなのがあると。具体例を挙げてやってください。じゃなければ、3月25日に工期にこだわった理由がですね、私は全く理解できませんよ。町長にお尋ねします。3月25日の工期にこだわった理由、それからなぜ工期を延期することを検討しなかったのか、この2点だけは町長ずっとおっしゃっていないじゃない。答えてくださいよ。

以上2回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） 保育士の待遇改善についてのご質問でございますけれども、子育て支援というのは大変重要な施策であると考えております。それをもって保育士だけを試験をせずに採用するということは、これまたほかの業務との公平性からもまた難しいと考えております。

また、フルタイムで働けないという方もいらっしゃいますので、そういう方にとりましてはですね、多様な働き方の面からも非正規というものを否定するものではないと私は考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 3番目の新中川橋周辺についての再質問についてお答えいたします。

議員からご質問が出されたときにですね、私は直ちに現地は確認いたしております。特にあの道路除草や側溝などの清掃は町内全域にわたっておりまして、交通上支障が出るところや地元区の要望を優先いたしまして、現地を見て判断しているところであります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 青少年交流の家の工事についての再質問でございます。工事の仕様書について再質問ということで、先ほど工事の仕様を含めた設計書を提示してございます。設計書には、実施設計を委託業務として明記してございます。階段につきましては、現状ではヤマロクの所有物となっております。これに手を触れることは、現在のところできません。工期につきましては、通常の契約どおり年度内の完工ということで、契約時には3月25日を設定してございます。従前6月議会の冒頭、全員協議会にもお出ししていますが、1月15日、生涯学習課追加工事の増額変更、概算について、1月22日

まで提出を指示と記載してございますが、工事が変更された場合は契約を変更いたします。書類に基づいて変更いたします。その書類が全く提出されなかったということでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 先ほどの再質問でございますが、顧問弁護士の関係でございます。町としまして、町の事務の執行過程において発生する法律問題全般についての相談を顧問弁護士に委任しているということでございます。今回の青少年交流の家につきましても、相談ということで行っているところでございます。また、費用についてのご質問でございましたが、月額で8万6,400円ということで決めてございますので、回数に関係なく、顧問弁護士としては月額8万6,400円でいただいているところでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 3月25日は、契約工期でございます。当然その工期を全うすべく双方が努力すると。これが真っ当な契約でございます。ただ、これ状況を見ますと、ここにも議会のほうに説明してありますが、ことしの1月27日にヤマロクから500万円の増額要求というのが出ております。ろくな工事もしないでそういう状況が出ているけれども、その要求の内容は何かといたら、何も出さないと。金払えということでございまして、そのときから正常な、要するにお話し合いができない状況に陥っていたということでございまして、この辺は議員も十分、要するに生涯学習課のほうから配付されたやつでわかるわけでございますが、そういう実態でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

〔「工期を延長することを考えたり検討しますよね」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 町は、予算の繰り越し手続を既にしてしております。ですから、町とすればそういうお話、ヤマロクのほうから正常なお話があれば当然工期は延びるわけでございますが、工期延長の申し出、要するに施工者ですからね、施工者が何も言わないで、ただ金をよこせというお話をいただいておりますので、そういう実態に鑑みて、どうやっていったらいいのかわかりません。那須議員のほうから、そういうことに対して、いい解決策をぜひともお話をいただければと思います。よろしく願いします。

○議長（内海和雄君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） 青少年の家の問題について質問します。ことしの6月議会初日の総括質疑で、竹尾議員が町には何ら非がないのかと質問したのに対して、生涯学習課長は、これに関しては答弁を差し控えさせていただきますと、こういう議事録になっているんですね。私もそう記憶しています。私はこの答弁を聞いて、正直言ってがっかりしましたよ。これが6月9日に配られた議員に対する、一部です。あと後半の黄色い部分は9月6日にいただいています。これ見たらね、この請負業者、何てことだと。書類も提出しない、協議にも応じない、誰も全面的に請負業者が悪いように書いてあるわけです。そう誰も思いますよ。だけど、生涯学習課長は非があるのかということについて、町に非がないのかという

ことについては、これに関しては答弁を差し控えさせていただきますと。これ聞いたら、誰もが、町にも何か問題があったんじゃないと聞くのが常識ですよ。もし一つも非がなかったら、そのとおり非はありませんと答えるじゃないですか。私はこれ聞いて、この問題こじれるような根深い問題があるなというふうに率直に感じましたよ。

63.71平米ですか、約20坪に満たない、契約金額が約1,200万円弱のこの新築問題で、私に言わせれば何かちっぽけな問題じゃないかと。何でこれこんなに双方の、多分双方だと思いますが、こんなギャップがあるのか。町は、何で一切非がありませんと答えられないのかというのが私の抱いた率直な気持ちですよ。やりきれないですよ、こんなことで浪費して。

そこでですね、再度お伺いしますが、契約工期、契約の工期は、契約のあれだというのはわかりますよ。だけど、酒々井町にはいっぱい公共工事があって、工期を守っていない工事がいっぱいあったじゃないですか。延長したのもあったじゃないですか。それなのに、この問題だけは頑として工期は1日とも延ばさないで、もう3月31日は契約解除だと、こういう通達を出すという。これはですね、異常だと思います、はっきり言って。その結果ですよ、工期を延長して1カ月延びたなら延びたでいいんだけど、町がとった処置で結局は6カ月たって、今でも青少年はできていない。今後いつになったらできるのかという問題もある。それで、町も何かうわさによると裁判に持っていくんだということを内外に言っている。それで、業者も裁判になったらなつたで、契約を破棄している事態になる。そうしたら、解決するのは、あとは裁判所しかない。

私も組合の執行部時代、何回も、4件も裁判抱えていました。いずれも民事裁判です。民事なんていうのは、すごい時間かかりますよ。1回開廷したら、次の開廷は2カ月後だとか、そういう問題もあると思うんですけど、いつになったらこれ完成するんですか。私町長にまたお伺いしますが、もうこの建物は放棄したんですか。だって、相手はやらないと言っているし、町は契約解除したと言っているんでしょう。どうするんですか。

そもそもこの青少年の家については、ある議員がB-N e tの建物が耐震化で問題あるからということでスタートしていて、わずか1年半で完成にこぎつけようという、初めから拙速過ぎていたんですよ。それで、案の定議会でも修正動議が出されて、この青少年の家の予算が一旦削除して、検討し直せと、こういう修正動議を出したんです。残念ながら、この議会は議員さんの賛同が得られなくて否決されてしまいましたけど、そういう深い、もうスタートから非常に問題がある事業だったわけですけど、その事業が心配したとおりになっているというふうに思っております。

町長、これ3月31日に完成しなかった、4月以降ずれ込んで、利用者からどういう批判といたしますか、利用者はどう町に言っているわけですか。あんたたちがつくれないから、私たちも運営が、サークルの運営といたしますか、事業が非常に困っているんだという苦情が多数来ているんですか。私は一件も無いと思いますけど。それであれば、1カ月や2カ月工期を延長して、つくって、さあ皆さんお待たせしましたけどご利用くださいというのが、よっぽど町民に対するあれじゃないですか。そういうことがないから、やたらと突っ張れば解決するんだという安易な気持ちでいたら、これ解決しないですよ、はっきり言って。

その結果、さっき裁判費用のことを言いましたけど、通常の顧問契約じゃ済まなくなると思いますよ、



新たな訴訟事件ができれば。公務用の弁護士だから、安くやってもらえていますけど、会社側の弁護士は当時B5判だったですか、B5判1枚書くのに5,000円取るんですよ。でっかい字で、タイプ5,000円。もう総務課長さんは、平河の弁護士さんから相当のコピーもらっているんでしょう、会社主張の、くっついて。何枚もらったか記憶ないと思いますが、あれ1枚、今A4だから、5,000円じゃきかないですよ。とうに上がっていますよ。私の裁判歴というのは30年前だからね。物価も違うし。

そういうことから、私は町長に言いたいのは、誰が困っているんですかと言っているんですよ。工期を3月31日に絞っちゃったために、逆に完成がめどが立たないということについて、それではますます利用を期待したのが、ますます困るんじゃないですか。でも、実際そんな大きな声出ていないし、ああ困ったなという。それであれば、なぜ工期を延長してあの建物を完成させなかったのかということ、これはトップとして重要な判断を問われるところだったと思うんですよ。その辺、町長率直に、なぜ工期を延長しなかったのか。今後どうなるのかという見通しを持っているから、突っぱねて、突っぱねて、契約打ち切りを、解除したんでしょう。今後どうなるのか。どうしようと思っているのかお聞かせください。

町の考えは、あそこを撤去するのか、あの土地を。その撤去費用は請負業者の費用だよと、こういうことを言っているということですけど、そういうふうには伝え聞いていますが、撤去したということになると、この事業計画そのものを否定することになるんじゃないですか。そんないいかげんなことでいいんでしょうか。

私の意見、率直に言わせてもらいますと、先ほど言ったように6月議会で修正動議出されているわけですよ。3月かな。それで、私の意見は、あそこに建てることは、検討もろくにしていないで拙速だということが1点と、あそこの用地に建てることは好ましくない。どうせ建てるんだったら、もっと立派なものを建てろということで私は反対しましたが、町長のおっしゃるように、もう撤去して、業者に撤去させて、その費用も業者持ちだということに私は一部賛成するんです。あんな建物要らないよと、私は率直に。それは、私の議員として、個人の意見としてお聞きしていただきたいと思うんですけど。私ある面では町長と一緒に部分がある。根は違いますよ。突っぱねて、突っぱねて、それでペアになったという町長と私は違うんです。初めからあんなもの着手すべきじゃなかったんです。こういう意見です、その辺は。

それから、企画財政課長に、ホームページのことで、リニューアル後に入札の公告の表示の仕方も変えちゃった。結果は、千葉何とかを見ろとなっているけど、私の技術では、千葉電子入札のほうにアクセスしないんですよ。それだけでも非常に不便を感じているんです。私が悪いのか、今度は私のうちに、こういうのに通じるアクセスだけやってくださいよ。それほど電子入札に変えたということは、町民には不便なんですよ。これは、電子入札を変えたということは、コストの問題ですか。先ほどの答弁では、職員がやっていたものを、電子入札、千葉何とか委託に変えれば早いんだと、こうおっしゃっているけど、そういうメリットはあるというのは、使っている人から聞いたことありません。

それと、電子入札を使っている人は、外部のあれを使っている人に聞いたところ、結果が1カ月しか出てこない。例えば今8月分しか出てこない。7月分はもう出てこない。こういう問題も発生しているみたいだけど、何のためにこのリニューアルして、電子入札のほうに、外部に持っていったのか。

もう少し丁寧に説明していかないと、これがたび重なって、町の公共工事の入札に非常に疑問があるから、あんなのでやっておくと、みんなに、那須がうるさいから、あれ外部に出しちゃえというふうに勘ぐられてもしょうがないですよ。全然便利でないんだもの、利用者に。そこを丁寧に聞かせただければ。それで、もしですね、外部に移したんだと。それは出ていますよ。だから、こういうふうにアクセスすれば出ますよというぐらいの親切心があってもいいんじゃないですか。

以上長くなりますけど、答弁漏れがないように、町長は町長なりの答弁をお願いします。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 急いでいる理由と、そのほうが何もないじゃないかというお話でございますが、B-N e t子どもセンターが利用している建物は耐震不適格物件です。そして、安全性が問われている。子供のための、子供の安全のために代替施設が必要と。そういうことで今も休止の状態にあると。それとですね、3月25日までに当初の予定どおりできていないということでありますので、契約解除に当たっては、出来高精算はしますよというお話をしております。それと同時に、要求については、要求の話は出てきているんですが、3月25日以前には詳細な話がなかったと。

それとですね、そういう状況の中で、契約の継続がですね、難しい状況であったということで、解除ということをしたわけでございます。通常であれば、建築確認で、印旛土木のところでも許可を受けたという、これで大幅に構造が変わるということではございません。部材とか一部を変更するというので、そういう状況から見た中で、500万円というのに異常さを感じたわけですが、町としては、ですから、その内容をよく教えてください。それも一切なしと。おまえら勝手に調べろというような趣旨であったということをお報告を受けております。それが正常な形での契約関係が維持できないと判断しているところでございます。そういうことでございますのでこの状況に至ったということでございます。

それと、裁判が云々とか、どうのこうのという話を何か那須議員が随分おっしゃられているようですが、そのような話は町ではしておりませんので、その辺は遺漏のないようにお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 私からは、電子入札の関係でございますが、ちなみに印旛管内でこのシステム導入しているのは、栄町以外はこの電子入札の関係入っておるんですが、独自にうちが、町で以前のようにホームページで独自でやっているところは現在白井と佐倉のみでございます。うちの方式でやっているところももう多いということでございます。それは、先ほども申しましたとおり数日を要した入札結果の公表が、開札後すぐにできるというような、また改善にもなっているということもございます。また、ホームページで公表していない自治体もあるということでございまして、こういう利用をされる方は、うちのほうは特に苦情も入ってございませぬし、特定の方が利用されている方が多いのかなと認識しております。

以上でございます。

〔都合よくないじゃないですか。コストとか、そういう問題があるんですかと。アクセスするのはどうしたらいいんですかということをお聞いているんです〕と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 先ほども言いましたとおり、職員の人件費がコストとしてかかりますので、今までどおりやるにはコストがかかるということ。あと、アクセスの仕方につきましては、後でまたご相談いただければ。基本的にエクスペローラーでしか見れないようにシステムになっているようでございますので、後でご相談していただければと思います。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） それでは、4番議員、那須光男君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前11時05分）

---

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前11時16分）

---

◇ 平 澤 昭 敏 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に11番議員、平澤昭敏君。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

○11番（平澤昭敏君） 11番議員、公明党の平澤昭敏です。通告順に従い、4点質問いたします。

1番目は、昨年12月議会で質問した老人福祉大会についてであります。今月のニューすいと町長からの行政報告でもありましたけども、質問、それがちゃんとできるようになりました。ありがとうございました。昨年は議員も参加できず、参加者からいつも参加しているのに、ことしはどうしたのですかと聞かれ、参加者が多く、正副議長のみでの参加となりましたと伝えました。町の発展のために尽くしてこられた高齢者の方が喜んでもらうため、多くの方が参加できるよう工夫をすべきと思います。これからは超高齢化社会を迎えます。対象者が増加していきます。大会を午前、午後の2回にするとか、地域別に分けて開催するなど、対策を考えているのか伺います。

また、当日足が悪くて参加できないような人に対して記念品を配布する工夫について、また対象者全員に記念品を渡すことができないか、町の考えを伺います。

2点目は、JR酒々井駅東口、西口と京成酒々井駅東口、西口もそうなんですけども、朝夕の通勤通学時間になると、送り迎えする車などが多く、停車し、混雑が発生しています。このため、車椅子を使う住民などから、駐車場の整備を求める声があります。住民が安心して利用できるよう、駅前に障害者用乗降スペースの確保を要望いたします。安心して乗降できるように、4カ所ともスペースはあると思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。今は、バスとタクシーの駐車スペースがありますが、1カ所を障害者用にするとか工夫をして、どうにか整備して確保してほしいのですが、町の考えを伺います。

3番目は、健康づくり施策の中で、予防接種は高い受診率がありますが、65歳以上希望者のインフルエンザと65歳以上の成人肺炎球菌の接種が個人負担があるので、低くなっています。また、検診については大体20%から30%の受診率で、無料である肝炎ウイルスも16%と低い受診率です。受診率をアップ

するため、胃がん、大腸がん、結核、肺がん検診の自己負担をなくし、全額無料として個人の健康管理を早期発見して、安く治療できるようにすべきと思います。町として、今後受診率アップの手だてをどのように考え、取り組んでいくのか伺います。

4点目は、大丈夫シールについてです。9月1日は防災の日です。アイビネオハイツでは、各戸に家族全員無事ですと書かれたシールを配布し、ふだんは玄関ドアの内側に張っておき、いざというときに玄関の外側に張って、名前と連絡先が書かれてあり、全員無事ですと張り出すのです。アイビは鉄製ドアですので、磁石式でいいのですが、木製ドアは画びょうでとめるようにすればいいと思います。安否確認が簡易にできる大丈夫シールの配布を町として全戸にすべきと思いますが、町の考えを伺います。

東日本大震災での教訓を生かすため、平成25年度に避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針が策定され、避難所のあり方全般について方針が示されました。さらに、市町村が指針の内容を具体的な業務として、平成28年4月に新たに避難所運営ガイドライン、福祉避難所の確保運営ガイドライン、避難所におけるトイレの確保管理ガイドラインが作成されましたが、災害時に真に機能する避難所をつくるため、町の取り組みについて伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、11番議員、平澤議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

3点目の検診の受診率アップについてのご質問ですが、検診は病気を早期に発見し、命を守ることであり、そのためにも受診率の向上は重要であると考えております。町では、自治会への回覧やポスターの掲示、また幼児健診の通知にがん検診のチラシを同封、さらに検診時に健康教育を実施し、がん検診の大切さや継続受診の必要性を勧めるなど、検診の周知を図るとともに、節目の年齢の方にはクーポン券を発行し、無料で受診していただいております。

ご質問の受診率のアップについては、個別検診による対応や幾つかの検診を同日に実施するなど、住民のニーズに合った受診しやすい検診方法を検討することも必要であると考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） 私からは、老人福祉大会についてご答弁をさせていただきます。

老人福祉大会は、多年にわたり社会に尽くしてこられた75歳以上の方を招待し、長寿を祝う式典や演芸など、プリミエール酒々井を会場に開催しております。また、ご質問のように、ここ数年参加者が増加し、多くの方が式典会場に入場できないため、この事態を重視し、昨年度から大会運営など全般にわたりご協力をいただいております町の水仙クラブ連合会、婦人会、民生委員・児童委員協議会と懇談会を開催し、ご意見等を参考に見直しを行っております。ことしの老人福祉大会は、参加者の増加を踏まえ、より多くの方に参加いただけるよう、町内を東西に分け、午前、午後の2部制とし、開催する回数をふやしたところでございます。しかしながら、今後の対象者の推移を考慮しますと、さらなる見直しが必要になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、2番目のご質問についてお答えします。

J R酒々井駅と京成酒々井駅の駅前広場に障害者用乗降スペースの確保についてのご質問ですが、朝夕混雑時のバスや一般車の乗降の安全性を踏まえて、専用スペースを確保することが可能かどうか、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、大丈夫シール、避難所運営ガイドラインについてお答えさせていただきます。

災害時には、隣近所でお互いの安否を確認し合うことは大変有効な共助としての取り組みであり、大丈夫シールなどを活用することで地域の減災につながるものと考えております。このような取り組みにつきましては、既に行っている町内の自治会や自主防災組織もございますが、さらに浸透できるように各自治会や自主防災組織に必要な情報を発信していきたいと考えております。

次に、避難所運営ガイドラインについてですが、本年5月に職員向けの災害時等の避難所運営マニュアル、初期初動編を策定したところであり、主に小規模な災害の発生や発生のおそれがある場合を想定したマニュアルとなっております。今後は、長期にわたる避難所の運営についてのマニュアルを作成することとしており、災害時における要配慮者への対応を含めたものを作成してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 11番議員、平澤昭敏君。

○11番（平澤昭敏君） 老人福祉大会の件なんですけども、今回午前、午後2回にやるということでしたけれども、演芸の費用は今まで1回でしたけども、今度は2回になった場合は費用も倍になるのでしょうか、その辺ちょっとお伺いいたします。

それから、障害者乗降スペースなどの要望もありますので、ぜひ検討をよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、老人福祉大会についてご答弁させていただきます。

老人福祉大会につきましては、町と社会福祉協議会が主催で行っております。ご質問の演芸の部におきます芸能人につきましては、社会福祉協議会のほうで依頼しているところでございますが、費用につきましては半日であっても、1日であっても同額と伺っております。

以上です。

○議長（内海和雄君） それでは、11番議員、平澤昭敏君の一般質問が終了しました。

---

◇ 濱 口 信 昭 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に1番議員、濱口信昭君。

〔1番 濱口信昭君登壇〕

○1番（濱口信昭君） 1番議員、濱口でございます。議長よりご許可をいただきましたので、通告に従いまして3点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、ずっと私取り上げていることではあるんですが、岩橋保育園を中心とした一貫した子育て支援拠点について、この件についてです。さきの6月の議会におきまして、この岩橋保育園を中心とした拠点ということで展開を予定している事業というのが、子育てに関する基幹的な事業に位置づけられております利用者支援事業、子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業、この3事業のみで、これらに加えて酒々井版ネウボラを構成するとされております現在の保健センターで行われている支援業務については含まれていないというふうなご回答をいただいております。この点に関連しまして、幾つかお伺いしたいと思っております。

まず、1つ目としまして、3つの基幹的事业、さっき申し上げましたけども、その中の利用者支援事業というものには、実は母子保健型という形で分類されております保健師の専門性を生かした相談支援というものが含まれているというふうに私理解しております。この先日の話からしますと、専門性のあるものはできないというふうなお話でしたんで、この利用者支援事業の母子保健型というのについても、今度の新しい施設では行わないということなのか、その点もまずご確認という意味でお尋ねをします。

それから、2つ目としましては、この1点目を踏まえての質問ということになるわけなんですけど、厚生労働省雇用均等・児童家庭局というところから、平成27年の9月に子育て世代包括支援センター利用者支援事業等の関係等についてというものが出されておまして、その中を見ますと、子育て世代包括支援センターの中核となる事業の例、多分展開をされようと考えておるのは、この包括的な支援事業の場所であろうというふうに考えておりますんで、お伺いするわけなんですけど、その例としまして、利用者支援事業母子保健型、保健師等の専門性を生かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関、療育機関等につなげる。主として、市町村保健センター等母子健康に関する相談機能を有する施設で実施。それから、利用者支援事業基本型、当事者目線で相談支援を行い、子育て支援にかかわる施設費や事業等の利用につなげる。主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施。そして、それらに加えて市町村保健センター、ここで妊娠届け出の受理や母子健康手帳交付と、そういったものが行える保健師が配置され、専門性の高い部分、この3つが掲げられております。それで、今ここで展開されようとしているのは、この中でいうと利用者支援事業基本型の部分だけかなというふうに受け取られるわけです。

そこで、ほかの自治体とか、そういうところで取り組まれている例を見てみますと、例えばインターネットとかやりますと、ぱっと出てくるのが埼玉県のと光市の例なんですけど、ここを見ますと、市を幾つかに分けて、それで1つのセンター、埼玉県の和光版ネウボラと呼ばれる施設では、母子手帳の発給から始まって、個別マネジメントの充実としての母子保健相談事業、それから安全と安心を担うサービスとしての産前産後ケア事業、この中に福祉関係の事業としてファミリーサポートセンター事業というのが含まれております。それから、産前産後サポート事業、この中の福祉系の事業として、地域子育て支援拠点事業というのが含まれている。これらを実施するというように書かれておりますけど、まさに一貫した支援事業を行う施設として取り組まれていると。和光市に限ることなく、ほかのところを

見てみましても、やっぱり同様にある限定したものだけを行うんじゃないで、本当に一貫したものを行おうという、そういう傾向がどこにもあるように思われるんですが、この酒々井町としては、どの医療保健系全て施設業務そのものは保健センターで行うんだと。ほかのネウボラを志向している市町村と若干方向が違うように受け取れる。これには、何か理由があってそういうふうを考えられているのか、そこいらをお伺いしたいと。

それから、町として、この母子保健型の利用者支援事業、医療保健系のサービスで、これを除いた形で子育て支援センターを志向しているというのは、そのことに関して、実際に利用しようと考えられている方々のご意見というのは聞かれたのだろうか、反映されているのだろうか、そういう疑問があります。そこで、実際にそれらの意見というのは聞かれたのか、反映されているのか、そこをお伺いしたいと。そして、利用者の意見が反映されているんだということであれば、どのような形でその意見を収集して、どのように反映したのか、これらについてお伺いします。もしそんなことやっていないよということであれば、なぜ必要ないと判断されたのか、その理由をお伺いしたいし、今後やるお気持ちがあるかどうか、こういったこともお伺いしたいと。

実は、本件この内容につきまして、私質問をしていこうと思ったんですが、実は既にこの施設の設計業務委託の契約というのが締結されているので、だからこれを承知の上であえてお聞きしているわけです。なぜならば、せっかく包括的な子供の支援施設をつくろうというのであれば、やっぱり本当に利用者の利便性が高いような、最近よく小池東京都知事が言われていますけれども、都民ファーストと。やっぱり町民ファーストという考え方のもをつくるべきじゃないかというふうに思いますし、また町外の同じような子育て世代の方たちから見て、酒々井にはこんな施設があって、そこでやられている支援が非常に魅力的だよと感ぜられるものをつくる。そうすることで、その人たちが酒々井に移り住んでこようと、そういう考えも起こってくるんじゃないかなと。そういうふうに考える。そういう点からお伺いをするわけです。

それから、これちょっと本題から離れるんで、聞き流していただいて結構なんですが、現在「あなたの子育て応援します 子育て支援事業」というパンフレット、これごらんになった方がいる方もいらっしゃると思います。その中で、実施している各事業にトランプのマークが付されておりまして、それぞれの問い合わせ先として保健センター、こども課、健康福祉課という電話の案内がされております。利用者側から見ると、やっぱり問い合わせ先というのは1カ所に統一されていて、そこに連絡をとれば、子育てに関する全ての疑問が解消されると、そういうような形をとるのが理想的ではないかなと思っております。これらについて、何かご意見があったらお伺いできればというふうに思います。

そして、さらに申し上げますと、実際に出かけて、子育てに関する相談等を行う場合の、その件については保健センターでご相談ください。こども課、健康福祉課で手続をしてくださいと。移動しなければいけないような、そういうのはやっぱり利用者の実感として、本当に町から支援されているのかなという、そういうふうな感覚を持つんじゃないかというふうに考えます。

これは、実は通告書を提出した後でちょっと気がついたんで、ご回答をいただければ別の機会ということにしたいと思うんですが、決算の資料を読んでおりましたら、岩橋保育園増築工事基本設計業務委託378万円というのがありまして、その説明の中に、町立岩橋保育園を子育て支援の拠点とする。

全国の先進的子育て支援創造に係る基本設計を実施しましたというふうを書いてある。前回までお伺いした中で、岩橋保育園はこの酒々井で考えている総括的な子育て支援の中心として機能するものじゃない、場所だけの問題だというふうに私伺っていたもので、ここで岩橋保育園についてそういうふうを書いてあるというのはどういう意図なのか、ちょっと疑問に思いましたので、もしお伺いできればと思います。もしこの場合ご回答なければ、私決算審査の委員もやらさせていただくことになっておりますので、その場で過去に実施した部分の決算審査ということでお伺いさせていただくということも考えております。

それから、大きな2点目なんですが、町内で増加しておる空き家問題。3月の議会における行政報告で、町内の空き家の実態調査を行いましたという報告がございました。その結果はお伺いしたんですが、その後その結果を受けて、町では何か新たな行動が行われているのかどうか、今のところそれが見えておりませんので、どういうことかやられているのかどうか、また具体的な施策が実施されるようなことをしているのか、そこいらをお伺いしたいと思います。

特にですね、まち・ひと・しごと創生総合戦略、この中で項目として、成田空港を生かしたまちづくりの推進の項目の評価値、KPI、これに空き家バンクというのの成立件数というのが示されておりますので、その空き家バンクというものについてどのように考えられているのか、具体的な展開計画等があればお示ししていただきたいですし、もし既に何か進められているということであれば、その内容と進捗についてお伺いをしたいと思います。空き家の問題につきましては、町民の方、特に東酒々井であるとか中央台、身近な問題として大いに興味を持っておられますので、ご回答のほうよろしく願いいたします。

それから、大きな3点目、これは6月議会で一般質問でちょっと触れさせていただいた問題なんですが、そのときは通告書に記載しておりませんでしたので、ご回答がありませんでした。それはといいますと、総務課で発行されている土砂災害ハザードマップと住民協働課でホームページに掲載されているしすいマップ上のハザードマップ、これらに関してですね、防災を考える上でハザードを認識するということは、最初のステップとして極めて重要なことというふうに私理解しております。その観点から考えれば、各種のハザードマップ、これがマップ化して示されるということは大変意義のあることだと思っております。しかしながら、土砂災害については総務課でハザードマップを配布します。もちろん町のウェブサイトには見られるようになってるんですけども、この件もちょっと別に、後で触れます。

それで、土砂災害は総務。地震、洪水については、もちろん総務課で発行されている防災ガイドというところからウェブサイト閲覧はできるんですけども、住民協働課でGISを利用したデータとしてウェブサイトに掲示されていると。何か防災にかかわる情報が別々に管理されているような印象を私受けています。別々に管理されていると、何か管理上の問題というのは発生するんじゃないかというふうに思いますので、その点をお伺いします。

情報を受け取る側から見ると、本当に別の組織と同じ情報が取り扱われているというのは、同じことを言っているんだと多分思うんですが、別々のマップが掲示されると、それらの相互はちゃんと調整されているんだろうか、整合がとれているんだろうかと、そういうふうな疑問も生じてくるので、その点



をお伺いしたいと思います。私としては、個人的な意見になりますが、防災に関する情報の発信というのはやっぱり総務課で統一されたほうがいいんじゃないかなと思いますけども、町としてどう考えるでしょうか。

それから、土砂災害ハザードマップについては、ホームページ上、バナー等のアクセスの方法が明示されておらないように思います。アクセス方法を改善される計画というのをおありかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、防災に対する考え方としては、町でも言われていますように、自助、共助、公助、やはり重要です。まだ十分理解できる。自助に関しては、マップ上に示されたハザードに対して、住民はどう対応すべきなのか、より具体的に示していただいたほうがよろしいんじゃないかと。その点について、どういうふうを考えているかお伺いしたいと思いますし、配布されております土砂災害、土砂災害ハザードマップとうたわれているものが、自助の部分には地震災害に対する対応しか記述がなかったということでありましたので、あえてこの点についてお伺いしているわけでございます。

それから、これは要望として申し上げますが、防災にかかわる情報の提供をできるだけ簡単にアクセスができ、かつ見やすい表示とすべく、今後さらにご検討をいただきたいと思います。なお、このハザードマップにつきましては、この質問をする前に事前に担当課とお話をする機会をいただきましたので、一応私のほうの意図を伝えておりますので、その面でご回答をいただけるものというふうに期待しております。

1 回目は以上でございます。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） それでは、1 番議員、瀧口議員からは3 点のご質問でございますので、順次お答えいたします。

まず、2 点目の空き家を活用したまちづくりについてのご質問でございますけども、町では昨年10 月末に酒々井町人口ビジョン及び酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、今年度から本格的に事業に取り組んでいるところでございます。この総合戦略を効果的に展開する上で、地方創生の効果促進事業の取り組みの一つとしまして、移住定住を含め、Uターン・Iターン等を視野に入れた酒々井町空き家対策事業に企画財政課及びまちづくり課を中心に庁内関係課が連携を図りながら事業を推進することとなります。

ご質問にあります空き家バンクの事業化につきましては、町内の空き家調査の結果から、酒々井町の状況に沿った空き家バンクの設置など、効果的な対策が必要であると考えております。今後空き家等の所有者の意向調査を行いまして、空き家バンクにつきましては今年度事業化を図れるよう検討していくところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、岩橋保育園を中心とした一貫した子育て支援拠点についてというご質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目のご質問でございますが、利用者支援事業のうち母子保健型の事業につきましては、保健センターで平成29年度から開始する予定で準備を進めています。

2点目のご質問でございますが、包括的な子育て支援事業として、母子手帳の交付から小学校就学までの専門的な支援については、一貫して保健センターで実施しているところでございます。濱口議員のご質問にありました3つの事業を実施していくに当たり、保健センターと新しい子育て支援施設とで双方が十分な連携を心がけて活動していきたいと考えております。

3点目から5点目のご質問につきましては、新しい子育て支援施設で実施する予定の事業につきましては、平成25年度に実施しました酒々井町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を参考に検討してまいりました。子育て支援の形態に関するご意見はございませんでしたが、先ほどお答えさせていただきましており、保健センターとこども課が連携をいたしまして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、3点目のハザードマップについてお答えいたします。

ホームページのしすいマップでは、各課で作成した地図情報のうちGIS化したものについてのみ載せていますので、管理上については特に問題ないと考えております。また、ホームページ上のバナーやアクセス方法の改善及び必要な防災情報の公開につきましては、各情報のページからハザードマップに直接リンクすることも可能であることから、ほかに必要な防災情報も加えながら充実させ、アクセスしやすく、また見やすいホームページとなるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 1番議員、濱口信昭君。

○1番（濱口信昭君） 2回目の質問としまして、まずは順番逆に参りますと、ハザードマップについては一応お話し伺っておりますので、これで結構かと思っております。

それから、2番目の空き家の問題につきましては、要は今のところまだ何もやっていないよということの理解になろうかと思うんで、できればこういう時期までにどうこうしたいとか、そういう回答が欲しかったなというところなんですけど、もしこの場でできなければ、次回また同様の質問をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、1番目の子育て支援施設のお話の中で、私が本当に意図しておるのは、要は本当に一貫した子育て支援施設を志向しようというお気持ちがあるのかなと。要するにあることはここで、あることはここでやります。場所の違うところでやる。それは、町全体としては一貫した子育てをやっているということになるのかもしれないんですけども、そしてましてや新しい施設をつくってやろうという段階で、保健センターでこれがやれるんですよ、これはここの新しい施設でやるんですよじゃなくて、新しい施設に保健センターで持っている機能、子育てに関する機能を持ってきて、そこで一貫してやるという、そういう考え方はなかったのかなと、そういうふうに思うんですね。

さっきも申し上げましたけども、よそでは大体一貫した形で実施されているのに何で、もちろん酒々井は小さな町で、コンパクトだから、その小さな範囲でやっていると言えればそれで終わりかもしれませ

んけど、やっぱり本当に子育て支援をしたいということであれば、そういうせっかく施設をつくるのであれば、そこの施設で全てが解決するようなもの、そういうことを考えられたほうがいいんじゃないかなと思うんで、そこらについての考えをぜひ伺いたいというのが今回の質問の意図でございます。そこいらを踏まえて、ちょっとご回答をいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（内海和雄君）　こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君）　保健センターと新しい子育て支援施設等ということになってしまいますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、双方が十分な連携を心がけて活動していきたいと思っておりますので、このところをご理解をいただければと思っております。保健センターとの連携を十分にとるように、現在でも連絡はちゃんととり合っておりますので、そのところをご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君）　1番議員、瀨口信昭君。

○1番（瀨口信昭君）　ご理解、ご理解といっても、私が申し上げておることは聞き届けていただけないのかなと、非常に残念ですね。せっかくつくる施設、もったいないと思うんですよね。はっきり言いまして、保健センターにしても、新しい施設にしても、町の組織なんですから、連携するのは当たり前の話なんです。今さらここで連携しますからご理解くださいと言われても、ちょっと私は納得しづらい部分がある。いずれにしても、町としてはそういう一貫して子育てを行うような、要するに健康福祉系全てを含めたようなものは必要がないんだと、つくる必要がないんだ、志向する必要がないんだというふうに考えておられるというふうに理解してよろしいんでしょうか。これは、こども課長からじゃなくて、町長もしくは副町長からのご回答をしていただきたいと思います。

○議長（内海和雄君）　副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君）　瀨口議員のご意見、承っておきます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君）　それでは、1番議員、瀨口信昭君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前 11時 53分）

---

○議長（内海和雄君）　休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時 00分）

---

◇ 齊 藤 博 君

○議長（内海和雄君）　通告順に基づき、次に7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君）　7番議員、齊藤博でございます。ただいまから通告に従いまして一般質問を行います。執行部の皆様には、真摯で明瞭なご答弁をあらかじめお願い申し上げます。

今回質問させていただくのは、大きく3点についてでございます。大きな1点目は、介護施策につい

てでございます。その中の一つが、新総合事業についてということでございます。介護保険法の改正によりまして、要支援1、2の方々の介護サービスのうち、訪問看護と通所介護、平たく言えばホームヘルプサービスとデイサービスが介護保険のサービスから除外され、各市町村の事業として完全実施をされます。法律改正から数力年の経過期間がありましたが、一斉スタートの時期が間近となりました。他の自治体では、既に新総合事業を実施させる例もありますし、近隣でも成田市が本年の10月から実施するとのことでもあります。

しかし、我が町ではこれまでに基本的な方針、施策が具体化されておられません。町のサービスで申し上げますと、訪問介護と通所介護サービスは、25年度の実績ではございますが、給付費が3,800万円、要支援サービス全体の60%を占めているサービスでありますから、町の独自制度がどうなるのか、これは重大な関心を町民の方も寄せているはずであります。国の動向を注視し、適正に対処、対応をしたいというのが1年半前のご答弁でございました。間近になりましたきょう、明確なご答弁をいただけるものと期待をしております。

ちょっと他の自治体の例をご紹介いたしますと、現在東京都の北区などには、これを機会に新たによりきめ細かいサービスを提供する仕組み、これを考え、取り入れ、実施をしております。また、実施はしていませんが、さいたま市や成田市では現在のサービス制度は維持するというのを決定しております。

そこで、お尋ねをいたします。私は、これだけの重要なサービスから、国の制度から外れたといたしましても、このサービスの内容、あるいは利用料等の問題、それから自己負担の問題、この辺は少なくとも最低でも現在の制度を維持すべきだというふうに考えますが、基本的なお考え、これをぜひお伺いしておきたいと思っております。1年半前に、そういう意味では具体的な表明をいただいております。この場ではっきりと明言をいただければありがたいと思っております。ぜひ町長みずからの答弁をお願いをしたいと思います。

それから、同じ新総合事業についてのもう一点の質問でございますが、この新総合事業は、国の財政負担を軽減するため開始される事業であると私は考えております。国は、介護保険の継続性を容易にするためとし、利用者の負担を重くする、あるいは自治体にその負担を転嫁する、そのような方針に介護保険会計の検討がされております。今もこの利用者のサービス以外にも、いろいろな議論がされておることが皆さんご承知のことだと思います。

私は、介護保険制度は国全体の制度であるべきですから、国の予算で賄うのが当然であると思っております。このような国の動きは、各自治体の財政力の差によってばらばらな制度を生じさせる、そういう原因になってしまうものであり、その方向性は私は間違いだというふうに思っております。今回の実施に当たって、国は急激な財政負担の増加を緩和するための措置を講じておりますが、平成30年度からは本格制度になります。そして、その国の改正の本質は、75歳以上の方々の増加率よりも通所介護サービス等の増加率が大きくなった場合の増加分は各自治体負担とするということだと思います。財政力が強いとは言えない我が町ですが、今回の新総合事業の実施について、町の財政負担はどのようになると想定されていますか。29年度あるいは30年度以降に分けても結構ですが、本格的な制度が実施された場合、町の財政負担はふえるのか、その辺の想定はどのようにされているのか、お伺いをいたします。

同じく新総合事業の3つ目の質問でございます。本制度の実施に際しては、介護サービスの内容、サービス提供機関や料金等については、これまで国等が定めることとされておりましたが、今後はサービス提供機関との協議、このようなものは自治体が決定することになってまいります。残念ながら、酒々井町にはあらゆる介護施設があるわけではございません。近隣の市町村に所在する、そういう提供機関と提携をしながら実施をしていくのが実情であります。そういう中で、各施設も多くの自治体と継続交渉をされているわけですが、酒々井町としてサービス提供機関とどのような協議を今されているのか、できれば詳細にお答えをいただきたいと思っております。

次に、新総合事業を離れまして、制度改正に伴う影響額についてお聞きをいたします。これも昨年8月の介護保険法の改正によるものでございますが、1つ目は特別養護老人ホーム等の入所、これにつきましては介護度3以上に限定をされました。我が町にも介護度3未満の方で入所されている方がいらっしまったと思いますが、その方々は退所させられたのかどうか、お尋ねをいたします。

2つ目は、介護サービスの自己負担が2割に引き上げられた影響についてお尋ねをいたします。該当することになった方の人数と増額分の金額についてお尋ねをいたします。多分これ8月施行ですから、年度途中の数字になろうかと思っておりますが、できれば27年8月から28年7月とか、そういう期間を明示していただいて、影響額をお答えいただければと思っております。

それから、この2割負担の場合、国の法律改正に対して、国はこういう説明をしております。在宅介護の場合は15%、施設入所の方の場合は5%程度の方がこの影響を受けるだろうという推計をしておりますが、町の場合はいかがでしょうか。

最後に、介護保険料の引き上げの結果です。平成27年度から年金受給者で言えば年金収入470万以上の方は値上がりになりましたが、何人、あるいは世帯数でも結構ですが、その数と影響額をお尋ねいたします。

大きな2番目は、町道02—006号線道路改良事業についてでございます。JR線を横断して、国道296と国道51号線を結ぶ道路については早期の事業化を目指すと、都市マスタープランで位置づけられております。このマスタープラン上の道路が町道02—006号線道路改良事業のことだと思っておりますので、そのことでお尋ねをいたします。本事業は、長年の懸案でもあるように、それがゆえに解決しなければならぬ多くの問題があったのだと私は思います。JR線との交差をどのような手法で行うかなどは、最大の課題だったのではないかとと思いますが、その手法について、町は平面交差はしないと議会で明らかにいたしました。そうなりますと、私の政策判断の基準としまして、財政負担の問題が大きなものになってまいります。ない袖は振れません。このことは、南部開発関連事業でも証明されたと思っております。まず、前段としてお聞きをいたします。これまでも明らかになっていないJR線との交差点など、町道02—006号線道路改良事業の事業計画、完了年度、総事業費や財源内訳、これをご答弁ください。

それから、次、町道02—006号線道路改良事業には、中川調節池整備も含むという答弁でございましたが、道路排水のために5万立米の調節池が必要になるという論理が私には理解できません。最近の国からの支出金には、限定された枠内で市町村裁量で使えるお金があるようですが、事業費全体を賄う財源としては非常に少額だと思います。このことは、現在施行中の伊籾地先の道路改良等の完成がおくれていることで示されていると思っております。

そこでお尋ねをいたしますが、今回の中川調節池整備については、道路改良事業とは別の国からの支出金について、明るい見通しがあるのかお尋ねをいたします。

大きな3つ目は、青少年交流の家の整備についてでございます。午前中、お二人の方から一般質問がありまして、いろいろなご答弁もされましたが、正直申し上げて実態がわかる、そういう答弁ではございませんでした。私なりに重複もあろうかと思いますが、率直な質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、この事業そのものについて、私は町として大変残念なことだと思っております。2つの理由がありまして、1つは政策目的の達成を放棄したということでありまして。工事期間中から、いざこざがあったようですが、3月25日の完了期限のわずか6日後に、町は契約解除の通知を出して、交流の家の完成に努力しませんでした。2,200万円の予算を使った青少年対策を実現させなかったのであります。2つ目は、町民への説明がないことと、不透明な情報公開であることです。交流の家が完成がしない、そのことが明らかになってから既に半年近く、それだけの経過を示してから、町から町民に対してどのような説明がなされたのでしょうか。議会への経過報告も、町と請負業者とのやりとりの事実行為を列記しただけで、事実行為に至った理由等は記載されず、また議会での質問の場でも説明がされませんでした。

例で申し上げますが、先ほど午前中の答弁で、工事に伴う仕様書、これを町が作成して入札の時点につけたというふうに答弁をされましたが、その仕様書は誰がつくったのでしょうか。入札に耐えうるだけの細かな仕様書は、町がつくったのでしょうか。予算をもって外部に頼んだ形跡は見当たりません。そういう具体的な説明がなく、ただ出した、こういう答弁が繰り返されるばかりであります。私は、そういうことを踏まえながら質問をさせていただきます。本題に戻ります。

私は、午前中の話も聞きましたし、6月議会その経過報告、それを見てからも話をいろいろ聞いてまいりましたが、私の結論としては、今回の契約解除の原因は、請負金額の増額ということが一番大きなもとであろうかというふうに思います。しかし、このような問題は、この契約に限らず常に潜在をしているものでありまして、もしそのような主張が出れば、双方が主張し合い、協議して合意に至る、これが通常のやり方であります。例えば当町においても、分庁舎の請負契約で増額要望が完成期限の4カ月前まで知らされなかった。それにもかかわらず、協議して合意に至った、そういう事例があるのに、今回の場合は町の報告によりますと、請負業者が町の指示や要請に対応していないため、このことは必ずしも町の報告書どおりではないようではありますが、結果として報告上では工事期間中でも双方の協議すらされていない。異常なことだと私は思います。

入札後に請負業者が実施設計書を策定するという契約、その仕方、そういうことから考えれば、建築内容も業者任せてあったと私は思います。したがって、増額要望も生じてくる可能性はあるのに、協議はなし。相互の不信感が相当強かったものと思いますが、相互の不信感が生じるもともとの原因は何であろうかと考えざるを得ません。

午前中のご答弁でも、その辺についての明確なご答弁は期待できませんが、過去のそういったいきさつは別としてお尋ねすることは、現時点で請負業者が譲らないとされている点はどのようなことで、町が主張している点は何なのか。改めてお答えをいただきたいと思います。

それから、1回目最後の質問でございますが、今回の青少年交流の家の建設につきましては、確定し

た建築平面図も示せないほど、唐突に9月議会で予算が提案をされてまいりました。そういった準備不足の方から、約1カ月間の間に建築確認申請が不受理にならないような精度の高い設計書が作られなかった、これも私は同類じゃないかと、そのように素直に思います。

私は9月議会で、施設内容が面積も含め、新たな施設としては貧弱であること及び子育て支援の拠点施設との複合を検討すべきと考え、反対をいたしました。しかし、青少年交流の家的な施設整備に反対する考えではなく、むしろ青少年活動をボランティア精神で支えている方々の意見、要望等を酌みつつ、特定の団体だけでなく、誰でもが利用できる施設を整備すべきだと考えております。今残念ながら、未完成のまま青少年交流の家は残されておりますが、青少年交流の家的な施設整備、これについては今後どのような方針で進めていこうとしているのか、お答えをいただきたいと思っております。

以上で1回目を終わります。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） それでは、7番議員、齊藤議員から3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

2点目の町道02-006号線道路改良事業についての1つ目、JR線の交差部についてのご質問でございますけれども、高架にするのか、地下方式にするのか、これから検討していかなければならない状況でありますので、現時点では完了年度や総事業費もあわせて、まだ申し上げることはございません。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） 私からは、介護施策についてご答弁をさせていただきます。

1つ目の新総合事業についてお答えさせていただきます。1点目のサービス利用者に現行相当の制度を維持すべきでございますが、要支援の方を対象とした介護予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護、介護予防通所介護は介護予防サービスから除外され、市町村が実施する総合事業へと移行されますが、町では従来のサービス基準を維持したまま移行する方向で準備を進めております。

2点目の町の財政負担はふえないのかでございますが、上限内であれば町の負担は変わりございません。

3点目のサービス提供者との合意はできているのかでございますが、今後事業者や地域包括支援センターなど、町の方針や事務手続などを説明し、理解を得ながら、円滑な移行に向け対応してまいりたいと考えております。

2つ目の法改正に伴う状況についてお答えさせていただきます。1点目の介護度3未満の施設入所状況でございますが、法改正以後、要介護3以上の方は継続して入所しておりますが、認定更新後要介護1、2になった入所者及び要介護1、2の申込者で新規の入所希望者につきましては、特例により施設の入所検討委員会を経て、町の意見により入所が可能となっております。平成28年8月末現在、特例入所者は3人でございます。

2点目の自己負担が2割になった方々の人数、金額についてでございますが、平成27年8月末時点で1割から2割負担になった認定者は80人、平成28年7月末時点でも80人と変わりはありません。金額

については、認定者それぞれ使っているサービスが異なるため、把握はしていません。

3点目の介護保険料の引き上げによる増収についてでございますが、介護保険料基準額は変わっておりませんが、所得段階9段階、年額7万2,000円の次に第10段階、年額7万9,600円を追加いたしました。このことにより、平成27年度第10段階になった人は488人に、第9段階と第10段階の差額を乗じると458万7,200円の増となるものでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、2番目の2点目、中川調節池整備の補助金等の見直しとのご質問ですが、中川流域の水防災には欠くべからざる施設でありますので、具体化していくことが重要と考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 青少年交流の家の整備について、2点のご質問でございます。1点目の請負業者との交渉が決着しない理由は何かでございます。交渉が決着しない理由ですが、町は現況の出来高による精算を要求しているのに対して、請負業者側は契約額を大幅に超過した金額を支払えば、建物の引き渡しに応じるとしていることにあります。

今後青少年交流の家的な施設の整備について、具体的な方針を伺うとの質問でございます。本施設は、青少年の健全育成を目的としたものであり、青少年交流の家以外は考えておりません。

以上です。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） では、2回目の質問に移らせていただきますが、ちょっとお答えが私の意図と違うものがありまして、ちょっと戸惑っておるんですが、まず順番に介護施策のほうから申し上げますけど、まず財政負担の見込みでございます。その前の現在の通所介護、訪問介護、これについては維持をされるということでございますので、ぜひそのような方針で臨んでいただきたいと思っております。

そして、私がなぜ財政負担の問題を申し上げたかといいますと、今健康福祉課長がおっしゃられたように、上限という制度がありまして、上限内であればふえないと、これは当たり前のごことでして、こういう答弁はですね、大変残念であります。私は、その上限を超えるかどうかを担当課あるいは町の執行部というものは精査の上で、こういうことですよというふうに私どもに答弁をいただく、町民に説明をするというのが役目であろうかというふうに思っております、そういう答弁を期待をしたわけですが、大変残念でございます。

私が財政負担のことを申し上げれば、近隣の市町村の状況を聞いても、やはりこれから2025年に向かってどんどん高齢者がふえる、これは現実でございます。また、75歳以上になると、どうしても介護保険サービスを受ける率も高くなる。そういう状況の中で、人口の伸び以上のサービスは期待するなど、これが露骨に言った国の政策だと私は思っております、そういう意味での上限設定を今回国は持ってきたわけですね。と私は理解をしております、具体的に平成24年度、25年度の介護サービスのうちの例の訪問介護、通所介護、これをやりましたところ、伸び率は20%であります。これは金額ベースです。



そして、そのときの人口、要するに75歳以上になった方のパーセンテージの伸びは10%であります。これだけの差というのは、今後は町が負担する、要するに自治体が負担するという範疇に私は入るんだろうと思いますが、そういうものも含めて、町はどのような計算の中から財政負担を今捉えているのか。29年度という狭い枠ではなく、これから先が長いんですから、その財政負担がふえることによって、どこの市町村もこのサービスそのものをどうやっていこうかと、そういう計画を練っているというのが私は実情だと思いますよ。私は、今のお話を聞いていますと、ちょっと楽観的過ぎる、そのように思います。どうしても75歳以上の方がふえれば介護の頻度もふえるわけですから、それも覚悟して市町村は対応しなければならない。事実たった1年の比較でございまして、私のデータ、手元にあるデータはそれしかないものですから、それでやりますとそういう結果もある。全体を示す趨勢にはなり得ないかとは思いますが、具体的にそういうことが出てくる。この辺を踏まえた上で、町はどう思いますかと。そして、現行のサービス制度というのを維持していくつもりなんですかと。本当はそこまで聞きたいんです。改めてお聞きをしたいと思いますが、課長で恐縮ですが、結構でございます。その辺の手段とかがありました上でこのような答弁をされているのか、またどう考えるか、いま一度ご答弁をいただければと思います。

それから、法律改正に伴う影響額等についてでございますが、要介護3以下の方の処遇、これにつきましては大変ご配慮を、国を含めてされているようでございますので、安心をいたしました。また、一般的な自己負担が2割になった影響額というようなものにつきましては、どうも数字は出されていない、出ていても言わないというのかわかりませんが、やはりこの収入額は、介護保険上で言えば、私はこれは収入増ということになるわけでございます。同じく保険料の値上げ部分もそういうことであろうかと思えます。そうした場合、介護保険料は例えば今の計画でいきますと、27、28、29、この3年間を想定して介護保険料というのが積み上げられております。その制度は、今の2割負担あるいは保険料というものを考慮しない中で出された経過であると私は考えますが、そうした場合、こういった現状が介護保険料を今後決める際に一つの要素になるのではないかとということをお願いしたいわけでありまして。平成30年度に改めて30、31、32、この3年間を期間とする計画をつくるわけでございますが、この影響額と、それから今国で言われている食費、部屋代、これの値上げ、あるいは減免を縮小するといえますか、そういう政策、これもまた市町村にとっては財政負担を減らすということになるわけでございます。したがって、必要経費が減り、収入がふえるということになれば、介護保険料そのものも下げることができると。今町のほうでは、財政負担のほうは明確ではないけど、上がると思っていないようでありますから、なおさらこの収入増というのが介護保険料の減額なりに私はつながっていくものと思っております。

私がお聞きをしたいのは、こういった外的な要因とは別に、現在の町の基金、介護保険給付費準備基金というものがございまして、その現在高が27年度末で2億3,600万円、現実に65歳以上の方から納めていただいている介護保険料は27年度で2億9,300万円であります。約1年分の貯金があるということになるわけでありまして。この準備基金をこれからどう活用するかということ、私は昨年ですか、提案をいたしました。そのときに、27年度の改定の中で考慮し、そして介護保険料を据え置いたというふうにご答弁をいただきました。実際27年度決算を見ますと、それでもなおかつ剰余金が出てまいりました。基金はふえてまいりました。これがどんどん積み積みもって、これがそのまま活用されずにいくこ

とは、私は納税者にとってゆゆしきことだというふうに考えております。保険料の率がある程度国で示されているということを考えますと、そうたやすいことではないかもしれませんが、こういった基金の累計額と、そしてこれから現実に行った収入の増、負担の支出の減、こういうものを考えた場合、新しく30年度の計画、この時点で介護保険料の値下げ等については考えられませんか。まさしくこれから準備作業に入るだろうと思いますが、その辺のお考え、これをお聞きをしたいと思います。介護保険については以上でございます。

次、2番目の道路関係でございますが、非常に簡単なお答弁でございますが、うーんと思うのと、またかと思うのと、こんな感じるわけですが、率直に申し上げて、そういう政策決定ってあるのかなと思うんですね。今までの議会の答弁なんかをつなぎ合わせますとね、さっき言ったJRとの交差の問題、上行くか下行くかは別として、15億程度という答弁は議会であるわけですよ。それから、中川調節池のことについては、従前と変わらないというふうに言っていますから、5億円はいくでしょう。20億円ですよ、これだけで。そういう事業が、全体の事業費もいつまでやるんだ、内容も決まらないのに、どうしてこれが用地買収とか、そういうところに入るんですか。酒々井町が南部開発で関連事業を議会に提案をしまっていました。全体42億です。ところが、実際できたのはアクセス道路程度ですよ。これの町の自治体負担は7億ですよ。手がけた事業費7億。いろいろありましたけど、足かけ10年近くかかっていますよ。やっぱり60億くらいの自治体で、どう逆立ちしてもやれるパイが決まっているんだと私は思うんです。

そういう中で、見通しも財源もつかないのに、どうしてこれが事業化して、進めていくんですか。南部開発関連事業は、かなり議会にも説明をされましたよ。事業費も出ていました。いつまでにどうなる。その効果まで出ましたよ。これについては何の説明もないじゃありませんか。こういう政治姿勢こそ私は問題だと思うのでありますが、そればかり言ってももう馬の耳に念仏とでもいうか、全然お答えもありません。

では、具体的にお聞きをしますが、今伊籾地先の道路改良事業、これ拡幅事業やっています。その財源は道路、社会資本整備交付金というものだそうで、これを市町村でどこの道に幾ら使おうかと。いつ幾ら使おうかというような裁量でどうもやっているであります。なかなか幾つかの路線は手がけておりますから、そんなに進捗状況というのは芳しくない。ましてやですよ、この前、ことしの3月にこの公共施設の管理計画というものができまして、それによりますと毎年経常的経費以外で10億程度のお金がかかると言っていますよ。そういうものと総合勘案して、やはり行政というのは考えなくちゃいけないだろうと思う。これは、全く町長のお得意とするところじゃないですか。総合的判断をされる、これが町長の役割だというふうに思います。それでもなおかつこの道路をやりたいんだということであれば、そのように理由と意思を表明いただければありがたいと思いますが、1点質問になります。ことしの社会資本整備交付金、これには事業費で幾らを申請したんですか。そして、それはどの程度の内示を受けているんですか。それが1つ。

それから、先ほど申し上げた中川整備の関係ではお答えをいただいております。中川のその整備を、調節池の整備をやるときには、道路整備なんかとは別な意味での国の交付金なりがあるんですか、ないんですか。あるとすれば、どういう制度で、どういうものとして見込めるのか、これを、これは第2回

の質問よりは、これは脱漏ですからね。お答えをいただきたいと思います。

それから、これは中川の調節池の場合のことでございますが、今提案されている02—006号線の道路改良事業、これよりは緊急性はあると思います。この道路改良事業は、私が思うには、長年の懸案ではあるけども、あるいはあればあったほうが良いというふうには思いますけれども、アウトレットができて、心配された交通渋滞もさほどではない。そういう中で、多くの事業に優先して、20億程度の大事業を実施しなければならない必要性や緊急性を私は感じません。同じ事業の中でやるという中川調節池整備については、若干私にも違う考え方がございます。過去において、私も反対者の一人でございますが、議会で3度否決されて、既にもう6年を過ぎました。その間、町からは議会に対して提案はございません。したがって、私は町は原案に固執せず、21年当時の原案に固執しないで、議会での意見や議論、こういうのを参酌し、加えて現在の雨水処理や冠水状況、こういう変化を組み込んだ整備案を作成していただきたい。そして、議会にまず説明されるべきだと考えております。

したがって、前の原案と同じだということならそれでも結構でございますが、中川調節池のその整備の案、それはどのようなものなのか、まず今回の質問で明らかにしていただきたいと思います。私は、もう少し具体的なこの項目のご答弁があって、そこまで進んでいるんだと、そこまで検討してあるんだということの中でお話をさせていただければと思っておったんですが、残念ながらそういう土俵ではないようです。しかし、率直に私申し上げます。そういう中で、何で用地取得だけ早くやるんですか。これはぜひ、どなたでも結構です。お答えをいただきたいと思います。

それから、青少年交流の家についてであります。まず、青少年交流の家の今後の建設についてということですが、ちょっと参事のお答えが私と意図が違いまして、私は青少年交流の家なんかの事業を、それ以外は考えていないと。考えていなくて結構ですよ。この交流の家をどうするのかということを知っている。わざわざはぐらかしたのかどうか、それはわかりませんが、それを聞いているんですよ。これでどういう結末になるかわかりませんが、いずれにしてもあの施設がなくなるか、あのまま存置して、町がこれからどういう形かわからんけど完成をさせるということであるならば、これはまた別の話ですけども、このままでいった場合、仮にですよ、喧騒が長引いた場合にですね、この政策そのものが消えていくわけでしょう。あるいは今までつぎ込んだお金が、やはり町の負担として残るわけじゃないですか。これは町民負担ですよ。そういったような結末の予想される中で、青少年交流の家を今後どのように整備をしていくんだと。そういうことを聞いているんです。それが最後のというか、小さな2つ目の話でございます。

最初の両者の意見の違いということなんだと思いますが、私正直聞いていまして、らちが明かないなというように思うんですね。というのは、まず実施設計書というものを業者が、請け負った業者がつくるということ自体、これは法律でだめだとは言っていない、ある特定の場合にはいいよと、こう言っているようですが、それは1,400万もの見積もりを出した、そういう工事でやるべきことじゃ私はないと思っているんですよ。きょうも朝のテレビでやっていましたけど、物を建てるときには、基本構想、基本計画、そういうものが定まって実施設計を立てて、計画設計を立てて、それから入札なり、そういうものに入っていきんだと。これが常道だと私は思うんです。それをやらなかったんですから、町は。やらないで、決めてください、実施設計書をつくってください、そういう中で設計金額なり工事金額が

出てきたわけですから、私は増加要因になるのは当然のことだと思うんですよ。その金額はわかりませんよ。多寡は中を見なきゃわかんないけれども、少なくとも両者が話し合うべき、そういった余地は当然あるべきだと。なきゃおかしい。

今申し上げたようなことが、いろんな事実経過の中で、合間合間にそういう町の姿勢が見られませんよ。私は、率直にそのように思います。本当に残念なことですけども、今回の私の質問を含めてですね、町側がこの契約あるいは工事そのものについての反省がないと。そういうものが私には感じられません。一方だけが悪いというようなことは、私は民法上ではないと思っております、常識的にですね。そういうことから申し上げますと、もう切って捨てるような、そういう町のあり方というのは、発注者の立場を利用した一つの強行的なものも含まれてしまっているというふうに率直に申し上げます。したがって、本当に残念ですけど、ある意味では第三者的なところでお互いに主張を言い合い、事実関係が検証され、明白になって、それによって町民が判断するというのも必要なのではないかというふうな感想すら持ったわけでありまして。

これから質問をしてもお答えをいただけないと思っておりますので、この件についてはやめておきますが、ここで終わりにしますが、1点だけ本当に指摘をさせていただきます。それは、実施設計書をつくる際に、本当に業者につくらせるとか、あるいは分庁舎のときにありましたように、その設計の中に未消化分、未決定分、不確定部分を残さないで、きちんとしたものをつくり上げた上で入札なりに進んでいただきたい。私は、分庁舎の業者のやり方が悪いと結果的に町は言うておりましたが、今回も同じ論理であります。両方に共通しているのは、契約なり、その前の段階で町が明確な指示を出さなかったこと、明確な判断を具体的な設計図なりで示さなかったことだと私は思っております。今後そのようなことも、これから事業多くなるわけでございますので、想定されます。十分その辺は反省の上、二度とこのようなことが起きないように指摘をさせていただきたいと思っております。

時間がありませんけど、ご答弁のほどお願いします。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうから、総合事業の上限についてと、あと基金関係について再質問にご答弁をさせていただきます。

まず、総合事業の上限管理でございますが、基本となる計算式、こちらにつきましては移行前の前年度の予防給付にプラス介護予防事業の総額に過去3年間の75歳以上の高齢者の平均伸び率を乗じた額が総合事業に対する国、県からの交付対象の上限として設定されております。～（終了5分前のベルの音あり）～それにつきましては、町のほうは、その上限内であれば、町の負担は変わらないものでございます。

続いて、基金の残高につきましては、そちらも考慮しながら第7期酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、こちらを作成していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

残り時間が少なくなりましたので、答弁は簡潔にお願いします。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、平成28年度交付金の要望額は合計で、道路関係で、

先ほどお話しがありました02-006とか、そういったものも含めて2億4,600万円です。それに対して内示額は6,777万3,000円でございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） それでは、7番議員、齊藤博君の一般質問は終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午後 1時56分）

---

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 2時08分）

---

◇ 川 島 邦 彦 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に、6番議員、川島邦彦君。

〔6番 川島邦彦君登壇〕

○6番（川島邦彦君） 6番議員の川島邦彦でございます。

第5次酒々井町総合計画は、本年度前期計画5年間の最終年度となりました。前期計画期間内の大きな目標であった酒々井インターチェンジの開設が実現し、交流人口が飛躍的に増加しております。そこで、特に交流人口増加等の大きな変化をどのように認識しているか、そして後期計画5年間でどのように対応していくかを認識合わせしたいとの観点でお伺いをいたします。

まず、道路整備計画について伺います。都市計画マスタープランは、平成26年3月に見直しが行われ、平成42年度を目標年次とする計画を策定いたしました。この中の道路整備について、後期計画で取り組もうとしている整備計画と、その考えをお伺いいたします。

次に、地域資源を活用した観光ネットワークづくりについてお伺いいたします。前期計画の基本方針では、歴史文化遺産など地域資源を活用した観光ネットワークづくりを進めることとしております。そのため、施策においては町内に点在する観光資源の整備を推進するとなっております。交流人口の増加が現実となった今、後期計画では施策の加速化が必要と考えております。そこで、拠点整備や観光ネットワークづくりについて、前期計画を総括した上で後期計画の内容とその考えをお伺いいたします。

次に、本佐倉城跡保存整備についてお伺いいたします。県内唯一の国指定史跡として、酒々井町観光資源の中心的役割を担うと認識しております。また、町民の歴史認識を高める存在にしなければならないとも考えております。

そこで、後期の整備計画をお伺いいたします。なお、向根古谷の保存地域指定の考えについてもあわせてお伺いいたします。

また、有料ガイド育成、あるいはコーディネーター育成等に取り組み始めていると認識していますが、今後の観光事業について、行動計画をお伺いいたします。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、6番議員、川島議員からのご質問にお答えをいたします。

第5次酒々井町総合計画につきましては、平成29年3月の策定に向け、全庁的に取り組んでいるところであります。また、計画づくりに向け、6月には町議会の皆様方や酒々井中学校の生徒の皆さん、先月8月には町内の各種活動団体の皆様方にお集まりをいただき、分野別懇談会を開催し、町の現状を把握するため、幅広い大変貴重な意見をいただいたところであります。町内においては、現在主に前期基本計画の成果を取りまとめ、この後第5次総合計画の目標達成のための効果的な促進に向けた各種取り組みについて検討を進めていく予定であります。特にご質問にあります交流人口の増加につきましては、第5次酒々井町総合計画のアクションプランともなる昨年度10月に策定した日本で一番古い町、酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略、100年安心して住めるまちづくりプランにおいても大きな4つの柱の一つに、地方への新しい人の流れをつくる酒々井づくりと位置づけており、これにより持続可能なまちづくりを推進することとしております。後期基本計画においては、今後ますます進む少子高齢化社会への対応が重要な施策であると認識しており、交流人口の増加に向けた各種取り組みを町全体で戦略的に施策展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、1点目の道路整備についてお答えをいたします。

都市計画マスタープランに位置づけされております広域幹線道路の国道や主要幹線道路の県道へのアクセス向上を担う補助幹線道路の整備、地域住民の生活道路における歩道空間の確保や緊急車両の円滑な通行を確保するための事業を優先いたします。

以上です。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは2点目の地域資源を活用した観光ネットワークづくりに関するご質問にお答えします。

現在町内には酒々井プレミアム・アウトレット、飯沼本家、小川商店などの商工業施設や本佐倉城跡、酒々井宿、築山を初めとする歴史文化遺産、酒々井ちびっこ天国、酒々井温泉湯楽の里などのレジャー施設などがあります。町では、これらの地域資源をホームページや酒々井プレミアム・アウトレット内のコミュニケーションセンターの活用のほか、公共機関や各種情報誌などを最大限に活用して情報発信を行い、町内への誘客を図っているところであります。

後期計画では、町内に点在する観光資源の核となる拠点施設の位置づけと、住民主体による組織づくりを検討し、町内のネットワーク化を充実させるとともに、インターネットやスマートフォンなどに対応した観光情報の発信を計画しているところであります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 本佐倉城跡の保存整備ということでございます、第5次総合計画での史跡本佐倉城跡は、町の深い歴史をあらわすシンボルとして位置づけられる重要な存在であり、現在トイレ、管理詰所、駐車場等の便益施設を進めている本佐倉城跡入り口広場などを来場者を出迎える顔として整備を進め、積極的な交流人口の増加、観光資源の中心的役割を果たしていきたいと考えています。

また、第5次総合計画後期基本計画においても、城跡を保存管理するために、向根古谷など外郭を含めた指定地の拡大について後期計画に位置づけられるよう考えてまいります。

ボランティアガイドにつきましては、酒々井ふるさとガイドと連携して、新規にガイドを養成するふるさとガイド養成講座をこの4月から開講しております。今後も組織の資質向上を支援し、運営方法や有料化なども含めた検討をガイドの会と行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 6番議員、川島邦彦君。

○6番（川島邦彦君） ありがとうございます。印象としては、極めて抽象的だなという感じはするんですけど、少し具体的なところを質問させていただきたいと思います。

道路なんですけども、マスタープランでは今課長からお話あった国道から主要幹線道路あるいは補助幹線道路ということで、マスタープランの中では国道を含めまして24路線掲載をされて、位置づけられています。点線部分も含めてですね、向こう20年間の中で取り組むべき目標もこの中には盛り込まれているわけなんですけども、20年間という長期スパンの中で、やはり優先順位というのはあるべきだろうと思っておりまして、少なくともこの一番上位に位置づけられている総合計画の中で、節目である5年間が終わろうとしている中で、では向こう5年間はこの中でどこから取り組んでいこうかというのは当然のこととしてあるべきだし、あるのだろうと思っています。ですから、少なくともこの24のうちの問題点はどこにあるのだと。優先順位はどこなのだとということぐらいは、今オープンにできる範囲の中で、少なくとも今おっしゃったようなアクセスをきちんとするとか、歩道とか、緊急車両とかがって、そういう問題じゃなくて、この24のうちどうするんだと。ここは少し踏み込んだ答弁をいただきたいというのが質問の趣旨でございます。

それから、道路とはちょっと違うかもしれませんが、交流人口がふえるという中であって、車で来た人のいわゆる駐車場の部分、ある程度の町内を回遊するための観光ができる一時駐車と言ったらいいんでしょうか。そういったところは、おいでいただく皆さんに利便性を感じるような環境づくりという意味では、道路に付随するという意味で必要な整備だと思っています。そういう観点での後期計画での考え方はいかがでしょうかということで質問をいたします。

それから、2点目の観光ネットワークという部分ですけど、こちらも極めて抽象的ですが、少し具体的にお伺いしたいと思います。答弁の中で若干触れられたんで、そういったことをおっしゃっているのかなと思いますが、今はスマホでいわゆる観光地に行って、あるいは駅の周辺でどんなものがあるかなとかという、そういった意味での検索とか、ワイファイなどの整備によってですね、その地域のPRをします。そこに容易にアクセスできると、こういうのが非常に流れになっております。当酒々井町においては、観光という位置づけの中で、今のワイファイなどの設置などについて、後期計画の中でどのように位置づけされているのか、あるいは考えていないのかという点について質問をさせていただきます。

それから、PRという意味では、ホームページとかという話もありましたけど、観光大使は今どのような位置づけでとかいうか、あるいは後期に向けてはこういった形で活用していきたいと言ったら失礼ですけど、大使の位置づけとですね、動きについてどのようにお考えかについても質問させていただきます。

きます。

それから、電車で来る皆さんですね、今ボランティアでレンタサイクル事業ですか、実施をさせていただいていると思います。町内をアクセスというか、回遊するということになると、電車でお見えになったような方についてはレンタサイクルなどが非常に有効な手だてかなと、こんな考えを持っているわけですが、そういった中で、自主的な行動、ボランティアという中でですね、レンタサイクル事業なども手がけていらっしゃるって、それがさらに充実するような手助けとして、観光問題と、観光ネットワークとあわせて対応していくと、充実していくというようなお考えはいかがでしょう。

それから、ただただ来ていただくだけでは経済効果が生まれませんので、その先になれば、今度は経済効果に直結するような手だてとしてはどうお考えかと。とりわけ特産品の創出みたいなのところも手がけておりますけど、そういったところについてはどの程度の力を入れて、向こう5年間取り組んでいくつもりか。あるいはそうじゃない特産物、お酒とか、いわゆる落花生とか、そういったものになるんでしょうけど、そういったものをお土産でお持ちいただくような環境づくりとして、後期計画の中ではどんな取り組みをされていくおつもりか。もう一つは、お土産じゃないですけども、休憩所というのも必要じゃないかと思っていまして、ポイントポイント、拠点の一角に少しお休みいただけるようなスペースなり、あるいはお茶を飲めるようなお店を誘致するなり、いずれにせよ点と点を結んでいくネットワークということになりましようから、トータルな意味での町内のネットワークづくりということについて、今申し上げたような問題点と質問にお答えいただいて、もう少し認識合わせをさせていただきたいと思います。

それから、3点目の本佐倉城の関係ですけれども、観光の中の一つではありますが、資源としての一つだと思っておりますが、申し上げたようにやはり県内唯一の国指定史跡としての大きな、これはポテンシャルがあると、こう思っておりまして、交流人口が実際にふえてきているわけですから、アウトレットだけじゃない酒々井の魅力づくりとしてのキーポイントだろうと、こんな思いでございます。そういう意味では、今既に公有地化を本丸はした上で、その借金も返済し終わっている、こういう状況でございますから、じゃ次のステップとして、あえてこの質問させていただきましたけれども、向根古谷の地域も保存指定地域として、この5年間の中で取り組んでいただきたいと、こういう思いでございます。そこから実際公有地化するというのは、またその先に時間かかっていくでしょうから、少し加速をつけて、これだけの貴重な資源でございますので、活用を図るべく取り組んでいただきたいという要望を含めて申し上げておきたいと思っております。

実は、取り組んでいく部分としては、実は朝質問しようと思ったんですけど、朝配られた歴史文化基本構想、これは一体どうなっているのかと質問しようかと思ったら、朝の全員協議会で配っていただいたんで、極めてタイムリーなというか、思いを感想として持っておりますけど、これは言ってみれば文化財を個々のものを体系化して捉えて、その保存、活用の候補の方針を決定し、その文化財を活用するための整備方針などをきちんと定めていくと。つなげていくと、こういうことだろうと思っておりますので、本佐倉城だけじゃないですけども、旧の町並みの整備もその中でどう一体化していくのかという基本構想はどうなっているんでしょうということを質問したかったんですけど、まとめた資料が出ましたので、ぜひこれを活用していただいて、もう少し充実をしていただきたいと思っております。



この中に書いてありますように、これは基本構想なので、その具体化に当たっては別途作成しなければならない保存活用計画、42ページに書いてあるようなところに肉づけして具現化していくと、こういうことになろうかと思しますので、ぜひ後期計画の中ではこのことを踏まえて、ぜひ充実した整備計画を立てていただきたいと、こんな思いでございます。

本佐倉城のところで、大きい話しして、極めて細かい話になって恐縮ですけど、あそこは今地元の維持管理という面では、地元根古谷の皆さんが中心になって草刈りとかですね、やっていただいているというふうに認識していますが、将来的に見ると大分高齢化しているんじゃないかとか、あの戸数の中での広大な本佐倉城の草刈りだとか、そういったところを今後も継続して負担していただくというのは非常にお気の毒ではないかという思いが一つと、なので町内に広げて、その維持管理の範囲を。そして、町民全体で私たちの貴重な財産である本佐倉城を維持管理していくんだというようなことにさせていただいたほうが、むしろ歴史的な認識が高まるというきっかけにもなると思いますし、私たちのやっぱり貴重な本佐倉城なんだと、こういうふうにつながるのではなかろうかと、こう思っております、すぐという問題じゃなく、将来的に後期計画期間中あたりに、地元のそういったボランティアでやっていただいている皆さんとも相談しながら、今後の維持管理などの方向性についても決めていただくとうろしいのかなと、こういう思いでございますので、もしご回答いただければお願いしたいと思います。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、道路についての再質問なんですけども、都市マスタープランでは、ご質問のとおり24路線補助幹線道路位置づけておまして、そのうち未整備なものは10路線ということでございます。当然この10路線の中で、このマスタープラン策定時にはまだ構想路線であったものなんですけども、もう事業着手している路線も2路線ございます。当然基本計画では、事業中のそれが路線ですから、それが優先という形になってこようかと思えます。

また、それ以外、まだ未着手の路線についてはですね、これから検討していくこととなります。先ほど駐車場というお話があったんですけども、これについても中心市街地には駐車場も必要なのかなという考えも当然基本計画策定の段階では出てこようかと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは2点目の観光の施策についてでございますが、スマートフォンによる無料WiFi、こちらについては設置場所を含め、検討していくような形で進めていきたいと思っております。

それとあと、電車で来る人、レンタサイクルのほうは有効であるということで、レンタサイクルの会を支援するなど、あと徒歩、電車、レンタサイクルのモデルコースをつくって、それを結ぶような有効的なものを検討していきたいと思っております。

それとあと、経済効果の町の特産品ということですが、そういうものを拠点施設とあわせて、含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 文化財の次のステップということでございます。今回全協で歴史文化基本構想のほうをお渡しすることができました。次のステップとして、テーマ、地域別の文化財の保存活用計画の基本計画を今年度、来年度と予算化されておりますので、進めていきたいと考えております。

また、文化財の保存、活用に伴って、当然管理が入ってきてございます。本佐倉城の9ヘクタールの土地の地守りも大変なのですが、それとともに各区域にございます小さな文化財の管理等も地元の方々とともに地域の宝として認識をし、郷土の資源として、また自分たちの生活環境の中で意識を高めながら皆様とやっていければと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 6番議員、川島邦彦君。

○6番（川島邦彦君） ありがとうございます。

向こう5年間の後期計画の視点で質問させていただきましたので、今年度中にまとめると、こういうことになろうかと思えます。ですので、私の問題認識を含めて、この後期計画の冊子になるころには、その思いが織り込まれたような計画になるように強く要望しておきたいと思えます。ともにお互いに頑張りましょうと、こういうことを申し上げて終わります。

○議長（内海和雄君） それでは、6番議員、川島邦彦君の一般質問が終了しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（内海和雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時37分）

## 平成28年第3回酒々井町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年9月14日(水曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 濱口信昭君  | 2番  | 須藤伸次君  |
| 3番  | 酒瀬川健一君 | 4番  | 那須光男君  |
| 5番  | 御園生浩士君 | 6番  | 川島邦彦君  |
| 7番  | 齊藤博君   | 8番  | 内海和雄君  |
| 9番  | 佐藤修二君  | 10番 | 江澤眞一君  |
| 11番 | 平澤昭敏君  | 12番 | 越川廣司君  |
| 13番 | 竹尾忠雄君  | 14番 | 地福美枝子君 |
| 15番 | 小早稲賢一君 | 16番 | 高崎長雄君  |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

|            |        |        |        |
|------------|--------|--------|--------|
| 町長         | 小坂泰久君  | 副町長    | 飯塚光昭君  |
| 教育長        | 木村俊幸君  | 教育次長   | 木内達彦君  |
| 総務課長       | 大塚正徳君  | 税務住民長  | 大崎智行君  |
| 健康福祉課長     | 河島幸弘君  | 企画財政長  | 岡野義広君  |
| 住民協働課長     | 清宮高由起君 | 経済環境長  | 芝野芳弘君  |
| 参事兼まちづくり課長 | 松本有二君  | 上下水道長  | 板垣一成君  |
| 農業委員会事務局長  | 芝野芳弘君  | こども課長  | 七夕夕美子君 |
| 学校教育課長     | 猪鼻慎二君  | 生涯学習課長 | 木内達彦君  |
| 会計課長兼会計管理者 | 河合昭男君  |        |        |

本会議に出席した事務局職員

|      |      |    |       |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 福田良二 | 書記 | 五代より子 |
| 書記   | 斉藤良尚 |    |       |

---

◎開議の宣告

○議長（内海和雄君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時29分）

---

◎議事日程の報告

○議長（内海和雄君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

---

◎一般質問

○議長（内海和雄君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

◇ 佐藤修二君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、9番議員、佐藤修二君。

〔9番 佐藤修二君登壇〕

○9番（佐藤修二君） 皆さん、おはようございます。9番議員の佐藤修二でございます。私は、今回の議会で大枠4点について質問させていただきます。

1点目は、防災拠点として整備をされました中央台公園の整備工事のうち、排水工事、不陸整正についてであります。中央台公園の整備工事は、完成して2年になると思いますが、この工事の完成成果品については、排水の機能の不備や、また不陸整正等の不ぞろい等ありまして、成果品としては上々の成果品とは言えない結果に終わっているのではないかと思います。特に昨年のふるさとまつりでは、前日から降り続いた雨が当日も午前中まで降りましたが、開催会場は全面水浸しで、水たまりやぬかるみができる、整備された公園とは思えないような状況が見られておりましたし、また防災対応の大型ヘリコプターの着陸地点等も水浸しで、ぬかるみ等もあちこちで見られておりました。とても大型ヘリコプターの着陸できるような状態ではないというような状況が見られておりました。この公園敷地の特に中央部を取り巻くようにして水たまりができておりました。スケールではかってみますと、深いところでは20センチから25センチの深さがありまして、こういう深さが点々としておりました。不陸整正の不ぞろいが歴然としておりました。

こういうことを踏まえて、質問の中で、この中央台公園の整地、高低測量を正確に実施して、正規のレベルを把握しておくべきであると。また、表面水の処理については、管渠工等の実施が望ましいというような質問もさせていただきました。平成28年度で排水工事等も予算化されたと思いますが、ふるさとまつりもまた2カ月後には時期が迫っております。現在の排水の状況あるいは不陸整正の状況についてお伺いをいたします。

大枠の2点目は、中川治水事業の調節池計画と、隣接の町道02—006号線に東酒々井はつらつ東通りを接続する道路網の築造についてであります。6月議会終了後の6月24日に、総合計画の後期基本計画

のインタビューを受けさせていただきました。その際には、これから将来に向けての町の活性化や地域発展等を後押しする道路網の築造、そして関連地域の発展等にかかわる都市計画や用途の変更、また地区計画等のまちづくり等について意見を述べさせていただきました。

その中で、特に町道02—006号線については、今後の酒々井町の道路網の中核に位置づけされるのではないかと考えておりますが、この沿線には医療機関の進出等の話も出されておりました、またこの町道には中央台の幹線道路でありますさわやか中央通りが接続されるような計画も既に出されております。こういう地理的な条件があるということで、いろいろなまちづくりについても生かしていくべきではないか。特に駅に近い、あるいは道路網がしっかりしている、そして人の流れが期待できると、こういうような位置、場所を選定したまちづくりの構想を総合計画にも取り組むべきではないかというような意見も出させていただきました。

また、議会で否決をされております中川調節池の問題については、いつ発生するかわからないゲリラ豪雨による水害を最小限に抑えるために、何としても早急に調節池の築造が必要ではないかと。この中川の最上流には大規模開発により誕生した住宅団地が広範囲に広がっております。このコンクリート化した住宅団地にゲリラ豪雨等が発生し、発生した鉄砲水が直接調節池で一旦受水して、そして静水化して、時間差で合流するという手法がこれまで計画、検討されてきております。これら技術的な経験や、あるいは理論的なものについても最良の工法ではないかという意見も述べさせていただきました、3点についてお伺いをいたします。

1点目は、これまで計画検討されてきました調節池につきましては、調節池面積約3ヘクタール、調節池容量5万立米、5万トンの規模の調節池として計画検討がされていると記憶しておりますが、この調節池、現在全国各地でゲリラ豪雨が発生をしております、もう100ミリの時間雨量も珍しくない時代になってきております。こういうような観点から、用地の問題等非常に厳しい問題もあるかと思っておりますが、調節池の面積、あるいは調節池の容量も若干でも広げるような計画、検討が必要ではないかと思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

2点目は、この中川調節池につきましては、位置的には駅にも近く、そして中心市街地にも近接をしておりますし、また調節池の脇を、隣接を走っております町道02—006号線には、この医療機関等の進出の話も聞かれておりました、この調節池は単なる水ため用の草ぼうぼうの調節池ではなくて、自主的な維持管理体制ができて、花を植えたり、あるいはウォーキングができ、春には桜の花見ができる等の親水公園としての調節池として計画、検討すべきだと思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

3点目は、町道02—006号線につきましては、将来的には国道51号線と国道296号線を結ぶ町内の重要な道路網になってくると思います。これら道路の新設や道路の築造は、この地域の発展の先導力と言われております。こういう意味からも、今後の町の発展のためにも、この町道02—006号線に東酒々井で行きどまりになっておりますはつらつ東通りを調節池の脇を通して、町道に接続する道路の築造計画を検討すべきであると思っておりますが、見解をお伺いをいたします。この道路とは、でき上がりますと、緊急時の消防車や救急車のこの迅速性、そして現在渋滞状況が見られております中川踏切の、将来的には渋滞対策としてつながっていくのではないかと思います、見解をお伺いいたします。

大枠の3点目は、ICアクセス道路の状況についてであります。当町で施工を担当しましたICアク

セス道路330メートルにつきましては、既に3年前に完成をし、現在アウトレットへの重要な道路網として使用されております。特に県内から来られる方は、東関東自動車道を通って、酒々井インターを経て、このICアクセス道路を通ってアウトレットにお買い物に来られると。また、近隣の方々もそれぞれの国道を通って、アウトレットに来られるという重要な交通の道路網となっております。このICアクセス道路、全体は完全な盛り土工による道路の築造となっております。施工前の現地はほぼ全域田んぼ部分でありました。強制排水の地盤改良等も行わずに田面に盛り土する。そして、プレロードをかけて、地盤安定を図る押さえ盛り土工法が採用をされて、2年間耐圧観察をした後に、盛り土工、路盤工、そして舗装工と、工期がないために急速施工で上下4車線の道路が完成し、現在に至っております。この道路を、全体を現地を見ますと、歩道境界石や、あるいはU字溝、そして道路を横断する水路の部分の構造物の前後、あるいは町道を横断するコルゲートのトンネルの構造物の前後で路面が少し変化を見せております。詳細な調査をするべきだと思いますが、これについて町のほうでは状況を把握されているのかどうか、お伺いをいたします。

また、技術的にいいますと、こういう10メートルの盛り土が300メートルも続きますと、本来は道路の舗装の計画高をチェックすると。定期的にチェックするというような必要もあると思いますが、町ではこういうチェック等はされてきたのかどうかについてお伺いをいたします。

大枠の4点目は、中央公民館の耐震工事についてであります。中央公民館は築40年、耐震診断の結果、強度不足ということで、昨年耐震工事の入札が執行されております。残念ながら不調ということで工事は中止となって、今年度に先送りされることになっております。公民館活動を続けているサークルや団体等では、公民館の休館中の代替施設を何とか見つけようと思って四苦八苦してやっと見つけた段階で、この入札不調、工事中止というようなことでショックを受けている団体も多くありますが、先日の全員協議会で公民館長より、現在の状況あるいは今後の状況についての説明がありました。

私は、今議会中の議案として出てくるのではないかと考えておりましたけれども、どうも10月の中旬の入札というような話が出ておりました。昨年のいきさつからも、いろいろな準備はあると思いますが、できるだけ早い時点での結果を出していただきたいと、そういう声が多くあります。また、ちまたでは、またことしも同じことを繰り返すのではないかと、そういう言い方をしている人たちもおられます。こういう意味で、現状についての説明をお願いしたいと思います。

以上大枠で4点について質問をさせていただきます、私の1回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） おはようございます。昨日に引き続き一般質問にお答えをいたします。なお、政策的なものは私からお答えし、細部にわたるものは副町長、教育長、または担当からお答えをいたします。

それでは、9番議員、佐藤議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。2点目の中川治水事業、調節池計画と隣接町道02—006号線に東酒々井、はつらつ東通りを接続する道路網の構築についてというご質問でございます。

まず、調節池の計画面積及び容量を拡大すべきとのご質問ですが、最近の降雨状況を見ますと、確か

に異常降雨が多い状況にありますので、超過洪水対策も踏まえて現在検討をしているところであります。また、JRから国道51号線の間には病院の開発計画がありますので、その調節池も中川流域の洪水処理計画に含めることも必要と考えておまして、異常降雨時には超過流量を分担させる構造仕様にするなど、今後事業者と協議してまいりたいと考えております。

次に、調節池を将来的に多くの人を楽しめる親水公園にすべきとのご質問ですが、約10年前に町民も参加した中川流域水循環系再生計画策定委員会の提言書の中で、中川調節池を町民の憩いの場として活用を図るよう提言がなされており、イメージ図等がありますので、ご質問のとおり町民の皆様が親しまれる調節池とすることは、具体化することは必要なことと考えております。

次に、町道02—006号線に東酒々井駅前通りからのはつらつ東通りを接続するようあわせて検討すべきとのご質問ですが、ご質問のとおり具体化することは必要なことと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、1番目の中央台公園の排水工事と3番目のICアクセス道路の状況についてお答えいたします。

中央台公園につきましては、暗渠管布設による雨水排水整備工事及び整地工事を実施いたしました。なお、整備後に豪雨や台風がありましたが、水はけはよくなり、改善されたものと考えております。

次に、ICアクセス道路については、ご質問のとおり構造物前後において段差が生じていることは確認いたしております。春先よりこの箇所は注視しておまして、パトロールごとに状況を観察しているところであり、今後必要であれば修繕を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 公民館耐震工事についてでございます。中央公民館の耐震補強工事につきましては、昨年より町民の皆様にご迷惑をおかけし、申しわけなく思っております。ことし4月に発生した熊本地震では、予期していなかった震度7規模の地震が2回あり、甚大なる被害が発生していることから、施設利用者がより安全・安心に利用できるよう、施設の安全性をより一層高め、耐震補強工事を実施するため、設計変更を実施し、全協でもご説明いたしました。10月ごろに入札を行い、年内着工に向けて事務手続を進めているところでございます。ご利用される方々にはご不便をかけますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 9番議員、佐藤修二君。

○9番（佐藤修二君） 2回目の質問をさせていただきます。

1点目の中央台公園については、ご説明のように暗渠工等をやられたと思いますが、うるさいことを言って非常に恐縮ですが、やはりこの前の雨、現在も見えていると思いますが、やはり水たまりは残っております。なぜこういうことが起こるかといいますと、この中央台公園は決してくぼ地にあるわけではありません。本来は高い位置にあって、排水等はやりやすいという状況があります。なぜ水がたまるかと言えばですね、敷地の整正が不完全だから水たまりができるということに尽きると思います。今すぐどうこうではなくてですね、今後注視いただいて、部分的に修正ができるものについては修正をする



べきだと思います。

また、4点目の公民館の耐震工事についてであります。耐震工事の必要性というのは、地盤の軟弱とか、そういうことは別にして、耐震工事そのものは基礎の部分と、そして建物の壁面の応力関係、力関係で支えられております。また、公民館の講堂はつり天井というような部分もありますが、こういうものというのは、技術的な判断もある程度しなければならないという状況にありますし、今後も本庁舎の耐震工事等もありますが、庁内には建築の技術屋さんがいるはずであります。やっぱりこういう耐震工事等はですね、基礎的なものは学んでおりますから、設計書を見て、ある程度この技術職員の皆さんにも勉強していただくと、そういう機会をつくって、やっぱりほかの工事の場合も対応できるように、ただ設計事務所の設計手法でやるんじゃなくてですね、対応できるような体制が必要だと。しかも聞くところによりますと、技術職員は建築は5人ぐらいいると聞いておりますが、そうであればですね、なおさらそういう経験を重ねるためにも、そういう配置をすべきであると思っておりますが、考え方を伺いたします。

以上2点について質問させていただきます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 中央台公園の件につきましてはですね、まだ排水工事を実施したばかりでございまして、その後の状況を観察しているところがあります。今後状況を見まして、改めて部分的に砂等での整地についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 耐震工事に係る設計のチェック関係でございますが、建物構造等につきましてはまちづくり課の技術職員に逐一確認していただき、設計書等も全て見ていただく、またチェックをしていただくような形で体制をとっております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 9番議員、佐藤修二君。

○9番（佐藤修二君） それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（内海和雄君） それでは、9番議員、佐藤修二君の一般質問が終了しました。

---

◇ 須藤伸次君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に2番議員、須藤伸次君。

〔2番 須藤伸次君登壇〕

○2番（須藤伸次君） おはようございます。2番議員の須藤でございます。一番最初に、佐藤議員のほうから中央台公園の件触れられたんですけど、ちょっと私は素人なので、表面的なことしかわからないんですけども、冒頭でですね、昨年12月に一般質問で、田んぼ状態だということで質問させていただいたんですが、防災拠点でもある中央台公園の改修工事がほぼ完成したというふうに私は認識しておるんですけど、何とか10月の2日に千葉氏まつりがとり行われるのに何とか間に合ったかなと。前回の台

風、2回ありましたけれども、その翌日、どのような状態かというのをチェックしに行き、そして見てまいりましたけれども、その後速やかに砂を入れたりして、何とか前よりかましになったのではないかなという認識でおります。

さておき、通告に従いまして、私としては3点質問させていただきます。1番目は、学校給食費の徴収方法と給食費の補助、減額についてでございます。徴収方法は、現状学校の先生、職員が、通常業務以外に行っていると聞いております。先生には本来の仕事、教育の業務に専念してもらい、生徒の学力アップに努めてもらいたいと。また、保護者の皆さん方には、給食費の徴収方法を……方法じゃないですね。徴収料、手数料の軽減と、それと利便性の観点から、役場内で実施してみたいかというふうに思う次第です。ほかの自治体では、既にもう実施していると聞いております。ぜひ酒々井町もそういう方向に進んでいただければと思います。

また、給食費の補助、または減額も検討してみたいかという点。現在小学生は月額4,500円、中学生は5,200円というお金を月々支払っているわけであるんですけども、極力減額の方に検討してみたいかという点、そのように思っております。

役場の職員の方が徴収することによってですね、現状かなりの徴収率、99.6%ぐらいで、非常にいいとは思っておりますが、さらに徴収率が改善され、保護者の負担も、皆様方の負担も軽減され、少子化対策の一助にもなるのではないかとこのように思っております。町の財政負担も、厳しいという部分認識しておりますが、前向きにぜひ検討していただきたいと、そのように思っています。

2番目は、子育て支援事業についての質問です。少子化問題は、酒々井町も日本と全く同様で、他人事ではございません。子供は宝です。子育ての支援事業がいろいろ現在行われていることは承知しておりますが、一連の流れが極めてわかりにくく、そこで全町民の人に対し、出産から子育てまでの全体像をもっとわかりやすく、酒々井版ネウボラではないですが、ネウボラといっても私どもは認識していますけれども、一般町民の方はそこまで知っている人も限られていると思いますので、もう少しわかりやすいパンフレット等を、回覧など配布していただいて、周知すべきと考えていますが、町の対応を伺います。

3番目は、酒々井町歴史博物館の建設についてでございます。3年後の2019年には酒々井町は町制130年を迎えると聞いております。この酒々井町の永続を願う一町民として提案させていただきます。酒々井町は、日本一古い町と聞いております。ことし10月には、10月の2日なんですが、千葉氏まつりも計画されている、そういう中で、町の歴史の深さをより多くの人に知っていただくために、本佐倉城址や獅子舞、飯沼本家等の町の歴史を感じさせるものを展示する場所を何とか検討していただければと。例えば名称は酒々井歴史博物館とか、このような昨日我々に酒々井町歴史文化基本構想という小冊子を、立派な小冊子をいただいたんですけども、こういった中身をもっと具現化された博物館をつくっていただければ幸いです。ちなみに、建築場所はと、勝手なんですけれども、例えば酒々井小学校の今使われていないプールの未利用地などを有効活用して、屋上から本佐倉城址、筑波山、歴史的景観が眺望できる展望台を設けてみてはいかがかと、町の考えと実現性について伺います。

博物館が建設されれば、景観の面でも、歴史、文化、伝統、史跡の面で、散歩コースや今も行われているサイクリングのコースも一部に取り入れることで、博物館を訪れる客も酒々井町の人たちに限らず

ふえてくるのではないかと。そのことによって、当町の歴史を広く知っていただけるのではないかと、かように思っております。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上3点です。

○議長（内海和雄君） 教育長、木村俊幸君。

〔教育長 木村俊幸君登壇〕

○教育長（木村俊幸君） それでは、2番議員、須藤議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えいたします。

まず1点目、学校給食費の徴収方法と給食費の補助、減額についてのご質問ですけれども、徴収方法についてお答えいたします。当町における学校給食費の徴収方法につきましては、本議会に酒々井町学校給食に関する条例（案）及びシステム導入準備に係る補正予算（案）を上程させていただいておりますとおり、平成29年度から町が徴収事務を行うこととしたいと考えております。これによりまして、現在保護者負担となっております振り込み手数料は町が負担することとなり、また徴収事務を行っている教職員においては、時間的、精神的負担が軽減されると考えております。保護者の方々及び教職員の負担軽減のため、ぜひともご理解いただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 学校給食費の補助及び減額につきましては、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） ご質問の2点目についてお答えをさせていただきます。

子育て支援事業の周知につきましては、昨年度に酒々井町子育て支援ハンドブックという冊子を作成いたしました。その冊子をこども課窓口に配置しておりますほか、保健センターにおきまして妊娠届け出時、乳児相談時、幼児健診時に配付していますので、このハンドブックにつきまして広報等で周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 酒々井町歴史博物館の建設について、2点ほどのご質問でございます。

まず、1点目でございますが、酒々井町では平成27年度文化財と周辺環境を含め、総合的に保存、活用していくための指針となる歴史文化基本構想を策定いたしました。その中で、本佐倉城跡及び旧酒々井宿周辺を重点地区と定め、積極的な保存活用をしていくとの方向性を示しております。今後は、これら文化財等地域資源のさらなる利活用が進められるよう、町の顔づくり推進事業の一環として、文化財の展示や町を紹介する交流支援拠点を含めたマスタープランの策定を地方創生交付金を用いて行っています。その中で、場所や財政負担などを視野に含めた総合的な検討をしております。

また、交流支援拠点を中心として、文化財等地域資源、散歩コースやサイクリングコースを取り入れ活用したエコミュージアム構想を推進し、町のより深い歴史を紹介してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 2番議員、須藤伸次君。

○2番（須藤伸次君） それでは、1番目の給食費の減額について、全く検討していないのか、将来的に可能性があるのか、前向きに検討する意思があるのか、ちょっと伺いたいということが1つ。

そして、2つ目、私は個々にいろいろ、子育ての支援事業の件なんですけど、行われていることは承知しておるんですけども、もっと町民にわかりやすく、非常に身近に理解してもらうために、回覧とかパンフレットなどで配布したらいかがかということをお願いしたつもりなんですけども、ただそういう施設に来れば、そういうリーフレットみたいなものは置いてあるよと。それでもう十分だろうという認識なのか、その辺を伺いたいと。

3つ目、酒々井町の歴史云々の件なんですけども、千葉氏まつりが先ほど申し上げましたように、この10月2日に実施されるみたいなんですけども、今回は地方創生の交付金ということがかなりの軍資金というか、なったというふうに聞いております。来年は、その交付金があるかどうかわからないわけですね。そういうことで、1年でぷつぷつ終わるのではなくて、継続的に続けてこそ酒々井町のためにも、また千葉県のためにも有効だと思いますので、その辺の認識を改めて伺って、2回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 学校給食費の補助及び減額につきましてですが、近隣市の様子、それから社会の醸成を注視してまいります、現在のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 子育て支援につきまして、わかりやすく配布したほうがよろしいのではないかとございますので、現在も置いてあるだけということではなくて、必要とする方々にお配りするにはしておりますけれども、今後回覧等につきまして検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 3年後の2019年には、酒々井町は町制130周年を迎える節目の年となっております。今回の酒々井町が永続していけるよう、基礎となる歴史、またその歴史の文化、伝承につきましては、今後、今回千葉氏まつりということで第1回の復活をしたところでありますが、町制130周年、先を見据えて今後も実施していきたいと考えております。

○議長（内海和雄君） 2番議員、須藤伸次君。

○2番（須藤伸次君） すると、来年は今のところ考えていないよということで認識をしてよろしいんですか。2019年には考えるけれどもという、そういう認識ですか。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 千葉氏まつりにつきまして、毎年実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） それでは、2番議員、須藤伸次君の一般質問が終了しました。  
ここでしばらく休憩します。

（午前10時18分）

---

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前10時30分）

---

◇ 竹 尾 忠 雄 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） 日本共産党の竹尾忠雄でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

質問の前に、一言述べさせていただきます。昨日の那須議員による青少年交流センターの建設に関する質問で、町は特記仕様書を作成し、契約者に添付をしたと答弁ありましたが、ある町民がセンター建設に関する一切の行政文書の情報公開開示請求をいたしました。その開示されたものには、特記仕様書は存在しなかった、こういうことが私にありました。そこで、町の答弁は事実と異なるのか、それとも情報公開開示では隠していたのか。もし隠していたとすれば、町民の情報公開請求に対し、町民の権利に背を向けた行為だと指摘をせざるを得ません。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。1点目は、台風被害についてでございます。今回の連続の台風に対しては、町長初め職員の皆さん、大変ご苦労さまでございました。ある職員の方は、徹夜で対応されたと、こういう話も私直接伺っておりますが、連続の異常な気象状況のもとでの職員の皆さんの対応に心から敬意を表します。幸いに、水害については大きな被害には至りませんでしたけれども、今回の台風による強風という、私もこれまで経験していない大きな風が吹いてまいりました。この辺についても、ぜひ今後の防災を教訓として生かしていく必要があると思います。

今回の台風は、これまでにない強風により、家屋や農作物を初め、倒木により停電が、電線が切断し、28時間も停電が続き、多くの方々が被害を受けました。今回の台風被害に対して検証し、今後を生かしていく必要があると思います。

そこで伺います。関係各課を初め、被害を受けた方々の聞き取り調査をして、今後を生かす必要があると思いますが、町のお考えを伺います。

2点目は、避難所の利用状況、今回2回避難所を開設されましたが、避難所の利用状況と町全体の被害状況についてお尋ねいたします。

3点目は、通学路の安全確保についての今後の対応についてお尋ねをいたします。

次に、2点目でありますが、財産取得についてお尋ねいたします。6月議会でも質問いたしましたが、1点目は町道02—006号線の道路改良事業の路線線形測量もしていないのに、なぜ用地取得を急いでしたのか。その理由をお答えください。

また、5筆を公簿で取得しましたが、今後所有者が要望があれば、公簿での取得はあるのかどうか、

お尋ね願いたいと思います。

2点目は、3月議会で町長は、議会の議決を得るべき財産取得に該当していましたが、法令解釈の認識誤りから、議会の議決を経ず、平成27年4月30日に契約を締結しましたとの説明でしたが、法令解釈の認識の誤りとは具体的にどんな誤りがあったか、具体的にお答え願いたいと思います。

3点目は、町は財産を取得したのであれば、境界を確定し、財産を保全するのはごく当たり前のことです。なぜ地主である不動産会社に境界の確定を求めないのですか。理由をお答え願います。

4点目は、3月2日の全員協議会に配布した財産取得についての資料については、上岩橋字亀田1390番1の原野165平米の記載がないため、まさに虚偽の記載の資料を提出したことになりませんか。お答えください。

5点目は、三星ハウジング株式会社の土地処分について、町は平成27年1月21日から話し合ってきましたが、三星ハウジングは契約の10日前にスカイホーム株式会社に転売し、町は4月30日にスカイホームと契約したことについて6月議会で私ただしましたが、町のお答えは、何度も聞いたが、転売した理由は答えなかったとの答弁でありました。

そこで伺いますが、契約書にサインをしたのはどなただったですか、お答え願いたいと思います。

6点目は、町長は平成27年1月21日、いわゆる三星ハウジングが土地を売りに来た日ではありますが、株式会社三星ハウジングとは何回お会いしておりますか、お答え願いたいと思います。また、契約までに何回来庁したのか、日付と対応した方はどなただったのか、お答え願いたい。

大きな3点目ではありますが、町道02-006号線道路改良事業とあわせて行う調節池について、1点目はJRを超える方法については、3つのルートが3月議会でお答えがありました。1つは、オーバー、アンダー、平面との3つの案でありましたが、どの案で事業化しようとしているのか、お答えいただきたいと思います。

2点目ではありますが、平成28年度の交付金申請での事業費、金額をお答え願いたいと思います。これは、006号線についての28年度、本年度交付金申請をしておりますが、その事業費、金額をお答え願いたい。

3点目ではありますが、この006号線の当初予算では、私、これ400万とありますけども、訂正してください。これ300万の誤りですので。300万の実施設設計費が予算化されましたが、全路線の設計費はどのくらいの予算が必要となるのかお答えください。

4点目は、調節池の用地買収費については、当初予算で5,000万とありますが、訂正願いたいと思います。5,040万円でした。この財源の見通しはついたのか、お答え願いたいと思います。

大きな4点目ではありますが、社会資本整備総合交付金の平成28年度事業内容計画についてお尋ねいたします。6月議会で、交付金申請を本年度して、交付額が決定されたのは、町が要求した金額の50%という交付金が決定的にありますが、この配分は町で自由にできるわけですけれども、28年度の町の事業、どこにどれだけ使われるのか、配分されて決まっておるとおもいますが、お答え願いたいと思います。事業ごとですね。

大きな5点目、東酒々井第二土地区画整理事業についてお尋ねいたします。区画整理事業を立ち上げることに決定したとの文書が上郷地区関係者に配布されましたが、次の点についてお尋ねいたします。

1つは、町は株式会社千代田工営とは事業計画について協議をしているのか、お答えください。

2点目ではありますが、この事業に対する町の考え方についてお尋ねをいたしまして、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、13番議員、竹尾議員からは5点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の台風被害についてですが、過日8月22日の台風9号の町の対応につきましては、本会議初日の行政報告においてご報告させていただいたところですが、ことしは8月の後半から台風が続発しており、特に北海道や東北地方などの甚大な被害の様子はメディアなどを通して見ましても、大変痛ましい光景であります。当町における台風9号の被害に関します町の詳細な状況等については、後ほど総務課長より報告させていただきますが、被害の検証として、特に暴風雨による被害が大きかったことから、今後の注意喚起等を早目に行うこととし、倒木の危険性などを日ごろから啓発していきたいと考えております。

また、住民の皆様には、停電の発生も考慮して、日ごろから防災用品をそろえていただくなどの自助の対応に備えていただけるよう啓発してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） 私からは、2問目の最初のご質問でございますなぜ用地取得をしたのかについてお答えをさせていただきます。

土地開発基金による用地購入の経緯につきましては、基金条例第1条の設置趣旨から、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に取得したものであり、さきの3月議会で横尾前副町長が答弁しておりますとおり、近傍類似価格のおよそ10分の1以下の安い値段で購入できることや、またもし購入せずにほかに渡った場合の将来の道路事業への影響を考慮した上で、道路事業の円滑な執行を図るため取得したものでございます。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、1の台風被害についての台風9号の被害状況についてと、2の財産の取得についての6点目についてお答えさせていただきます。

まず、8月22日に町へ被害をもたらした台風9号につきまして、把握している被害の状況を報告します。住宅等の被害5棟、こちらにつきましては道路に飛散した家屋の部材などを撤去した棟数のみでございます。

倒木による通行どめ7カ所、いずれにつきましても翌日に倒木を撤去し、開通しております。土砂崩れによる通行どめ1カ所、翌日中に撤去し、開通しております。

地盤の緩みによる道路崩壊1件でございます。倒木による停電約55世帯で約28時間停電となりました。

農業被害、パイプハウスの全壊1棟、一部損壊1棟、農作物被害、収穫前の梨の約3割に強風による落下被害が2件ほどございました。町有施設では、倒木による本佐倉城跡調査事務所の屋根の破損、暴風による中学校体育倉庫の屋根の破損、暴風による尾上浄水場倉庫の屋根の破損、総合公園テニスコートベンチの屋根、ちびっ子天国常設テントの破損が発生しました。そのほか町有施設内の倒木が5件ありました。台風9号の被害は、強風であったことから、倒木による被害が多く、特に高い木が倒れると、電線にかかり危険な状態となるほか、断線を起こして停電となりました。今後につきましては、台風の特徴なども含め、住民への安全確保の周知を早目に行ってまいります。また、住民の皆様には、自助としてライフラインがとまってしまったときを想定して、ふだんから非常時に必要なものを備蓄していただきたいと考えております。

避難所につきましては、台風が来る前の避難しやすい時間からの開設が肝要であることから、午前6時40分に中央公民館を自主避難所として、停電が解消されるまでの間、開設いたしました。避難された方はおりませんでした。停電により不便な状況にあったことから、携帯電話の充電に1名の方が来られました。通学路の安全確保につきましては、夏休み期間中でありましたが、今後とも台風の通過後には安全に登下校できるよう関係課と対応してまいりたいと思います。

次に、2の財産の取得についての6点目についてお答えさせていただきます。契約までに来庁した回数は、契約時を含め4回であり、副町長、企画財政課長、政策秘書室長で対応し、契約関係では企画財政課職員が対応しております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 私は、2番目の財産取得につきまして、1番目から5番目までにつきましてご説明させていただきます。

1点目のご質問の後段部分でございますけれども、当該土地につきましては酒々井町都市計画マスタープランに掲げられた補助幹線道路（仮称）上岩橋尾上線整備に必要な道路用地として、中心市街地と新産業拠点及び酒々井インターチェンジをつなぐ都市内連携軸に当たり、新産業拠点への来訪者やインターチェンジ利用者を町なかへと誘導するための交通体系の構築に必要な用地であることから取得したものでございます。今後の公簿による取得につきましては、事業所管課と協議した上で、基金条例の趣旨のもと、対象となる土地の状況や事業の必要性や緊急性等を総合的に検討した上で、その都度判断してまいります。

2点目でございますが、法令解釈の誤りににつきましては、3月議会における横尾副町長の答弁のとおりでございますが、土地開発公社が土地を先行取得する場合の事例では、その時点で議会の議決は必要なく、公社から一般会計等で当該土地を取得する際に議会の議決が必要であり、土地開発基金の場合でも同様であると考えておりましたが、基金で土地を取得する場合には、基金で取得する時点で議決が必要であることが条例の解説を読み取っていた上で判明したものでございます。

3点目の境界確定の件につきましては、今後ですね、社会資本整備総合交付金事業にのせていき、実施設計を行い、用地測量を行った上で、境界を明確にしていきたい旨、3月議会においてまちづくり課長から答弁させていただいたとおりでございます。



4番目、配付した資料が虚偽記載ではないかということにつきましては、3月議会の初日、開会前の全員協議会において公図としてお配りしたのではなく、場所をご理解いただくための位置図としてお配りしたものであり、法律上議案として必要な資料ではございません。虚偽に当たらないものと考えます。

5点目でございますが、契約を交わしたのはスカイホーム株式会社でございます。正規の契約手続を経て、所有権が町に移転しております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、3番目の町道02—006号線道路改良事業と調節池、4番目の社会資本整備交付金の平成28年度事業内容と計画、さらに5番目の東酒々井第二土地区画整理についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目のJR線の交差点についてのご質問ですが、6月議会で平面交差の考えはないことを申し上げておりますので、高架または地下いずれかの方式になると考えております。

2点目の平成28年度の交付申請の計画事業費等についてですが、社会資本整備総合交付金の申請額は、町道02—006号線等で、777万3,000円としております。

3点目の全線の設計費についてですが、現時点では未定であります。

4点目の用地費の財源についてですが、社会資本整備総合交付金を見込んでおりましたが、交付決定額が大幅に下回りましたけれども、中川流域の水防災には欠くべからざる施設でありますので、具体化していくことが重要と考えております。

次に、4番目の平成28年度の社会資本整備総合交付金事業についてですが、道路改良事業は本佐倉地先の町道02—011号線と伊篠地先の町道02—003号線の2路線が工事であり、また飯積地先の町道02—012号線と上岩橋地先の町道02—008号線の2路線が用地、さらに上岩橋地先の町道02—006号線が設計委託となっております。総額は、交付金の対象事業費として6,777万3,000円となっております。

次に、5番目のご質問につきまして、町は株式会社千代田工営とは事業計画について協議をしているのかとのご質問でございますけれども、この企業とはこれまで一度も協議しておりません。さらに、事業に対する町の考えを伺いたいとのご質問でございますけれども、協議しておりませんので、お答えすることができません。

以上です。

○議長（内海和雄君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、財産取得についてお尋ね、再質問をさせていただきます。

1の問題、1点目の問題ですが、測量もしないで、なぜ急いで購入したのかということについてですね、土地が安かったからと、他人に渡ってしまったら事業が進まなくなっちゃう、3月議会で追加議案でこの議案が提案されたときに、先ほどもお話がありましたように、副町長が言ったとおりだと。以前の副町長ですね。が言ったとおりだということでもあります。土地が安いからとか、そういうものじゃないんですよね。やはり道路用地ということで、目的が道路用地ということで、それも006号線の道路用地のために取得したということであるわけですから、土地が安いから買ったとか、事業に、他人に渡っ

てしまったら、支障を来すというようなことでありますけども、他人に渡るような土地じゃないんですよ。ですから、町に売りに来たんですよ。006号線についても、いまだにJR越えがどうするかも決まってもいないのに用地を取得する。道路用地は当然測量して、用地以外は買わないというのが原則なんですね。これを今回三星ハウジングという不動産会社の土地売り込みに対して、町がこれを協力したとしか言いようがありません。町は、協力しなければならない理由が何かあったんですかね、こう思わざるを得ません。測量もしない、道路のJR越えの問題も決まっていない、どうなのかわかんない状況のもとで土地だけを先行する、それも議会に諮らずに購入すると。

結局この道路、006号線についても、昨日齊藤議員からも質問ありましたがけれども、池を含めると約20億、こういう事業になると。3月議会で担当課からお答えがありましたけれども、JRを越えるのに15億、越えるだけですよ、15億強は、アンダーにしろ、オーバーにしろ、それで財政的にもたない、こういうことでJRと平面交差を協議したと。JRの要求は、殿部田踏切と中川踏切の2つを潰さなければ平面交差は認めない、こういうことであつたわけですけども、そしてアンダーの場合は、維持管理が大変だと。当然そうですよね。雨が降るたびに、田んぼですから、低いところへつくるわけですから、雨が降るたびに排水しなくちゃならない。維持管理が大変だと。こういうふうにおっしゃられておって、そして平面交差、JRと交渉したけれども、2つの踏切を潰さなければならぬ、こういうような。それで、先ほどの話では平面交差はない。6月議会で町長がはっきり答えましたけれども、ということはアンダーかオーバー。オーバーについても技術的に無理だと。51号のほうから勾配をつけていかなければJRを越えられない。ということは、もうアンダーだと。そういう道路のこともまだ決まっていないし、多額の事業がかかるのに、これを議会に諮らずに購入するというのは考えられません。道路用地については、今後も公簿で買うのかどうか、もう一度お答えください。

私法務局の公函で、町が今回購入した土地の図面を見ましたけれども、これ一番幅の広いところで150メートルあるのです。これ2車線道路つくるのに何メートル要るのですか。残った土地はどういうふうにご利用するのですか。全て税金ですよ。安かったからという問題じゃないでしょう。

2点目の問題ですけども、法令解釈の誤りが判明したと。私ここは市町村の職員の皆さんにも聞きましたけども、考えられないと。というのは、町の運営、自治体の運営というのは、地方自治法と条例に基づいて運営されるわけですから、そこからいけば、土地開発基金で買おうがどうしようが、地方自治法と条例に基づいているか否かは、当然判断されるべき問題だと思います。私町の条例見ました。第1章に、財産契約、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例3条、こううたっていますよ。地方自治法第96条第1項8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は予定価格の700万円、今回は900万ですよ。不動産であれば、土地の面積についても1件につき5,000平米以上ですよ。今回ののは、1万6,000何ぼでしょう。どうしてこれ条例があるのに、条例を無視して、議会の意見を付さずに購入した。非常に不自然な購入の仕方。と同時に、財産を取得したんですから、当然財産を保全する、当たり前ではありませんか、公簿で買おうが何で買おうが。それは当然の義務ですよ。当然なすべきことですよ、境界を確定するのは。なぜ不動産会社に境界の確定を求めないんですか。同じ三星ハウジングが同じ地域、27年の2月に農地の権利移動された方は、三星ハウジングが隣接地の地主さんに立ち会っていただいて、境界ぐいを打っているんですよ。売り主に責任で打っ

てもら。立ち会ってもらって、別に測量士頼む必要ないんですよ。立ち会った皆さんの日当だけ払えば、境界が決まるわけです。これからでも町が財産として取得したわけですから、境界を確定する、当たり前ではないですか。でなかったら、町は財産を取得したことにならないんじゃないですか。町民にどう説明するんですか。再度お尋ねしますけども、不動産会社に境界の確定をお願いする、もし要求できない理由があったらお答えください。

4点目ではありますが、3月2日に全員協議会で配付された資料です。まさにこの細長い原野、幅が2メートル50から、広いところで3メートルのこんな土地、これがもし議会に示されていたら、議員の皆さんも判断が違ったと思います。この議案そのものが最終日に出されたんです。調査がしようがない。私は3月2日、全員協議会で配付されたこの資料、先ほど位置図だということでもありますけども、普通位置図なら位置図と書いて、位置図の場合だったら丸を書くとかして、ましてや裏表でですね、5筆の筆が全部面積が入っているわけですから、これは誰が見ても、ここが買ったんだと判断せざるを得ませんよ。これまさに虚偽じゃないですか。これもしここに細長いのがあったら、これ何ですかと。議員の追及をかわすために、こういう虚偽の資料を提出したと言わざるを得ません。私は、これは恣意的に記載していなかったとしか思えません。

また、この資料だけじゃないんですね。3月議会での副町長の答弁でもそうなんですね。副町長の答弁では、いわゆる道路の左右のところですよ。そのところまで人手に渡ってしまったら、今後の事業に支障を来すことがあるだろうということで、私どもの判断で取得しました。まだ測量もしてなくて、道路もできるかできないかもわからないのに、議会にも諮っていないのにですね。20億もする事業の土地を取得する、安いからと。決して安くはありませんよ。先ほど言った三星ハウジングから買った農地は、平米580円から590円で取得しているんですよ、同じ時期に。町が買ったのは550円ですけども、決して安いわけじゃないですよ。まさにこれ町道についていない。百歩譲ってもこの4筆を購入したことについて譲っても、この1391の原野を、この細長いのをなぜ買ったんですか。目的外じゃないですか。これについても6月議会で、先ほどお答えした企画財政課長がこう述べています。原野でしょうね。細いやつですが、東酒々井側にですね、接続される可能性もあるということから、一緒につながっているということで、可能性があるということで、直接東酒々井にはつながっておりませんが、そちらの利便性も後々検討できるということで一緒に購入しました。まさに目的外の土地を買ったと、6月議会で課長認めているんじゃないですか。ですから、資料も本当に議会に隠すような形で出す出し方も、議会の最終日に議案を出す、そして副町長の答弁でも、道路の左右、ついていないものまで左右だということで購入すると。全くこれ、今東京都で問題になっていますけども、虚偽そのものじゃないですか。私虚偽とはどういうものかということで、広辞苑見ました。こういうふうに書いてあるんですね。真実でないことを真実のように見せかけること、こういうふうに書いてあります。まさに虚偽の資料と虚偽の答弁で議会を通したと言わざるを得ません。

5点目の問題ですが、不自然な契約、27年の1月の21日に三星ハウジングが来庁して土地を売りに来た。200坪ある昭苑開発が購入した第2期事業の土地を三星ハウジングが引き取り、町に売りに来た。三星ハウジングと先ほど4回契約までに交渉したということが明らかになりましたけれども、10日前にですよ、10日前にスカイホーム株式会社に転売して、スカイホーム株式会社と町、合っています。その

ときに、何度も聞いても答えなかった。不動産会社の不誠実な対応だと思いませんか。普通だったら答えられないわけですから、本当に答えなかったら、不誠実な対応だということで契約に至らない。それを契約した。サインした方はどなたですか。お答え願いたいと思います。

6点目の問題ですが、私町長に質問をしたんですよ。6月議会でも町長は、何回三星ハウジングと会ったのか。答えませんでしたから、私今回質問通告で町長に質問しているんですよ。お答えありませんけども、町長は何回お会いしたのか、お答え願いたいと思います。

それからもう一点、町長は三星ハウジングの社長とはお会いしたことはありますか。お答え願いたい。

それから、3点目の町道なんですけど、きのうも齊藤議員がお話ありましたけれども、まだ決定されていない、検討中だということで、オーバーかアンダーかと。しかし、これまでのやりとりの中では、議会のやりとりの中では、オーバーは消防署からの中央台からの今用地買収を進めている消防署までの直通の真っすぐの道路を用地買収していますが、それとの接続についても当然接続がされない、そういうことからすれば、オーバーは無理だと。ということは、アンダーというふうになるかと思うんですけども、いずれにしても、20億円もかけて、これを進めなければならぬのか。再検討が必要ではないんですか。町が当初計画した都市計画道路、中央台の4丁目から東酒々井に通じる道路、都市計画道路として今も決定されているわけですけども、その辺の検討もされるべきではないでしょうか。改めてお尋ねいたします。

2点目の問題ですが、28年度の交付金申請額、さっき何か七百何十何万と言っていましたけど、これ事業費、申請した金額についてもう一度お答え願いたいと思います。

それから、調節池の予算なんですけど、当初予算で5,040万円の用地買収費をしましたけれども、今年度の予算として、使えるお金として、用地買収費幾らなんです。もう一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、最後の東酒々井の第二土地区画整理組合設立の問題、これは関係者の土地所有者の皆さんに、千代田工営という東京の会社から郵送で盆前に送られた文書ですけども、酒々井町東酒々井第二土地区画整理組合設立のお知らせ。早々ではありますが、今般当社において上記地区における区画整理事業を立ち上げることに決定しました。これまで本事業計画の実現性、実効性に対して、試行錯誤を重ねてまいりましたが、その結果、ともに事業性がありと判断いたしました次第です。つきましては、今後の活動にご協力を賜りたく、ご連絡させていただきたい。当社にいたしましても、必ずや本事業計画が当該地区の将来にわたり実りあるまちづくりになるものと確信しております。また、そのために皆さんとの関係、信頼関係を築きたいと考えておりますというようなことで、株式会社千代田工営という会社から郵送されました。町長のところにも来ていると思いますけれども、先ほど担当課長のほうから協議はしていないということでありましたが、ということは、これは全く町はこの事業に対して何も考えていないということなのか。それとも協議によっては、町としても考えたいと。006号線との関係も、当然この第二区画整理組合、第二土地区画整理地区のちょうど真ん中を006号線は通過するわけですけども、そういう今町の計画との整合性もあるわけですけども、その辺でのこの事業については、もう一度どんな考えを持っているのか、町長お答えください。

以上で2回目を終わります。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） まず、2つ目のご質問についてですけども、まず公簿で買うのかというご質問でございます。一般的に言われております土地開発基金による購入のメリットでございますけれども、例えばまだ事業計画が本決まりになる以前において基金を活用して土地を先行取得することによりまして、その後の事業の効率アップ、コストダウンにつながると言われております。

また、基金での土地取得後に、国に補助金申請しまして補助採択事業となりますと、一般会計で土地を買い戻し、補助金が適用された分、財政負担が軽く済むといったこともございます。当然用地交渉でございますので、地権者の事情は考慮しながらも、土地価格は重要な判断要素になりますけれども、いづれにしても基金条例第1条の趣旨のもと、土地の価格、時期、必要性、緊急性、取得しなかった場合の事業の影響などを総合的に勘案して判断してまいりたいと考えております。

それから、境界の確定を求めないのかというご質問でございますけれども、これは3月議会において、まちづくり課長が答弁したとおりでございます。

それから、サインしたのが誰かということでございますけれども、契約書には既に記名されておりましたので、誰かがサインしたというものはございません。

それから、役場の相手方、役場でこの相手方と交渉したのは最初が、1回目が副町長と政策秘書室長でございます。2回目も同様でございます。3回目は副町長と企画財政課長で対応しまして、4回目が企画財政課の職員が対応したところでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 私からは、2番目の財産取得につきましての3つ目の境界の確定の関係でございますが、先ほど副町長が答えたとおりでございます。

4点目の虚偽使用ではないかという点でございますが、こちらにつきましては議案及び資料に土地所在地等を明記してございます。虚偽にはならないものと考えてございます。

また、先ほど6月で私が東酒々井のほうに云々というふうな指摘がありましたが、こちらにつきましては先ほどの上岩橋1390の1は要らない土地ではないかというお話でございますけれども、6月議会で私が述べたものは、可能性として東酒々井のほうへというお話を述べたものでございます。あくまでも可能性ということで述べたということでございます。また、この1390の1と1453の1は接してございますので、一団の土地という解釈でございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは～（終了5分前のベルの音あり）～

○議長（内海和雄君） 残り時間が少ないので、答弁は簡潔にお願いします。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） はい。私からは、3番目の2点目の社会資本整備総合交付金の申請額が幾らかということでの再質問だと思いますけれども、こちら777万3,000円でございます。

それと、今年度の調節池の用地費は幾らなのかというお話ではございますけれども、調節池につきましては、先ほどお答えしましたとおり中川流域の水防災には欠くべからざる施設でありますので、具体化

していくことが重要と考えておりますけれども、具体的には検討中であります。

それと、あと5つ目の件ですけれども、千代田工営という企業については全くわからない話で、また協議も全くしておりませんで、仮定の話でお答えすることは差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 竹尾議員に申し上げます。残り時間少ないので。

○13番（竹尾忠雄君） はい。先ほど財政課長、原野について、この細長いやつはいわゆる、私言っているのはですね、議会に対しては006号線の用地買収ということで購入する。しかし、百歩譲っても、この1筆については目的外じゃないかということであるわけですから、まさに目的外です。東酒々井云々なんて、全く用地取得の議会に対して示された目的とは全然かかわらないんじゃないですか。

それから、町長、先ほど私何度も言っても、何回お会いしたんですか。三星ハウジングの社長とお会いしましたか。お答え願いたい。

境界の問題についても、なぜ売り主に要求できないのか。先ほど副町長、3月議会で課長がこう言っているということでもありますけれども、課長は町の財源を少なくするという観点から、社会資本交付金事業にのせて測量を行うことから、現時点では境界ぐいを打っておりません。今後実施設計の段階で境界を明確にすると言っているけれども、別にお金かかる話じゃないんですよ。売り主の責任としてですね、当然立ち会ってもらわなければならないんですよ。実際に三星ハウジングやっているんですから。日当だけで済むんですよ。これを要求できないんですか。全くそういう点です。不動産会社の言いなり、救済だと。売りに来たと言わざるを得ません。町長お答えください。

以上で終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 私は、三星ハウジングの社長と、今回の土地の取引については会っておりません。そういうことです。

以上です。

○議長（内海和雄君） それでは、13番議員、竹尾忠雄君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前 11時29分）

---

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時00分）

---

◇ 地 福 美 枝 子 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、さらに14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 日本共産党の地福でございます。一般質問、最後の質問となりました。

先月7月ですか、参議院選挙が行われまして、野党と市民が力を合わせて戦った戦後かつてない選挙戦となりました。この選挙で、自民党の党首というか、安倍さんは、選挙中は余りやろうとしているこ

とを言わないで、選挙が終わってから、いかに我が党の改憲案をベースにしながら3分の2を構築していくかなどと言って、結局は改正、憲法を改正するか、これからやる社会保障の財源の削減とか、そういうことを言わずに選挙を勝ちました。国の骨太の方針2016年を見ますと、その方針は社会保障関係の伸びを3年間で1.5兆円削減していく、抑制するという方針になっています。この抑制路線のもとで、夢を育む子ども・子育て支援とか、安心につながる社会保障とか、介護離職ゼロと、そういうようなことを言っていますけれども、実際には育児休業などを理由に待機児童から外されて、隠れ待機児童は約6万人が枠外になってしまうという、また介護職員の抜本的な処遇改善策は具体的にはありません。非常に不十分と言わざるを得ない方針になっています。

そういう中で、私はこれまでも介護保険制度の問題や子育ての問題など取り上げてまいりました。今回も介護保険制度の問題、制度はこれからどうなっていくのか、そしてあとは全般には子育て支援の問題について質問することにいたしました。国は、そういうわけで削減、抑制する方針になっていますけれども、しかし町民の健康を守る自治体としてはその役割を自覚して、住民の利益になる施策を講じてほしいと切に願うものです。

まず最初に、介護保険について伺います。毎年行われております社会保障推進千葉県協議会、社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン、毎年行っていただいて、私も参加させていただいています。その回答書に基づいて伺いたいと思います。まず、介護認定者が記されていました。739人ということを知りましたが、その内容ですね、サービスがどのくらい要るのか、利用している人、そのほか施設入所か在宅か、また特養の待機者26人の介護別に伺いたいと思います。

また、次に平成28年1月の現在の特養ホーム待機者がその報告の中で、要介護1、2ではゼロ、ゼロとなっています。その理由をまず伺いたいと思いますが、といっても制度は改悪されています。じわじわ改悪されていますから、3、4、5はいいんですが、1、2まではもう入所できないということになっておりますので、そういう状況の中でだとは思いますが、ではその要望していた人たちは現在どうなっているのか。昨日の齊藤議員の質問の中で、特別にその状況に応じて認めるということは確かにあるんですね。その中で3人ということと言われましたが、その3人だけで、実際には要望者がたくさんいても、3人は認められたということなのかどうか、確認をしたいと思います。高齢化がますます進みまして、酒々井町も認定者も徐々にやっぱりふえています。制度を充実させることは、老後を安心して暮らすためにも、私自身の問題にもなっていますので、お答えいただきたいと思います。

介護保険制度の3つ目なんですが、これも昨日の質問で取り上げられましたが、来年の4月に向けて、総合事業が策定されている、その最中だということなんですが、その総合事業、わかりやすく端的に、長くおっしゃらなくても結構ですが、前とどう違うのか、どういうことなのか、少し伺います。そしてですね、昨日の回答の中で改めて伺いたいと思いますが、齊藤議員の回答の中で重要な点がありました、聞いていまして。財源の問題です。上限内であれば、町負担はふえないという回答がありました。これは、当然のことなんですね。この点をもう少し、まず具体的に伺いたいと思います。上限とはどういうことなのか、伺いたいと思います。

あとは、子育て支援にかかわる問題を6点まで伺いたいと思います。2点から伺いたいと思います。まず、貧困の問題ですね。今回も子育て支援の立場から、貧困の問題、子育て支援ということで取り上

げるわけですが、今国も県も、市町村もですが、子育て支援に力を入れていると言っています、異口同音に言っているわけですが、まず第183回国会において、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立しました。平成26年1月17日に施行されたわけですが、千葉県もそれに伴って策定しています。子供の貧困対策推進計画を行っているわけですが、この酒々井町では策定をどうお考えなのか、あくまで別にペナルティーがあるわけでは、つくらなければならないというわけではないのかもしれませんが、その策定についてどうお考えなのか、酒々井町の貧困率など把握されているのかどうか、町の対策をまず伺いたいと思います。

2番目です。就学援助については、これまでも何度か伺いました。この町の就学援助、この制度は、いろんな形で行われているわけですが、酒々井町は条例というのはたしかなかったと思うんですが、これは教育委員会の要綱で行っているものなのかどうか、その点で、制度上での問題なんですけど、どういうふうになっているのか、まず伺いたいと思います。

2つ目には、援助を受けている世帯数については、自治体キャラバンの報告の中にありましたので、この数字によって伺いたいと思います。平成26年で受給者82人、25年では77人、5人ふえたわけですが、今酒々井町の貧困率は、国では全体では16.2か3とかと言っていますけれども、酒々井町はどのくらいはわかりませんが、ふえる傾向にあると思いますけど、どう考えているのかなと、それについてちょっと伺いたいと思います。

それと、就学援助というのは、国からのお金が出ます。その支給額ですが、平成26年で718万4,417円ということですから、2分の1が、確認ですが、補助金として国から来るのかどうか、来るはずなんですけどという判断でよろしいのでしょうか。718万の半分は国からという。

次に、町の認定、これは就学援助の認定ですね。その認定が生活保護の1.0ということで、何度か1.0は低いと。大体1.0から1.5、1.3が多いんですが、1.5のところもまだあります。少なくとも1.3倍まで順にふやしても、引き上げるべきではないかというふうに思います。それと、認定要件に、報告の中にもありましたけれど、民生委員の所見、面接ということがなされています。私は、民生委員の所見、面接は廃止すべきではないかと思いますが、それについてどうでしょうか。

次に、制度の周知について、これも何度か伺いました。確認も含めてかとは思いますが、年2回お知らせを言っています。どういう時期なのか、そして申請用紙は1回配付とあります。これは全員なのか、あるいは希望者なのか、伺いたいと思います。

それと、案外知られていないのが就学援助です。生活保護の人はもらえている、援助してもらっているけど、ほかの人はどういうふうにしてもらうのか、案外知られていない部分もあります。周知の方法によっては、随分変わると思うんですが、広報紙にはたしか掲載されていないと思いますけど、それについて今後行うのかどうか、行ったのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

その際にですね、以前にも何度か伺いましたけれども、わかりやすいことが大事だと思うんですね。行政マンではないわけですから、一般の保護者が、前にも同じこと言いました。うちではひよっとしたら就学援助受けられるかなと思う目安ですね。わかりやすい知らせ方をさせていただきたいと思います。これについては、国の通知とか、いろんな形でわかりやすく周知するようになってきているはずなんですけれども、ぜひそういうふうになっているのかどうか。以前担当課からいただきました就学援助の計



算方法とかお知らせ、あの文書そのものを渡しているのかどうか、その辺についても伺いたいと思います。はっきり言って、あれ計算しないと答えが出ないような計算式なんですけど、目安でいいと思うんですね。保護者がわかるような目安を示していくこと、改めて窓口に行って計算してもらったら、お宅が大丈夫ですよ、いやちょっと援助できる額じゃないとかと言われるわけですから、その辺どうなのか伺いたいと思います。

次に、高校の奨学資金援助、これの補助についてですね。これも過去にやりました。どうしても私納得がいけないので、また今回も、子育て支援、子供の貧困問題に連ねてやることにいたしました。町の要綱であるわけですが、月5,000円の補助がもらえるんですね、高校生。しかし、その対象と言えば、まず成績が優秀じゃなきゃならない、品行方正でなければならない、健康でなければならない、いろんな条件がついてやっと何人かの人が5,000円補助を受けることができるというんですね。貧困対策のほうにおいても、生まれ育った環境によって左右されることのないよう云々とあります。この趣旨に照らしていけば、これは変更するべきではないかと思うんですが、今後この補助について、福祉援助、福祉とは違うんだから仕方がないとお思いなのか、貧困対策ではないとお思いなのか、町の優秀な人材を育成するための制度で福祉制度ではないからなのか、この補助、この要綱についてどうお考えなのか、また伺いたいと思います。

次に、中学校のグラウンド拡張、これも共産党として竹尾議員が何度か聞いています。なかなか進まない、中学生が何度も要望して、町長も何とかしましょとお答えしています。しかし、なかなか、いつになるんだろうか、拡張が。子供たちは待てない。3年生になって卒業していきますから、ぜひ優先してほしいんですね。先ほどの竹尾議員の質問でいろいろありましたね。土地の購入、道路の土地の購入とかいろいろありました。これから大きな道路をつくって、何億、何十億とかかるようなことも計画されています。将来的にいろんな道路整備していくことは私は否定しませんけれど、本当に町民にとってその道路が必要なかどうか、そのために借金するなら、中学校のグラウンドの土地をぜひ最優先に買っていただきたいと思います。その進まない理由は一体何なのか、所有者に、なかなか所有者と話が見つからないのか、お金の問題でなのか、進まない理由、何でしょうか。中学生の願いに応えるためには、優先度をぜひ高くしていただきたいと思いますが、具体的にその辺を伺いたいと思います。

最後に、青少年交流の家について、これは再三昨日もいろんな質問がありました。私は門外漢と申しますか、専門外というか、専門はありませんけれど、初めてこの問題についてちょっと勉強させていただきました。夫は役所で土木だったんですが、別にそんなに聞いたわけじゃないんですが、やっぱり勉強しないとわからないなということで、にわかですけれど勉強というか、少しいたしました。既に昨日から3人の人がこの交流の家の問題について、建設問題について質問しています。なかなか歯切れが悪いというか、一方通行というか、そういう感じは非常にしております。

まず1点目、昨日もお話、質問をして回答された中で、私も仕様書についてどうしてもよくわからない。つけているよというふうに言っているんですけど、その仕様書は実際につけていったのか。これはきのうの質問の中で、契約時につけているというようなことをおっしゃっていましたが、いつきちんとつけているのかどうか、その所在について具体的に伺いたいと思います。先ほど竹尾議員が当初に言いましたけれど、実際に開示請求をしてもらったけれど、仕様書なるものは余りなかったと言っていま

した。本当にその仕様書というものはあるんでしょうか。仕様書というのはどういうものなのか、私もちょっと勉強しましたし、ちょっと夫にも聞きました。これは、最初に本当に必要なものなんですね。事業、建築をする、発注者にとっては大事なものであり、受注者にとっても基本となるものが書かれてあるのが仕様書です。その存在がなければ、次に受けたほうも困るわけですから、その辺の所在、開示していなかったのはどういうことなのか、実施設計書、契約書につけているというお話をきのう聞きましたけれど、ぜひその辺は示していただきたいというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わりますので。それと、きのうの一般質問の回答も聞いたんですが、聞いていることにぜひきちんと答えていただきたい。私たちが期待する答えではなかなかないの多いんですが、それは別ですので、聞いていることに答えていただきたいし、答えていなければ、ぜひ議長からも質問にきちんと答えるように指示していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ごめんなさい。1個抜けていましたね。済みません。学校給食について、済みません、午前中に須藤議員が言っていましたね。私も期待しているような、していないような、しなかったんですが、実際には。学校給食について、私も軽減ぜひしてほしいということで、6月議会にもお話ししました。財源というか、食材費については払うと法律で、学校給食法でなっているんですね。それはわかっています。そのときも言ったように、学校給食というのは、今現在そうですけど、教育法では無償となっているわけですね。それから矛盾しているわけです。財政的には約九千何百万、約1億円を、これを何とかするのは大変だという回答をいただきました。それとですね、もし給食費を出すと、その認識というかな、意識というか、それについて云々ということをおっしゃっていたので、ちょっとそれはどういうことなのか、意識の低下があるから、その対策をしなければいけないという回答をいただきましたね、6月。それはどういうことなんでしょうか。今学校給食を補助している、あるいは全面的に市町村が全額出しているところが非常にふえているんですね。千葉県内でも補助しているところは当然あります。現在のところは全く考えていないと、午前中の回答でありましたけれど、曖昧に答えると期待されるからとか、ちょっと聞きましたけれど、私は今だんだんふえてきている状況の中で、検討すべき課題だと思えます。じゃ、来年やります、再来年やりますということはなかなかかもしれませんけど、やっぱり子育て支援、子供の貧困対策、そういうことから、あるいは義務教育は無償だという立場からですね、学校給食は軽減していく、いずれは無償にしていく方向に全国的になってくると思えますよね。そういう意味で考えて、検討すべきだというふうには思えます。それと、意識の低下の対策というのは、どういうことなのかつけ加えて伺いたいと思います。

済みません、抜けてしまいましたけれど。ということで、まず1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、14番議員、地福議員からは6点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

5点目の酒々井中学校のグラウンド拡張の進捗状況に関するご質問ですが、昨年度用地の一部を購入しており、本年度も引き続き用地取得の予算を計上していますので、地権者のご理解をいただき、進め

てまいりたいと考えております。また、本年度は基本設計の準備を進めているところであります。なお、完成の予定時期については、用地取得費とも関連しますが、取得後に工事着手となり、国の予算配分との関連もありますので、現在のところ予測が困難となっております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうから、1番の介護保険の現状についてと、2番の子育て支援についての1点目の子供の貧困対策法につきましてご答弁をさせていただきたいと思っております。

その前に、ご質問にちょっとお答えする前に1点訂正でございますが、介護保険の現状についての（1）点目の介護認定者746人でございますが、こちらは当該年度中に認定審査会に諮った件数でございますので、実認定者数を739人と訂正させていただきます。その認定者の内訳につきましては、要支援1が86人、要支援2が125人、要介護1が176人、要介護2が100人、要介護3が92人、要介護4が89人、要介護5が71人でございます。

それでは、ご質問の1点目の介護認定者の利用状況でございますが、739人の内訳といたしまして、サービス利用者は630人、介護別では要支援1が61人、要支援2が82人、要介護1が147人、要介護2が95人、要介護3が92人、要介護4が88人、要介護5が65人、うち施設入所者150人ございまして、介護度別では要介護1が12人、要介護2が18人、要介護3が34人、要介護4が49人、要介護5が37人、在宅での利用者、こちらが480人、介護別では要支援1が61人、要支援2が82人、要介護1が135人、要介護2が77人、要介護3が58人、要介護4が39人、要介護5が28人となっており、さらに特別養護老人ホーム入所希望者26人の内訳といたしましては、要介護3が12人、要介護4が5人、要介護5が9人となっております。

2点目の特別養護老人ホームの介護1、介護2の入所希望者がゼロとなった理由でございますが、法改正によりまして昨年4月から特別養護老人ホームの入所条件が要介護3以上となりました。要介護1、2で入所を希望される方につきましては、1つ目が認知症であり、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる在宅生活が困難な状態。2つ目といたしまして、知的障害、精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難が見られる場合、3つ目といたしまして、家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態、4つ目といたしまして、単身世帯で同居家族が高齢、または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分などの要件を満たす場合に、施設側は入所希望者として受け付けをいたしますが、平成28年1月1日現在、その要件を満たす入所希望者はおりませんでした。

昨年の入所希望者22人の内訳につきましては、平成28年8月末現在、介護老人保健施設入所1名、在宅13人、転出1人、死亡7人となっております。

3点目の総合事業についてでございますが、これまで要支援1、2の方の生活支援などの多様なニーズに応えるため、全国一律のサービスであった介護予防訪問介護、介護予防通所介護を町で実施することとなったものでございます。今後事業者や地域包括支援センターなど、町の方針や事務手続などを説明し、理解を得ながら、円滑な移行に向け対応してまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の子育て支援についての1点目の子供の貧困対策法についてでございますが、日本の将来を担う子供たちが生まれ育った環境により左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることは大変重要であると考えております。

ご質問の状況の把握につきましては、昨年12月に千葉県が策定した子供の貧困対策推進計画に生活保護を受給している子供の状況が掲載され、県内全体では平成24年7月現在の17歳以下の子供の受給率は0.973%、平成26年7月現在は0.968%とほぼ横ばいとなっております。同様に当町の状況を比較いたしますと、平成24年度が0.601%、平成26年度が0.545%、さらに平成28年度は0.461%と減少傾向にございます。また、その対策について、町ではひとり親福祉推進事業のほか、新たに学習支援の充実を図るなどの取り組みを進めているところです。今後も国等の動向を注視し、教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援が図られるよう、教育、福祉など関係課と情報の共有や連携に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 私からは、質問事項2の就学支援、それと3についてお答えいたします。

就学支援についてですが、1点目のご質問にお答えいたします。就学援助の認定を行う際の基準としましては、毎年文科省から発出されている特別支援教育就学奨励費の国庫補助対象限度額及び需要額測定に用いる保護基準額等についてという通知を参考に認定しております。

2点目のご質問にお答えします。もう既に議員ご存じかと思いますが、のようですが、数値が確定している昨年度の実績をお伝えします。受給認定数は63世帯、97名の児童生徒で、援助総額は855万8,181円です。あと、貧困率等について、町の傾向ということをお先ほどご質問ありましたが、通告になかったもので、調査をしておりませんので、資料としては持っておりません。

3点目のご質問にお答えします。就学援助の認定基準については、収入額と需要額を比較した際に収入額が下回る場合を対象としています。つまり現状では、所得指数が1.0未満の家庭ということになります。所得指数が1.0というのは、ハードルが高いのではないかとのご質問ですが、町としましては現在のところこの指数は妥当であると捉えております。なお、今後も指数については、ほかの自治体の例も含め、調査研究してまいります。

また、民生委員による所見の記入や面接についてですが、事務を進める上でとても貴重な情報となりますので、今後も有効に活用してまいります。

4点目のご質問にお答えします。以前から毎年1月下旬ごろに小学校で実施する入学説明会において、就学支援についての説明をしております。さらに、最近では各小学校の3月号の学校だよりにも掲載して、周知に努めております。また、年度途中でも随時受け付けておりますし、転入があった場合にもご案内をしています。今後は、周知の機会をさらにふやすように努力いたします。

5点目のご質問にお答えします。援助対象項目については、以前から見直しを進めてきましたので、今後も社会の動向を注視しながら見直しを進めてまいります。

続きまして、学校給食についてですが、小中学校の学校給食費の無料あるいは負担軽減については、午前中、さらに6月の議会で答弁しましたとおり、学校給食法第11条の規定により食材費は保護者負担、

整備や運営費については自治体負担と定められていることから、現時点では無償化等については考えておりません。

以上です。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、4点目のご質問の高校の奨学資金補助についてお答えさせていただきます。

酒々井町奨学資金補助に関するご質問でございますが、国や県において、高校生に対する給付型の奨学資金補助制度の整備が進んでおります。国と県では、高等学校等就学支援金制度と高校生等奨学給付金制度を設けて、授業料への支援及び低所得世帯の生徒に対しましては、学用品、教材費、通学用品等、授業料以外の支援も行われております。町の財源を活用する奨学資金補助条例につきましては、国、県による教育費の負担が軽減されている状況を踏まえ、効率的な支援について引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 青少年交流の家についてのご質問でございます。

平成28年8月9日付で、酒々井町代理人弁護士よりヤマロク代理人弁護士へ現況の出来高による精算及び建物の引き渡しの催促を通知しています。これに対し、ヤマロク代理人弁護士より、8月19日付で町側の要求は認められない、当方の請求書に沿った契約を変更せよとの回答がございました。また、現在ほかの場所については考えておりません。

以上です。

○議長（内海和雄君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） 時間がだんだん足りなくなってきましたけど、質問に率直に答えていただきたいということでお話ししたと思うんですけど、ちょっと質問に対する答えではないというのがありましたので、順番に行いたいと思います。介護保険制度について、まず最初に行いたいと思います。

先ほどの指標では、大体キャラバンで回答いただいていますのでわかるんですが、まず特養の入所ですね。私も今課長がお答えいただいたこの文書持っているんですね。ですから、要介護1、2で入所が認められる場合は、こういう4点ですよということで、何人か入ることができたということなんですが、じゃこの4点以外でも深刻な方はやっぱりいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、国の制度がそうなっているんだから、やむを得ないと言われればそれまでなんですが、後退している制度の中で、酒々井町として独自で判断をしていく余地がないのかどうか。切り捨てで、この4点以外ではもう無理だと。切り捨ててしまうのか、私はそれは余りにも非情だと思うんですね。酒々井町での介護保険制度をよくしていくことをぜひ努力していただきたいと思うんです。その点で、考慮の範疇というか、余力はないのかどうか、改めて伺いたいと思います。要介護3以上じゃなくても、要介護1、2の人でも入りたいという人が今までも、平成27年でも22名ですか、結構いらっしゃるんですね。その中の本当に一握りの人たちがその4点の項目に当てはまるということなんですが、その辺ぜひ弾力的な判断をまずしていただきたいと思います。お答えがあれば、ぜひお願いいたします。

最初にお話ししたように、国はどんどん財源抑制してくるんです。そこでですね、お答えいただけなかったのは予算の範囲内では負担はありませんという回答をきのうもらいましたよね。予算の範囲内というのは、どういうことなのかということのを改めて伺いたいです。それについて、まずお答えいただきたいと思います。

総合事業というのは、確かに要支援1、2、今度は市町村で行うと、保険から外れて市町村で行うということで、それぞれの通所介護、在宅、通所ですか、については総合事業で行う。それをどこで行おうとしているのか。それぞれのサービスを受ける負担はないのか。それで先ほど言ったように、予算内であれば町の負担はふえないということについてお答えいただきたいと思います。

次ですね、貧困対策法について云々は長くはやりませんが、酒々井町でつくるといふふうには考えていないのかどうか。状況は、それなりに千葉県がつくっていますから、それについて問い合わせがあれば、酒々井町としては今こういう状況だという報告を千葉県の子ども貧困対策推進計画ですか、それに応えて、それなりにやっているんだと思うんですけど、やっぱり酒々井町独自の貧困対策というか、計画なりをつくるべきじゃないかなというふうにするんですね。それで、国の要綱なりとか見ますと、確かにペナルティー……ペナルティーというんじゃないですけど、つくらねばならないとは、つくりなさいとはなっていないんです。いないんですけど、私はつくべきだというふうに思います。策定の努力義務というぐらいで、千葉県に対してもですね、県はつくっていますけれど、酒々井町もぜひその努力義務で、今酒々井町の子供たちの貧困はどうなっているのか、報告できるような状況をきちんと計画としてつくべきだと思うんですけど、その辺どうお考えなのか、伺いたいです。それが貧困対策についてですね。

次に、就学援助についてなんですけど、いろいろお答えいただきました。ありがとうございます、でもですね、やっぱり1.0。何とか1.3にしてほしいなというふうに思いますが、なかなかこれについては何度もやってもお答えがないので残念ですが、それとですね、周知について以前いただいたこれですね。就学援助についてというこの用紙、それから試算、算定方法についてという計算式ですね。これを保護者にお渡ししているのかどうか、改めて伺いたいです。この就学援助についてという文書、担当課からいただきました、以前に。これを渡しているのか、あるいはもっと別のものなのか。この中には、算定方法についてということで、計算式が具体的には書いてあります。父親何歳で、母親何歳で、収入が幾らで、パート収入が幾らで、計算して計算して、その結果お宅は0.95で、1.0未満で対象となりますというふうに、これ計算しないとなかなかわからないですよ。でも、ほかの市町村の案内を見ますと、もっと簡単に書かれてあるんですよ。ですから、その辺どうなのか、もっと違うわかりやすい文書を渡しているのか、あるいはこの文書で説明して、この文書をお渡ししているのか、明確にお答えいただきたいです。もしこの文書であるならば、もっとわかりやすい文書にしたいです。前にも言いましたけれど、もっとわかる文書にしたいです。

それと、就学援助の周知について、広報でまだ入れていないとたしか回答がありましたけど、今後広報でも入れるおつもりなのかどうか、改めて伺いたいです。

それと、申請用紙ですね。就学援助の案内は、全員に渡していると思う。それもお答えいただきたいんですけど、申請用紙も含めて、希望者だけなのか、全員に渡しているのか、その答えはちょっと聞けな

かったと思うんですね。その辺、用紙は全員に配布しているのか、あるいは希望者だけに配布しているのかを伺いたいと思います。それが就学援助での再質問です。

あと、もう一つたしか入れたと思うんですけど、これに回答ありませんでしたので、済みません、つけ加えて。平成27年8月24日、文科省から、平成27年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理についてという通知があると思うんですね。それについてどう思うかって、たしか出したと思うんですけど、それについて把握しているのかどうか、ちょっと見にくいんですけどね。これちょっとコピーしたものなんで、写しなので。これについて何か、反応何もなかったんで、把握しているのかどうか。ここにはできるだけ多くの広報手続や手段を通じて、就学援助の趣旨及び申請手続について周知徹底を図るようにしてくださいとか、いろいろ書いてあるんですね。それもわかりやすくということもたしか留意事項にあったと思うんです。要保護者への支給は、これは生活保護も入っているかもしれませんが、準要保護の方も同じだと思うんですけど、要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童生徒が援助必要とする時期に速やかに支給することができることも書いてあるんです。これについても伺いたいです。入学準備金というのは、4月以降にもらうんですね。でも、3月に準備しなきゃいけないときに、4月以降にお金が入るということで、何とか前倒しで支給をできないものかとか、これも各市町村でも一部にやっぱり何とかなんないだろうかというところで、前倒しで支給しているところもあります。入学準備金ですから。まして小学1年生、特に中学になる場合、いろいろお金かかるんです。制服のお金とか、いろんなお金が非常にかかるわけですね。ですから、少なくとも入学準備金について、前倒しで支給できる方法を考えていただきたいと思うんですけど、それについてどうでしょうか。今後の問題として、研究として、ぜひ考えていただきたいと思うんです。そのときにお金がなければ、借りて準備するんですね、保護者は。ですから、前倒してもらえれば非常に助かるわけです。その辺も考慮できないのかどうか。また何度か伺いますけれども、ぜひ少しでも進展をしてもらえるように、研究、調査、検討をしていただきたいというふうに思います。

それと、抜けていた学校給食なんですけど、これについてお答えいただけませんでした。意識が低下する対策をする必要があると。もし援助すればですね、学校給食費の問題です。学校給食費を出すと、市町村行政で出すと意識が低下する対策をする必要があると。意識が低下する対策、意識低下するってどういうことなのか、お答えいただきたいと思います。言下に、今考えていないとおっしゃいましたけど、先ほど言いました。非常に多くなっているんですよ、補助しているところが。既に全国では64自治体、全額補助しているところも四十数自治体ですか、全額小学校、中学校援助しています。全額援助しています。80%とか半額だとかいろいろありますし、千葉県内においても徐々にふえてきています。そういう点で、学校給食はやっぱり無償だと。義務教育は無償なんだから、学校給食も無償にすべきだという声が国の中でも今出てきていますから、そういう意味では、徐々に徐々に少しずつ軽減をして、最終的には国が、この間も言いましたけど、国が補助すべきだと私は思うんです。市町村ではなくて、国からも。まずは、市町村から全額じゃなくても、半額でも、あるいは3割でも援助をしていく姿勢を持っていただきたい。なぜ貧困対策推進法ができたかという、やっぱり今子供の貧困が大きな問題になっているからなんです。だとしたら、義務教育の学校給食は四千幾らですから、毎月、それは押しなべて子供たちには、国や県や町が、市町村が出すというのがもう当たり前の状況になってきていますので、ぜ

ひその辺は検討していただきたいと思います。何回か同じことを繰り返し要求しますが、何回かしないとかやめてしまうとあれなので、ぜひ少しずつでも前進させていただきたいと思います。

今のところ考えていないではなくて、今できなくても、いずれやっぱり考えていただきたい。やっぱり検討するというのは議会用語で、検討しないのと等しいというふうに時々私も思うんですけど、前向きに検討して、いつになるかはなかなかかもしれませんけれど、3割でも2割でも援助をしていくということを、ぜひ子供たちのために、それも収入が少ないからではなくて、子供たち、義務教育は全てです。子供たちに学校給食について考えていただきたいというふうに思います。

それと、あと10分しかないけど、仕様書について何か答えありませんでした。きのうの回答ですね、回答には、実施設計というか、設計書、契約書にもつけていますと。ということは、仕様書があったと。だとしたら、開示、行政で開示請求すればあるはずなんですけど、ある人からすると、そういうのはなかったというふうに言っていました。仕様書というのは、私にもわかづくりであれなんですけど、契約上の拘束条件の基本になるものが仕様書だと。期日と解釈が、後で多くの契約上の理解と解釈の基本になるわけですから、非常に重要なものだと。これをきちんと出していかない困るもんだということは、改めて私も聞いたり読んだりして、なかなか発注者では利用者が要求仕様書を作成をしていくと、まずは。受注者がそれに対して見積もり仕様書、あるいは実施設計をします。必ずしもそうしなければならないという法律はないようなんですが、でも大体は発注者が仕様書をきちんと、こんなように、こういうふうにしてほしいとききちんと出していく、それに従って業者はやるわけですね。それが曖昧なのであれば、最初からぎくしゃくしているんじゃないでしょうか。仕様書が本当にちゃんとあったのかどうか、開示すれば出てくるはずなんですけど、どうも何かなかったというふうにちょっと聞きました。それははっきりさせるべきではないでしょうか。じゃなければ、いつまでたってもごちゃごちゃになってしまうのではないかな。

それと、きのうの回答の中でもちょっとありましたけれど、この青少年交流の家、これは現在、今の場所でこれからもやっていくのかどうか、改めて更地にしていくのか。今回の健全育成について、今の場所以外には考えていない。ですから、継続をしていく、どんなことがあってもあそこでつくっていくということなのかどうか、改めて伺いたいと思います。

頭から考えていくと、青少年交流の家というのであれば、確かにB-Netのあの建物は危険だから、早くつくってあげたいという気持ちはわかるんですね。しかし、だったらちゃんとしたものをつくってほしいとも思うんです。その仮の場所を探すなり、私は最初からあの角につくるのは反対ですから、青少年交流の家というのであれば、子供たちがいろんなかかわっていく児童館と同じような性質を持ったものと一緒に、午前中須藤議員が歴史博物館云々と言っていましたけれど、ここでどうかなと言っていましたけれど、複合施設として考えて、きちんとしたものをつくっていくべきだと思うんです、青少年交流の家とって、あそこに角に、ここにつくるのではなくて、もともとの発想が、物を建設するという発想が浅はかというか、早急というか、きちんと考えてつくるべきだというふうに思うんです。中途半端なものをつくらない、そういうふうにしていただきたいと思うんです。今後ともあそこで行うのかどうか。

たくさん質問しましたがけれど、早口でお願いします。



○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） では、最後の質問からお答えします。

青少年交流の家の関係でございますけれども、本件の対象物件は木造平家建て63.17平米でございます。一般家庭のようなお風呂や個室などの設備はなく、簡素なものでございます。実施設計費を含めまして約1,175万円、坪換算でいきますと60万円で、双方合意のもと契約をいたしました。契約の相手方は工事着手後、実施設計込みの工事契約は不当である、また未完成にもかかわらず、当初の倍を超える金額、単純計算で坪120万円以上になりますが、この金額を請求してまいりました。皆様が施主であれば、どう感じるでございましょうか。

本事業の財源は、町民の税金でございます。地方財政法では、地方公共団体は合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。また、この経費はその目的を達成するための必要かつ最少な限度を超えてこれを支出してはならないとあります。これに反しますと、議会からの追及は当然のことですが、地方自治法に基づく住民監査請求や住民訴訟の対象となるのは明らかでございます。現在東京都では、工事発注後の建設費用の増加が大変大きな問題となっております。そのような状況も踏まえて、慎重に対応してまいりたいと考えております。～（終了5分前のベルの音あり）～

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうから、先ほど介護施策と貧困関係についてのご質問にお答えさせていただきます。

介護関係につきましては、昨日齊藤議員にご答弁させていただきましたとおり、上限額につきましては基本となる計算式がございます。その計算式の範囲内でございますたら、町の負担は変わりはありません。ただ、実際に計算式の上限を超えた場合であっても、個別判断等の枠組みが設けられているところでございます。

続きまして、サービス基準の関係でございますが、こちらにつきましても介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、市町村が実施する総合事業へと移行されます。町では、従来のサービス基準を維持したまま移行する方向で、方針で今準備を進めているところでございます。

続きまして、子供の貧困対策の関係でございますが、子どもの貧困対策の推進に関する法律の第9条には、議員ご指摘のとおり都道府県子どもの貧困対策計画の努力義務がございます。町では支援が図られるよう、関係各課と連携に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 私からは、就学援助についてお答えします。

先ほど6点目のご質問、ちょっと取り下げたと思ひまして、お答えし忘れて申しわけありません。この通知ですけれども、この通知は就学援助の趣旨及び申請手続等について周知徹底及び周知方法の充実を図り、事務処理に遺漏のないようするためのものと捉えております。町としましては、可能な限りこの趣旨に従って、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図れるように努めてまいります。

それと、指数についてということで、1.0から1.3へとありましたが、町としましては現在のところこ

の指数は妥当であると捉えております。今後もこの指数については、ほかの自治体の例も含めて調査研究してまいります。

それと、配布する用紙のことですが、入学説明会で配布をしております。ですから、次年度入学する方には全員お渡ししております。渡すだけでなく、もちろん私からの説明をつけ加えております。ただし、申請用紙については全員には配っておりませんで、問い合わせを受けて配っております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） もう時間ありませんので、まず介護保険制度の限度内なのですが、これからもサービスは維持していくということなのですが、総合事業に変わるということは、やっぱり町の持ち出しがあるんですね。上から金額が来るわけですが、その限度内であればそうなんですけど、維持していくためには、サービスの中身が変わってくるという可能性もあるわけですね。そのサービスの中の可能に、本当に維持していけるかどうか、またこれからもちょっと聞きたいと思いますので、よろしく願いします。

最後に、交流の家の仕様書について、何で答えられないんでしょうかね。それについて、もう時間がないですからあれですけど、ないのかあるのか、いつ何日にちゃんと出して、開示しているのか、その辺はつきりわかるようにお答えいただきたいと思って私の質問を終わりますが、質問にぜひ答えてください。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 工事の仕様書を含めた設計書を入札時に提示し、契約書にも添付してございます。

○議長（内海和雄君） それでは、14番議員、地福美枝子さんの一般質問が終了しました。

ただいまをもちまして一般質問は全て終了しました。

これで一般質問を終了します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（内海和雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時00分）

## 平成28年第3回酒々井町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成28年9月27日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 決算認定の件

日程第2 議案第1号及び議案第5号ないし議案第10号総括審議  
(委員長報告及び質疑・討論・採決)

日程第3 発議案第1号ないし発議案第4号  
(趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第4 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員選挙の件

日程第5 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 濱口信昭君  | 2番  | 須藤伸次君  |
| 3番  | 酒瀬川健一君 | 4番  | 那須光男君  |
| 5番  | 御園生浩士君 | 6番  | 川島邦彦君  |
| 7番  | 齊藤博君   | 8番  | 内海和雄君  |
| 9番  | 佐藤修二君  | 10番 | 江澤眞一君  |
| 11番 | 平澤昭敏君  | 12番 | 越川廣司君  |
| 13番 | 竹尾忠雄君  | 14番 | 地福美枝子君 |
| 15番 | 小早稲賢一君 | 16番 | 高崎長雄君  |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

|            |        |        |        |
|------------|--------|--------|--------|
| 町長         | 小坂泰久君  | 副町長    | 飯塚光昭君  |
| 教育長        | 木村俊幸君  | 教育次長   | 木内達彦君  |
| 総務課長       | 大塚正徳君  | 税務住民長  | 大崎智行君  |
| 健康福祉課長     | 河島幸弘君  | 企画財政長  | 岡野義広君  |
| 住民協働課長     | 清宮高由起君 | 経済環境長  | 芝野芳弘君  |
| 参事兼まちづくり課長 | 松本有二君  | 上下水道長  | 板垣一成君  |
| 農業委員会事務局長  | 芝野芳弘君  | こども課長  | 七夕夕美子君 |
| 学校教育課長     | 猪鼻慎二君  | 生涯学習課長 | 木内達彦君  |
| 会計課長兼会計管理者 | 河合昭男君  |        |        |

---

本会議に出席した事務局職員

|      |      |    |       |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 福田良二 | 書記 | 五代より子 |
| 書記   | 斉藤良尚 |    |       |

---

◎開議の宣告

○議長（内海和雄君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（内海和雄君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

---

◎決算認定の件

（委員長報告及び質疑・討論・採決）

○議長（内海和雄君） これから日程に入ります。

日程第1、決算認定の件を議題とします。

平成27年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに平成27年度酒々井町水道事業会計決算、平成27年度酒々井町下水道事業会計決算の審査結果について、決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、齊藤博君。

〔決算審査特別委員会委員長 齊藤 博君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（齊藤 博君） 決算審査特別委員会の報告を行います。

本特別委員会は、9月定例議会において設置され、平成27年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、また平成27年度酒々井町水道事業会計決算の認定について及び平成27年度酒々井町下水道事業会計決算の認定についての議案付託を受け、9月15日、16日、21日の3日間にわたり委員会を開催いたしました。執行部から詳細な説明を受けるとともに、厳正な審査を行い、その結果、各会計とも監査委員の監査意見書のとおり、過誤なきものと認められました。

さらに、本特別委員会は平成27年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、平成27年度酒々井町水道事業会計決算の認定について及び平成27年度酒々井町下水道事業会計決算の認定についてをそれぞれ認定すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程におきましては、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、各委員より意見や要望が出されましたので、それらの諸点について、今後執行部において適切な対応をされるよう期待するものであります。

ここで主な意見、要望事項等について順次申し上げます。

まず初めに、全般的事項につきましては、町税のことですが、町税の徴収率は個人町民税を初め、全般に徴収率が増加しており、成果が認められる。今後も財源確保に努力をいただきたい。

一般会計につきましては何点かございます。最初に、青少年交流の家、子育て支援拠点施設等の各種事業の遂行に当たっては、明確な方針、計画を策定し、住民や議会への説明責任を果たし、PDCAサイクルの推進を徹底していただきたい。

2項目目、職員研修について、職員の資質向上のため、より多くの職員が受講できるような体制をつ

くり、研修成果を業務に反映するよう努められたい。

次は、町ホームページ等を用いて、情報提供、情報発信をする際には、多くの方々が簡単に必要な情報を得られるよう工夫されたい。また、情報公開の範囲を広げるよう努められたい。

次に、町の魅力づくりとしての観点から、若い世代が町に住みたいと思えるような保育料の設定を検討されたい。

ふれ愛タクシーについて、高齢化社会に向けた対応として、より機能を充実させ、町民が利用しやすい運用方法に見直しをされたい。また、土日運行を含めた検討結果を示されたい。

最後です。中学校の体育館屋根補修及びグラウンド整備については、生徒の安全を確保する観点から、要望も多くあり、早期整備に努められたい。

以上の意見、要望事項につきましては、極力次年度以降の予算に反映をさせるよう検討されたい。

なお、検討結果については、当初予算説明時に議会に対して説明をされたい。

以上でございます。報告を終わります。

○議長（内海和雄君） 以上で決算審査特別委員会委員長の報告が終了しました。

これから決算審査特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

12番議員、越川廣司君。

○12番（越川廣司君） 12番、越川でございます。

けさですね、今委員長が読み上げた内容を手にいたしました。それで、1点だけ私にはちょっと腑に落ちない点があったもんですから、委員長、それから議長、そして事務局のほうに、まだ時間があるからということで申し上げたところなんでございますけども。というのはですね、一般会計の一番冒頭に書いてあります青少年交流の家、子育て支援拠点施設等とありますね。これは一般的には、これは除くんです。各種事業、ここから始まるべきなんですね。わかっている人はわかっていたようでございますけども、このままこういう結果になったということなんですよ。まだ始まる前だからということで、私が要望させてもらったんですが、それについてですね、委員長、お答えをお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

〔決算審査特別委員会委員長 齊藤 博君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（齊藤 博君） 越川議員のほうからご質問がございました。越川議員のおっしゃることもわかる部分もあるわけですが、この3日間の経過の中で、具体的に青少年交流の家、それから子育て支援拠点施設等につきましては、委員の中でいろんなご意見がございました。執行部の説明を不十分ということで、何回も回答を保留し、そして新たな答弁を得ながら、それぞれの結論に達したわけでございます。そういう意味で、この事業は後に各種事業という曖昧な言葉ではなくて、一つの例示としてこれを取り上げる、そういう意味で私はここに列挙をさせていただいたということでございます。これは、各文字ともに、各委員にお諮りをいたして、その多数決で決定をしたことでございます。それ以外に他意はございません。

以上でよろしく申し上げます。

○議長（内海和雄君） 12番議員、越川廣司君。

○12番（越川廣司君） 決算ですから、いろんな意見はあります。それは当然なんですね。それで、結論

はその採決で行ったということなのですが、その間にいろいろあったように確認をしているわけなんですけども、そのときにやはり議員は全てわかっているわけじゃないんだから、やはり事務局にもその辺相談しなきゃいけないんですよ、相談をね。それで、また事務局のほうもだと思えますよ。そこでとめるぐらいの能力というか、持っていただかないと困ると思うんですね。だから、ただいきなりそのままに行っちゃったみたいだね。それで、採決すれば全部それでオーケー、そういうもんじゃないんですよ。やっぱり間違いと言っていいのかわかるかあれですけども、不自然なことについてはですね、やはり相談をすべきと思うんです。それについては相談をしたのかどうか。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○決算審査特別委員会委員長（齊藤 博君） じゃ、2回目の質問なんですけど、私が申し上げたのは、事業の審査に当たって具体的な事例が出てまいりまして、それで審査の項目も結構たくさんある中で、この2つの、特に2つの問題は、大きな関心と、正直申し上げれば、もう少ししっかりしてくれよという意見が多くあった、そのことは事実でございます。

今言われた中で、議員といえどもみんな知っているわけじゃないとかですね、そういうご意見は甚だ失礼な話で、皆さん自分の知識の中で判断をされて、言葉的に具体的に挙げずに書くという一つの方法もあるでしょう。しかしながら、一定の例示としてこれを出すということについて、各委員さんのご同意を得たものと私は思っております。全て事務局の問題ではございません。私が委員長といたしまして、文字も取りまとめをいたしました。そういう中で、採決をした結果でこの文言を決めたわけでございますので、その点は十分ご承知をいただきたいと思えます。例示として入れるかどうかということの越川議員との意見の違いだと思いますが、私は審査結果から申し上げて、ここへは例示したほうが良いと、そういう判断をしたものでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 12番議員、越川廣司君。

○12番（越川廣司君） 具体的な事例を出して、事件を出してその話しするのは、議論するのは、それは当然なんです。それで、齊藤さんお話が上手だからあれですけども、別に事務局のせいにしたわけでもない。そのときに、やはり委員長として、多分委員長はご存じだと思ったですよ。私でさえも知っているわけだから、役場にいればね。市役所にいればね。財政もやっているわけですからね。そのときに、これはちょっとあれかなと思ったら、事務局に聞けばいいんですよ。調べてもらう。私は、それが足りないと思う。結果として、こういうふうになったんでしょうけども、それは皆さんの採決の結果みたいに申し上げていましたけど、そういうもんじゃないということを申し上げたいと思えます。それについて何かあれば。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○決算審査特別委員会委員長（齊藤 博君） ご指導いただいたようなことなんですけど、確かに取りまとめの中で、具体的なものは書かないというのも一つあるというふうに申し上げたのは、そういう書き方もある。しかし、私は今回の審査委員会の自主的な審査の中からはいけば、例示すべきものだというふうに私は今思っております。今も。

それで、事務局のほうへ相談をしたのかということでございますが、具体的にはしておりません。各

審査の日にちごとに大体の取りまとめをいたしまして、最終日に字句の整理もやったわけですが、そのときに事務局には大勢の案文はお願いをいたしましたけれども、ここでいう具体的な名前を書くかどうかというようなことは特に議論になりましたが、この2つを例示をするということについては、事務局のほうへも相談もしてございません。委員会の委員の意見を取りまとめたということでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） ほかにありませんか。

15番議員、小早稲賢一君。

○15番（小早稲賢一君） 私のほうから委員長に質疑お願いいたしますけれども、一般会計の5番目のふれ愛タクシーについて1つご回答をお願いしたいと思いますけれども、前段の高齢社会に向けた対応として、より機能を充実させ、町民が利用しやすい運行方法に見直されたい、これは大変結構だと思っております。ただ、また土日運行を含めた検討結果を示されたい。その辺のところなんです、実は何年前か前に、1番議員である某議員がこのことについては一般質問で質問をされております。その時点で生涯学習課長が、膨大な費用がかかるということで説明はされております。今回それを参考にして、この問題を取り上げたのかどうか、まず1つお聞きしたいと思います。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

〔決算審査特別委員会委員長 齊藤 博君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（齊藤 博君） お答えをいたします。

ふれ愛タクシーにつきましては、今の小早稲議員がおっしゃった例示とはちょっと違ひまして、それを受けたものではございません。というのは、皆さんも決算委員会委員やられて、過去においてもですね、このふれ愛タクシーについてはいろいろ意見が出ておまして、結論的というか、要望はどの委員会でも、ある意味で同じような指摘をされていたと思うんですね。それが検討結果というものがなかなか示されてこない。我々が委員会として執行部に検討をお願いする、その検討の結果、どういうことであつたかというようなことはこれまでにないので、その辺も含めて、具体的に議会のほうへそういう対応の結果、そういうものを示していただきたいということで、これつけ加えたものでございます。ですから、先ほどの一般質問とは関係ございません。

○議長（内海和雄君） 15番議員、小早稲賢一君。

○15番（小早稲賢一君） それでは、再質問を含めて行いたいと思いますけれども、土日運行につきましては、これは何度も検討はされてきております。私、最初の運行委員長という形でこの問題には随分取り組んできた経験もありますし、立場でもありますので、その辺のところもちょっと話してみたいと思うんですが、まずこのふれ愛タクシーができた経緯につきましては、視察は議員同士で何度か視察はしています。それと、このふれ愛タクシーにつきましては、子供たちの通学の結局路線バスがなくなって、その後町としては通学する子供たちのために専用のバスを使っていたわけですね。そこへ高齢者の問題が浮かび上がってきて、それがその2つについてどうすべきかと、これが1つの発端だったわけです。ですから、土日にお金かけるよりは、ウイークデーに子供たちの通学の利便性と、それと買い物や病院に行く高齢者の人たちの利便性を図ろうということで、それも安く何とかしよう。それにしても、町としては予算組む上では、これが限界だというような形で進んできているわけです。



そういった中、二、三年前に某議員からこの質問が生まれて、生涯学習課長、当時ちょっと誰だったか忘れましたが、の答弁の中で、膨大なお金がかかるんだということで説明がされておりましたけれども、そういった意味で、私の要望としては、土日運行は確かにそれはいいとは思いますが、ただ、しかしその運用方法とかそういうものが、いわゆるタクシー会社のとか、他のバス運行の問題もありますので、その辺のところは自分たちの要望だけで済ますわけにいかないわけですから、その辺のところも考慮にいただいて、ひとつ考えていただきたいと。

以上です。

○議長（内海和雄君） 答弁はよろしいですね。

○15番（小早稲賢一君） していただいて結構ですよ。ぜひ。

○議長（内海和雄君） じゃ、7番議員、齊藤博君。

○決算審査特別委員会委員長（齊藤 博君） ふれ愛タクシーの発足に当たって、小早稲議員のほうからそういうお話聞きまして、大変ありがたかったのと、初めて私聞いたものですから、そうは思います。ただ、やっぱり高齢化が進んでまいりまして、結果的に中心はやっぱり高齢者というふうにならざるを得ない、そういう部分もあります。そこで委員会で申し上げたかったのは、私を感じましたのは、今小早稲議員がおっしゃったように金額の問題、それから他の運用業者との問題、幾つもあると思います。克服すべきものがですね。だけど、そのもとになるのは、町がどういう考え方で、どういう検討をするか。その結果皆さんが、議員含め町民がどういう判断をするかというところが肝心なところでございますので、そういう検討の足跡というんですかね、そういうものを議会に示していただきたいと。これは、過去にも何回か決算委員会で指摘をさせていただいておる問題ですから、もうそろそろ検討結果も公表いただきたいと、そういう趣旨でございますんで、特にこれやれと、そういうことまでは言っていない、そういうことでございます。よろしくお願いします。

○議長（内海和雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

これで決算審査特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 日本共産党の地福です。ただいまから平成27年度決算認定につきまして、平成27年度一般会計について反対の立場で討論に参加したいと思います。

日本共産党は、行政が限られた予算の中で、最大限町民の声を聞き、町民の立場に立って、町民の利益になる施策を進めていけるかどうか、それが判断の大きな基準となっています。これまで平成27年度の1年間の議会において、その都度議案についての意見も表明してきました。行政手法、税金の使い方など、幾つか指摘をして反対討論といたします。

まず最初に、財産の取得の問題です。土地の購入に際して、議会の議決なしで購入して1年も経てい

たことなど、また道路として本当に必要な道路なのか、そうとも思えない土地を購入した点は、金額だけの問題ではなくて、納得できるものではありません。また、計画が具体化されていないにもかかわらず、子育て支援施設の土地購入も不透明となっています。

2点目は、分庁舎の工事請負契約についても大分議論となりましたが、増額があったにもかかわらず、これも議会で十分な話し合い、議決、説明など経ないまま進みまして、業者に対して地方自治体として責任ある態度ではないというふうに思いました。

次に、3点目は、いまだに解決の糸口が見つけられない青少年交流の家です。決算の特別委員会でも出されたようですが、そもそも野球場の隅、道路際に短期間で建設しようとする理由が納得できません。理由もおっしゃっていましたが、であるならばですね、これまで何度も言っていますが、建設に反対はしていません。しかし、建設に当たっての十分な論議、また代替について、十分などという論議がされたのか、今回の方法しかなかったのか疑問があり、残念な状況です。

また、次に4点目ですが、国や県が決めたことで、酒々井町が決めたことではないと言われますが、マイナンバーの導入が昨年されました。情報流出の被害が深刻になるかもしれませんし、個人の所得がどれくらい医療費にかかったなどが把握され、社会保障の抑制につながるもので、導入せず廃止を訴えるべきでもなかったかと思えます。

次に、八ッ場ダムの出資金、これは毎年出しているわけですが、ずっと払うのかどうか。これは、本当に私たち酒々井町の町民にとってこの水は必要なのかどうか、この辺も疑問です。

次に、プレミアム付商品券の事業がありました。これも国が行った事業ではありますが、やり方については公平ではなかったという大きな問題になりました。事業後の理解できるわかりやすい説明、これもなかなかすんなりといかなかったのではないかと思います。十分な反省が必要ではないかと思います。

次に、中学校のグラウンド拡張の件です。用地購入はされましたけれど、中学生の声に応えるには、まだまだ非常に不十分な状況になっています。今後も購入、設計など努力しているようですが、なかなか進まないのにならぬという問題があるのか、どんな支障があるのか、平成28年度にも進めるとのことで期待はしていますが、優先度を高めて早期に整備に努めて、中学生の願いに、要求に応えるべきではないかというふうに思えます。

次に、少子高齢化に向けて、具体的な負担軽減に私たちの税金を使ってほしいという問題です。毎回言っていますが、紙おむつは全ての必要な人に、就学援助の基準をぜひ1.3にもしてほしいことなど、介護保険制度の今改悪が進んでいます。子供の貧困が言われる中で、私たちの税金は福祉や教育に大きく予算配分をしていくべきだというふうに思えます。

次に、既に設計し、議会に出されています工事費、いろんな工事あるわけですが、具体的に明らかにしない傾向があるのではないのでしょうか。いろんな文書には出されてあるとか、あるようですが、プレミアムエールの増築の問題だとか、ちびっ子天国管理棟の工事費だとか、あるいは中学校の体育館に1億数千円かかるとかということになって数字が出ているようですが、きちんと説明をしていただきたいと思えます。決算委員会でも出されたようですが、議会にもきちんと説明、報告をすべきではないのでしょうか。聞かれなければ答えない、そういう傾向があるように思えます。議会軽視ではないかとも思えます。私たち町民の税金ですので、要望のある工事であっても、費用はぜひどのくらいかかるのか、きちんと説明

をしていただきたい。精査して発注していただきたいと思います。

最後にですね、仕事が増えます。ふえつつあるのが行政、職員の方は大変ではないかと本当は思います。十分な職員の配置、増員をしてほしいと思います。非正規ではなく、なるべく正規に採用していただきたいと思います。そうすることによって、町民のサービス向上にもつながることだと思ふんです。また、専門職についてもふやしていただきたいと思います。

以上幾つか申し上げまして、平成27年度決算の反対、一般会計の反対討論といたします。

○議長（内海和雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番議員、越川廣司君。

〔12番 越川廣司君登壇〕

○12番（越川廣司君） 議席12番、越川でございます。ただいま議題となっております平成27年度一般会計及び特別会計につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

昨年に引き続き、大変厳しい財政状況の中、日本経済と財政運営、あるいは地方財政等の動向を考慮をしながら、酒々井町人口ビジョン及び酒々井町まち・ひと・しごと総合戦略、100年安心して住めるまちづくりプランを作成をするなど、総合計画に基づき実施計画の目標達成に向け、事業の投資効果及び緊急性に十分配慮をされ、事務事業の執行であったのではないかと思います。

また、個別にちょっと2点ほど申し上げますけれども、財産の取得でございますが、02—006号線の沿線には将来的な計画もあるわけございまして、まさに土地開発基金等で購入するなど、町の将来を見据えた事業であったというふうに思います。また、子育て支援拠点施設用地につきましても、計画的な事業でございまして、まさに意に沿ったものと思っております。以上申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 次に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 次に、賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

初めに、平成27年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

決算審査特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、平成27年度酒々井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は認定されました。

次に、平成27年度酒々井町水道事業会計決算の認定について採決します。

決算審査特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛

成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、平成27年度酒々井町水道事業会計決算は認定されました。

次に、平成27年度酒々井町下水道事業会計決算の認定について採決します。

決算審査特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、平成27年度酒々井町下水道事業会計決算は認定されました。

---

◎議案第1号及び議案第5号ないし議案第10号総括審議

（委員長報告及び質疑・討論・採決）

○議長（内海和雄君） 日程第2、議案第1号及び議案第5号ないし議案第10号を一括議題とし、これから総括審議を行います。

各常任委員会の審査の結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、佐藤修二君。

〔総務常任委員会委員長 佐藤修二君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤修二君） 総務常任委員会報告を行います。総務常任委員会に付託されました議案第5号、平成28年度酒々井町一般会計補正予算委員会担当分野につきまして審議の経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、9月8日に本委員会委員全員、副町長及び関係課長の出席を得て開催をいたしました。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました議案は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

参考に、審議結果は、議案第5号全員賛成でございます。

以上報告します。

○議長（内海和雄君） 次に、教育民生常任委員会委員長、高崎長雄君。

〔教育民生常任委員会委員長 高崎長雄君登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（高崎長雄君） 教育民生常任委員会報告。教育民生常任委員会に付託されました議案第1号、議案第5号委員会担当分野、議案第6号、議案第7号、議案第8号、以上5議案につきまして審議の経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、9月9日、本委員会全員、副町長、教育長、教育次長及び関係課長の出席を得て開催しました。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は、全員賛成より原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（内海和雄君） さらに、経済建設常任委員会委員長、酒瀬川健一君。

〔経済建設常任委員会委員長 酒瀬川健一君登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（酒瀬川健一君） 皆さんに報告する前に、一言ちょっとお謝りしたいことがございますが、ちょっときょう声の調子が余りよくないんで、聞きづらい点があるかと思いますが、その点はご了承願いたいと思います。

それでは、経済建設常任委員会報告をいたします。経済建設常任委員会に付託されました議案第5号委員会担当分野、議案第9号、議案第10号、以上3議案につきまして審議の経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、9月9日に本委員会委員全員、町長、参事及び関係課長の出席を得まして開催いたしました。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての3議案は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告終わります。

○議長（内海和雄君） 以上で各常任委員会委員長の報告が終了しました。

これから各常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

これで各常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 議席番号5番、御園生浩士でございます。議案第1号について賛成の立場で討論いたします。

酒々井町学校給食費に関する条例の制定についてでございます。学校給食費は、受益者負担が原則です。しかし、先生方の授業以外の業務負担が減り、児童生徒に向き合う時間がふえること、少額ではあるが、各家庭の金銭的負担が軽減すること、毎年給食費が完納されず欠損額がふえていることなどを考慮し、この新しい制度に変え、結果を検証することも必要と思う。町職員の不納欠損額ゼロ円を目指す心意気を感じるものであります。担当者に給食費の未収ゼロ円をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

同僚各議員の賛同をお願いいたしまして、終わりにいたします。

○議長（内海和雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

初めに、議案第1号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決します。

関係常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は関係委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎発議案第1号ないし発議案第4号

（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（内海和雄君） 日程第3、発議案第1号ないし第4号を議題といたします。

初めに、発議案第1号の提出者である酒瀬川健一君から趣旨説明を求めます。

3番議員、酒瀬川健一君。

〔3番 酒瀬川健一君登壇〕

○3番（酒瀬川健一君） 議席3番、酒瀬川でございます。発議案第1号、公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度にすることを求める意見書について趣旨説明をいたします。

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を酒々井町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。平成28年9月27日。提出者は私、酒瀬川健一、賛成者は佐藤修二議員、小早稲賢一議員、須藤伸次議員です。宛ては酒々井町議会議長、内海和雄様。

それでは、別紙意見書の案を読み上げさせていただきます趣旨説明といたします。

公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度にすることを求める意見書。

少子化対策が我が国の緊急課題となっているが、現行の国の対策では目に見える成果はあらわれていません。少子化の進行は、人口の急激な減少を招き、このまま推移すれば、2040年には500を越える自治体が消滅するという試算が出されております。

少子化対策は、国の経済対策や労働環境の改善などの多くの分野にまたがるが、子育ての分野では直面する「待機児童の解消」が重要課題となっております。

公立保育所は、地域の児童福祉施設として重要であるが、国は運営費などの一般財源化制度を導入しているため、地方自治体単独では施設の老朽化や保育水準の維持への対応が財政的に困難であります。

これは、待機児童の解消に逆行するものであり、民間事業者の進出が期待できない保育需要の小さい自治体や過疎地などにおいては公立保育所の存続が必要であります。

よって、国におかれましては、以下について緊急の対策を講じられるよう要望をいたします。

1、公立保育所一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年9月27日。酒々井町議会。宛先は内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当（少子化対策）大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上であります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 以上で提出者の趣旨説明が終了しました。

これから発議案第1号に対する質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

以上で発議案第1号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議案第1号、公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度にすることを求める意見書の提出について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから発議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は可決されました。

次に、発議案第2号の提出者である小早稲賢一君から趣旨説明を求めます。

15番議員、小早稲賢一君。

〔15番 小早稲賢一君登壇〕

○15番（小早稲賢一君） 15番議員、小早稲賢一でございます。発議案第2号について行います。

保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出について。上記議案を別紙のとおり酒々井町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。平成28年9月27日。提出者、酒々井町議会議員、小早稲賢一、賛成者、同じく佐藤修二議員、賛成者、同じく須藤伸次議員。酒々井町議会議長、内海和雄様。

趣旨説明を行います。原文を読ませていただきます。

保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書。

待機児童の解消は、保育施設の不足だけでなく、施設が空いていても保育者がいないため、子どもを受け入れることができないという保育士不足も大きな要因となっている。過疎地でも保育士確保が困難な状況であり、保育士不足は全市町村に共通の課題である。

この原因は、保育士の賃金の低さや労働条件の厳しさにある。

賃金では、一般の労働者に比べ、月額で10万円程度低いことが国会でも明らかにされ、職員配置も配慮を要する子どもが増えているにもかかわらず、実態とかけ離れた状況に置かれている。



そのため、職業として働き続けることができず、多くの保育士が辞めていく状況となっている。

保育士の有資格者は現職保育士の2倍程度いるとされているが、賃金を労働者の平均と同等にすることや、実態に見合う職員配置の実現により保育士不足の解消につながるものと見込まれる。

よって、国におかれては以下について緊急の対策を講じられるよう要望する。

1、保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日。酒々井町議会。内閣総理大臣、安倍晋三殿以下各大臣。そして、衆参両議長。

以上です。

○議長（内海和雄君） 以上で提出者の趣旨説明が終了しました。

これから発議案第2号に対する質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

以上で発議案第2号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議案第2号、保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから発議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は可決されました。

次に、発議案第3号の提出者である平澤昭敏君から趣旨説明を求めます。

11番議員、平澤昭敏君。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

○11番（平澤昭敏君） 発議案第3号、子ども・子育て支援新制度において、公立認定こども園の施設整備に国の補助制度を創設することを求める意見書の提出についてであります。上記議案を別紙のとおり酒々井町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。平成28年9月27日。提出者、平澤昭敏、賛成者、佐藤修二議員、賛成者、小早稲賢一議員、賛成者、須藤伸次議員。酒々井町議会議長、内海和雄様。

趣旨説明を行います。

子ども・子育て支援新制度において、公立認定こども園の施設整備に国の補助制度を創設することを求める意見書。

少子化対策が国の緊急課題となっているが、現行の国の対策では目に見える成果はあらわれていない。少子化の進行は、人口の急激な減少を招き、このまま推移すれば、2040年には500を越える自治体が消滅するという試算が出されています。

少子化対策は国の経済対策や労働環境の改善など多くの分野にまたがるが、子育ての分野では、特に女性が安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりが必要となっている。

また、幼児期のしっかりとした教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものである。

そのためには、幼児期の教育を行う幼稚園と保育を行う保育所の機能をあわせ持つ「認定こども園」を整備する必要がある。

しかしながら、公立認定こども園の施設整備費への国の補助がないため、地方自治体のみで整備を進めることは困難である。

これは、少子化対策に逆行するものであり、一億総活躍社会の基盤となる教育と保育を両立するため、新規民間事業者の進出が期待できない教育・保育需要の小さい自治体や過疎地などにおいて、公立の認定こども園の整備が必要である。

よって、国におかれては、以下について緊急の対策を講じられるよう要望する。

1、子ども・子育て新制度において、公立認定こども園の施設整備に国の補助制度を創設すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日。酒々井町議会。内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当（少子化対策）大臣、衆議院議長、参議院議長。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 以上で提出者の趣旨説明が終了しました。

これから発議案第3号に対する質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

以上で発議案第3号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議案第3号、子ども・子育て支援新制度において、公立認定こども園の施設整備に国の補助制度を創設することを求める意見書の提出について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから発議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、発議案第3号は可決されました。

さらに、発議案第4号の提出者である高崎長雄君から趣旨説明を求めます。

16番議員、高崎長雄君。

〔16番 高崎長雄君登壇〕

○16番（高崎長雄君） 16番議員、高崎長雄です。ただいまから発議案第4号について説明します。

農業を強化する農業改革を推進することを求める意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり酒々井町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。平成28年9月27日。提出者、高崎長雄、賛成者、越川議員、もう一名、賛成者、濱口議員。酒々井町議会議長、内海和雄様。

それでは、趣旨説明を行います。

農業を強化する農業改革を推進することを求める意見書。

農業を取り巻く環境は、価格の低迷、農業従事者の高齢化や後継者離れが課題となっている中で、農地の荒廃が進み、耕作放棄地が増加しています。

そのような状況の中、政府・自民党は農林水産業骨太方針策定プロジェクトチームにより、国内農業を強化するための農業改革を論議しています。

論議の中で、農薬や肥料といった生産資材の価格の引き下げや農家の減収を穴埋めする農業保険の創設などが争点となっており、11月に具体策を求め、予算や法案に反映させ、国内農業を強化する考えである。

これは、農業への新たな担い手の確保や農業に対する競争力の強化にもつながることと期待しているものであります。

よって、国におかれましては、TPPの批准に合わせ、以下について緊急の対策を講じるよう要望します。

- 1、肥料や農薬の生産資材の価格の引き下げを行うこと。
- 2、農業の収入の穴埋めする農業保険を創設すること。
- 3、農産物の輸出1兆円目標に向けた方策をすること。
- 4、チェックオフ制度の具体化をすること。
- 5、次世代農業の人材育成をすること。
- 6、加工食品の原産地表示を拡大すること。
- 7、地域農業再生のため、自由度の高い予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、4番のチェックオフ制度ですけど、これは農産物輸出拡大を図るため、海外向けのPR活動などの費用の一部を農家の拠出金として集める制度です。

平成28年9月27日。酒々井町議会。内閣総理大臣初め各大臣宛てです。

議員各位の賛同をよろしく願います。

○議長（内海和雄君） 以上で提出者の趣旨説明が終了しました。

これから発議案第4号に対する質疑を行います。

5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） 議席番号5番、御園生浩士でございます。ただいまの意見書について、何点かわからないことがありますので、お答えいただければと思います。

4点ほどございます。1つが下の中にあります1、肥料や農薬など、生産資材価格の引き下げを行うことというふうにあります。これは自由な経済活動を縛ることにはなりはしないか。公正な取引ができないのではないかとこのように考えております。また、民業圧迫に当たるのではないかとこのように思います。また、引き下げを行った場合にですね、当事者の会社の人件費等に影響が及んで、労働条件が悪くなるのではないかとこのように懸念しておりますが、そのことが1点。

それから、2番目の農家の収入を穴埋めする収入保険の創設をすることですが、それのご説明をお願いしたい。

それから、4番目、チェックオフ制度の具体化をするということで、最後にご説明ありましたが、もう一度、済みませんが、具体的にご説明をお願いしたいと思います。私の知識の中では、非常にこの辺は欠落しておりまして、私の勉強不足を痛感しているところでありますが、ぜひとも説明をお願いします。

それから、最後になりますが、TPPについてですね、現在アメリカでは大統領選挙が行われております。トランプ、クリントン、両名とも選挙戦で反対を表明しておりますが、そのことについてはどのような考えがあるのかお聞かせください。

以上4点です。よろしく申し上げます。

○議長（内海和雄君） 16番議員、高崎長雄君。

○16番（高崎長雄君） 大分ご質問難しくて、答えられるものだけ私のほうからお答えします。

まず、1番ですけども、これ肥料や農薬の生産資材の引き下げということですが、これ別に業者を泣かせるためにやっているわけじゃありません。表示したわけではありません。やっぱりこれは政府等の補助制度などを、そういうものを大まかに要望するものであります。

2番目の農家の収入というか、穴埋めというか、最近はこの世界でも保険制度が確立されていますので、これからそういう農家の保険も適用できればというふうな要望、これも要望です。

チェックオフ制度ですけど、先ほど申したとおり、農産物輸出、海外向けですね、最近は大分国内の農産物も人気出てまいりまして、輸出拡大を図るため、海外向けのPR活動ですから、そんなにかかると思いませんけども、その費用の一部を農家の人たちにも拠出して、それを集めている制度のことをチェックオフ制度というふうな。

最後のTPPです。TPPはちょっと私には難しくて、今国会でこれから論議しますので、その辺の推移を見守りたいと思います。

○議長（内海和雄君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） ありがとうございます。

1と2については、ちょっとわかりづかったものですから、後ほどご担当の方とお話を聞かせてい

ただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（内海和雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 以上で発議案第4号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議案第4号、農業を強化する農業改革を推進することを求める意見書の提出について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） 私は、発議案第4号、農業を強化する農業改革を推進することを求める意見書の提出について反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、農業を取り巻く環境の問題、価格の低迷あるいは農業従事者の高齢化や後継者離れが課題となっています。そういう中で、農地の荒廃が進み、耕作放棄地が増加していると。こういう現状認識については、私もそのとおりだと思います。

そこで、やはり問題について、対策を講じる上でやはり大事なのは、どうしてこういう状況になったのか、原因をやはり明らかにしておかなければ的確な対策が行われたい、こう私思います。そういう点では、私も農業をしています、私が農業を始めたころには、いわゆる夢を持って農業に従事することができました。それは何かといえば、日本の農業の大黒柱である米づくりについては、食糧管理制度という、いわゆる食管制度という制度がございました。これによって、生産者には再生産を保障する、そして消費者の皆さんには家計を圧迫しない消費者米価という、いわゆる二重米価で国が財政措置をし、この食管制度によって日本の食糧不足が、戦後の食糧不足から、米で言えば100%の自給を実現することができた。残念ながら、米輸入によってこの食管制度が廃止されて、以後外国からの77万トンの外米がいまだに入ってきている。こういう中で、国内の米価の低迷が始まっております。

そういう中で、当然後継者も育たないし、耕作放棄地も増大してきたという、そこにやはり原因があるわけであって、やはり自民党農政の失敗がこういう状況を招いてきたと、そこをやはり指摘しなければならぬと思います。

そして、何よりも私最大の問題点は、TPP批准に合わせと。批准を大前提の対策では、どんな対策を講じても農業を守ることはできません。まさにTPPから撤退することが最大の対策だと私は思います。さきの参議院選挙の結果を見ても、青森、宮城、岩手、新潟、山形、福島、長野など、農村基盤を中心とした地域での統一候補が当選するという、そういう結果から見ても、TPPでは農業を守れない。

以下7点挙げておりますが、2点目の先ほどありました農家の収入を穴埋めする収入保険制度の創設、今政府が考えているのは、いわゆる過去5年間の価格の基準として、それに対する保険制度ということですので、当然今米価にとってみてもですね、再生産をはるかに割る低米価で、これに保険を掛けても、幾ら掛けても、農家の所得が得られない、再生産できない、こういうものだということを指摘しておき

たいと思います。

価格保障と所得補償を組み合わせた農産物の補償制度が必要です。これは、世界どこでも行っている、農業、食料を守る、行っている制度です。この7点ほどありますが、1、資材の価格の引き下げ、あるいは5番目の次世代の人材育成、あるいは6番目の加工食品原材料の産地表示の拡大、こういう問題については立場を同じものとするものであります。

T P P の批准を大前提にした意見書には反対する立場を表明して討論といたします。

○議長（内海和雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから発議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、発議案第4号は可決されました。

---

◎佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員選挙の件

○議長（内海和雄君） 日程第4、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員に濱口信昭君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました濱口信昭君を佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員の当選人と決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、濱口信昭君が佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員に当選されました。

濱口信昭君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をしま

す。

---

◎議員派遣の件

○議長（内海和雄君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、お手元にそれぞれ配付しましたとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元にそれぞれ配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（内海和雄君） 以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成28年第3回酒々井町議会定例会を閉会します。

（午前10時50分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 年 月 日

議 長 内 海 和 雄

署 名 議 員 須 藤 伸 次

署 名 議 員 那 須 光 男